

令和3年8月25日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（16名）

1番	板倉克典	2番	那須英二
3番	小久保照枝	4番	堀岡敏喜
5番	加藤明由	6番	佐藤仁志
7番	横井克典	8番	江崎貴大
9番	加藤克之	10番	高橋八重典
11番	鈴木みどり	12番	早川公二
13番	平野広行	14番	三浦義光
15番	佐藤高 清	16番	大原 功

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

3番	小久保照枝	4番	堀岡敏喜
----	-------	----	------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（36名）

市 長	安藤正明	副 市 長	村瀬美樹
教 育 長	奥山 巧	総 務 部 長	横山和久
市民生活部長	伊藤仁史	健康福祉部長兼 福祉事務所長	山下正巳
建設部長	伊藤重行	教 育 部 長	柴田寿文
総務部次長兼 企画政策課長	伊藤淳人	健康福祉部次長兼 保険年金課長	服部利恵
建設部次長兼 土木課長	小笠原己喜雄	会 計 管 理 者	伊藤えい子
教育部次長兼 歴史民俗資料館長	伊藤隆彦	監 査 委 員 長 事 務 局 長	佐藤雅人
総 務 課 長	鈴木博貴	財 政 課 長	立石隆信
人事秘書課長	山森隆彦	防 災 課 長	太田高士
税 務 課 長	横江兼光	収 納 課 長	細野英樹
市民課長兼 鍋田支所長	伊藤篤由	環 境 課 長	田口邦郎
市民協働課長	藤井清和	商工観光課長	浅野克教
十四山支所長	山田 淳	健康推進課長	山守美代子

福祉課長	梅田英明	介護高齢課長兼 総合福祉 センター所長兼 十四山総合福祉 センター所長	安井幹雄
児童課長	飯田宏基	農政課長	上田忠次
都市整備課長	三輪秀樹	下水道課長	水谷繁樹
会計課長	服部朋夫	学校教育課長	渡邊一弘
生涯学習課長兼 十四山スポーツ センター館長	中野修	図書館長	岩田繁樹

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐野智雄	書	記	佐藤文彦
書記	鷺尾里恵			

6. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 報告第1号 専決処分の報告について
- 日程第5 同意第2号 教育委員会委員の任命について
- 日程第6 議案第29号 弥富市手数料条例の一部改正について
- 日程第7 議案第30号 弥富市個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第8 議案第31号 弥富市市民ホール条例等の一部改正について
- 日程第9 議案第32号 令和2年度弥富市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 日程第10 議案第33号 令和3年度弥富市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第11 議案第34号 令和3年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第35号 令和3年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第36号 令和3年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第37号 令和3年度弥富市下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第15 認定第1号 令和2年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第16 認定第2号 令和2年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第17 認定第3号 令和2年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第18 認定第4号 令和2年度弥富市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第19 認定第5号 令和2年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第20 認定第6号 令和2年度弥富市下水道事業会計決算認定について

日程第21 請願第4号 弥富市残土条例の制定を求める請願書

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開会

○議長（大原 功君） ただいまより令和3年第3回弥富市議会定例会を開会いたします。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、議場には定足数の8人を下回らないよう入場し、他の議員につきましては、議員控室のモニターにて視聴し審議に参加してください。

なお、採決につきましては、全議員が議場に入場して行います。

また、傍聴者の皆様方につきましては、会議中は静粛をお願いしたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

それでは、会議に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大原 功君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第88条の規定により、小久保照枝議員と堀岡敏喜議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定

○議長（大原 功君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

第3回弥富市議会定例会の会期を本日から9月22日までの29日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月22日までの29日間と決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 諸般の報告

○議長（大原 功君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

市長から、地方公共団体の財政健全化に関する法律の規定により令和2年度の健全化比率報告書並びに資金不足比率報告書の提出がなされました。次に、監査委員から、地方自治法の規定により例月出納検査の結果、定期監査の結果及び財政援助団体等の監査の結果がそれぞれ提出され、その写しを各位のお手元に配付してありますので、よろしく願いをいたします。

以上、諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 報告第1号 専決処分の報告について

○議長（大原 功君） 日程第4、報告第1号を議題といたします。

地方自治法第180条の第2項の規定に基づき、専決処分の報告について、各位のお手元に配付してあります文書をもって報告に代えさせていただきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 同意第2号 教育委員会委員の任命について

○議長（大原 功君） この際、日程第5、同意第2号を議題といたします。

安藤市長に提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（安藤正明君） 改めまして、おはようございます。

令和3年第3回弥富市議会定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、公私とも極めて御多忙な中を御出席賜りまして厚くお礼を申し上げます。

今定例会におきまして、まず初めに御提案申し上げ、御審議いただきます議案は同意1件でございます。その概要につきまして御説明申し上げます。

同意第2号教育委員会委員の任命につきましては、鈴木由美氏が令和3年9月30日任期満了のため、その後任者として宇佐美貴江氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大原 功君） これより質疑に入ります。

質疑の方ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題になっております同意第2号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論の方ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 討論のないことを確認いたしましたので、討論を終結し、これより採決に入ります。

同意第2号は、原案どおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、同意第2号は原案どおり同意することに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第29号 弥富市手数料条例の一部改正について

○議長（大原 功君） この際、日程第6、議案第29号を議題といたします。

安藤市長に提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（安藤正明君） 次に提案し、御審議いただきます議案は条例議案1件でございます、その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第29号弥富市手数料条例の一部改正につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

以上が提案する議案の概要でございますが、議案の詳細につきましては市民生活部長から説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大原 功君） 議案の説明を市民生活部長に求めます。

伊藤市民生活部長。

○市民生活部長（伊藤仁史君） 議案第29号弥富市手数料条例の一部改正について御説明申し上げます。

3枚はねていただきまして、弥富市手数料条例の一部を改正する条例のあらましを御覧ください。

1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、地方公共団体情報システム機構が個人番号カードを発行するものとして明確化されることに伴い、個人番号カード再交付手数料を廃止することとした。

2. この条例は、令和3年9月1日から施行することとした。以上でございます。

○議長（大原 功君） これより質疑に入ります。

質疑の方ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第29号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論の方ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 討論のないことを確認いたしましたので、討論を終結し、これより採決に入ります。

議案第29号は、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第29号は原案どおり可決、決定をいたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第30号 弥富市個人情報保護条例の一部改正について

日程第8 議案第31号 弥富市市民ホール条例等の一部改正について

日程第9 議案第32号 令和2年度弥富市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

日程第10 議案第33号 令和3年度弥富市一般会計補正予算（第6号）

日程第11 議案第34号 令和3年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

日程第12 議案第35号 令和3年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第13 議案第36号 令和3年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第14 議案第37号 令和3年度弥富市下水道事業会計補正予算（第1号）

日程第15 認定第1号 令和2年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について

日程第16 認定第2号 令和2年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

日程第17 認定第3号 令和2年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第18 認定第4号 令和2年度弥富市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第19 認定第5号 令和2年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第20 認定第6号 令和2年度弥富市下水道事業会計決算認定について

○議長（大原 功君） この際、日程第7、議案第30号から日程第20、認定第6号まで、以上14件を一括議題といたします。

安藤市長に提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（安藤正明君） 次に提案し、御審議いただきます議案は、条例関係議案2件、法定議

決議案 1 件、予算関係議案 5 件、決算認定議案 6 件でございます。その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第30号弥富市個人情報保護条例の一部改正につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第31号弥富市市民ホール条例等の一部改正につきましては、公の施設の使用料の適正化を図る等のため必要があるものであります。

次に、議案第32号令和 2 年度弥富市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分につきましては、下水道事業会計未処分利益剰余金を処分するため必要があるものであります。

次に、議案第33号令和 3 年度弥富市一般会計補正予算（第 6 号）につきましては、予防接種等委託料や学校情報機器購入費等の関係費用を計上するものであります。

次に、議案第34号令和 3 年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）から議案第 36号令和 3 年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）までの特別会計につきましては、全会計で 2 億 2,210 万円の増額を計上するものであります。

次に、議案第37号令和 3 年度弥富市下水道事業会計補正予算（第 1 号）につきましては、十四山南部処理場の曝気攪拌装置修繕費の増額を計上するものであります。

次に、令和 2 年度各会計の決算認定についてであります。

令和 2 年度の決算におきましては、G I G A スクール構想の実現に向けた学校情報通信ネットワーク環境施設整備工事を完了するなど、所期の目的を達成することができましたことは、市議会議員の皆様をはじめとして市民の皆様方の御理解、御協力によるものであり、改めて深く感謝を申し上げます。

ここに、認定第 1 号令和 2 年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定のほか、認定第 2 号令和 2 年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定から認定第 5 号令和 2 年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定までの特別会計につきまして、地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、及び認定第 6 号令和 2 年度弥富市下水道事業会計決算認定の企業会計につきましては、地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、監査委員の意見をつけ、議会の認定を求めるものであります。

以上が提案する議案の概要でございますが、議案の詳細につきましては関係部長から説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大原 功君） 議案の説明を関係部長に求めます。

なお、補正予算及び決算認定については総務部長に求めます。

横山総務部長。

○総務部長（横山和久君） 総務部所管の議案説明をさせていただきます。

議案第30号弥富市個人情報保護条例の一部改正について説明いたします。

3枚はねていただきまして、弥富市個人情報保護条例の一部を改正する条例のあらましを御覧ください。

1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。

2. この条例は、公布の日から施行することとした。

次に、議案第31号弥富市市民ホール条例等の一部改正について説明いたします。

多いですが、25枚はねていただきまして、弥富市市民ホール条例等の一部を改正する条例のあらましを御覧ください。

1. 公共施設の使用料適正化に関する方針に基づき、公の施設の使用料を利用者の受益の対価として適正な額とし、市民の負担の公平性を確保するため、次の公の施設の使用料の額の改定を行うこととした。

(1) 弥富市市民ホール条例関係、弥富市市民ホールの利用に係る使用料から、(16) 弥富市産業会館条例関係、弥富市産業会館の利用に係る使用料。

2. その他必要な規定の整備を行うこととした。

3. この条例は、令和4年4月1日から施行することとした。ただし、一部については公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用することとした。

4. 令和4年4月1日前に行う利用の許可に係る使用料については、なお従前の例によることとした。

以上で、総務部所管の議案の説明を終わります。

○議長（大原 功君） 次に、伊藤建設部長。

○建設部長（伊藤重行君） 失礼いたします。

議案第32号令和2年度弥富市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分につきましては、令和2年度弥富市下水道事業会計未処分利益剰余金1億418万2,816円のうち1億418万円を建設改良積立金に充てるため、地方公営企業法第32条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。以上でございます。

○議長（大原 功君） 次に、横山総務部長。

○総務部長（横山和久君） 議案第33号令和3年度弥富市一般会計補正予算（第6号）につきましては、歳入歳出それぞれ2億9,792万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を167億6,307万円とするものであります。

歳入予算の主な内容といたしましては、普通交付税1億4,721万6,000円、民生費県補助金1億5,954万9,000円、繰越金1億5,398万4,000円を増額計上する一方、財政調整基金繰入金1億6,590万9,000円、市債の臨時財政対策債1億510万円を減額するものであります。

歳出予算の主な内容といたしましては、総務費におきまして結婚新生活支援補助金300万円、民生費におきまして介護施設等整備事業補助金1億5,425万1,000円、衛生費におきまして予防接種等委託料3,416万9,000円、農林水産業費におきまして土地改良施設整備補助金353万円、消防費におきまして消防施設整備費補助金96万円、教育費におきまして学校情報機器購入費を小・中学校合わせまして1,095万円を計上するものであります。

次に、議案第34号令和3年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出それぞれ1億1,046万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を40億3,499万4,000円とするものであります。

歳入予算の内容といたしましては、その他繰越金1億1,046万4,000円を増額計上するものであります。

歳出予算の内容といたしましては、国民健康保険事業財政調整基金積立金1億83万4,000円、一般会計繰出金963万円の増額であります。

次に、議案第35号令和3年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、前年度保険料等の納付状況の確定に伴い保険料等負担金過年度分等を計上し、歳入歳出予算の総額を6億7,464万5,000円とするものであります。

次に、議案第36号令和3年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、介護保険支払準備基金積立金7,296万2,000円、一般会計への繰出金1,643万5,000円等を計上し、歳入歳出予算の総額を36億7,798万1,000円とするものであります。

次に、議案第37号令和3年度弥富市下水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、収益的収入の営業外収益では県補助金275万円を計上し、収益的収入の予定額を9億4,611万7,000円とし、収益的支出の営業費用では、十四山南部処理場の曝気攪拌装置の修繕費550万円を計上し、収益的支出の予定額を8億9,554万4,000円とするものであります。

次に、認定第1号令和2年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定につきましては、予算現額210億6,559万3,000円、これに対する歳入決算額205億5,111万6,492円で、収入率は97.6%、歳出決算額198億6,503万2,715円で、執行率は94.3%となりました。

歳入におきましては、前年度と比べ、市税全体では6,679万8,981円の減額となりました。その内訳の主なものは、市民税が4,259万4,490円、固定資産税が2,961万4,315円であります。市税以外の主なものでは、普通交付税が3億9,477万4,000円、国庫支出金が66億9,049万435円、県支出金が10億7,140万1,606円交付され、歳入全体では前年度に比べ6.7%、12億9,617万3,251円の増額となりました。

一方、歳出におきましては、総務関係では図書館棟の浄化槽を廃止して公共下水道に切替え工事を行うとともに、人口ビジョンの策定及び第2期弥富市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定いたしました。

福祉関係では、新型コロナウイルス感染症に伴う緊急経済対策として特別定額給付金を支給いたしました。また、総合福祉センターの屋上防水工事を行うとともに、高齢者の外出支援のため福祉タクシー料金助成事業を拡充し、利用券の交付枚数を年間36枚とし、高齢者福祉の増進を図りました。

保健衛生関係では、健康都市宣言の下、予防接種、各種健診事業等の受診率向上を図り、疾病予防を推進するとともに、新火葬場建設工事を継続して施工しました。

農業関係では、水田農業構造改革事業、多面的機能支払事業を推進しました。また、緊急農地防災事業をはじめとする土地改良事業を行い、農道、排水路など農業生産基盤の整備に努めました。

商工関係では、新型コロナウイルス感染症の影響により冷え込んだ消費を喚起するため、プレミアム付商品券発行事業を実施しました。また、感染症対策休業協力金交付事業により、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に努めました。

土木関係では、道路利用者の安全対策として市道中央幹線2号、市道五之三45号線等の道路改良工事を行い、幹線道路などの整備を図りました。

防災関係では、消火栓新設工事等を行うとともに、大規模災害発生時に優先度の高い通常業務を適切に実施・継続のため、業務継続計画の修正を行いました。

教育関係では、GIGAスクール構想の実現に向けた学校情報通信ネットワーク環境施設整備工事を行うとともに、児童1人1台タブレットを配備し、ICT環境の整備に努めました。

社会教育施設関係では、中央公民館ホールの舞台照明用ボウダーケーブル取替え修繕工事、また体育施設関係では総合体育館大屋根谷どいの防水改修工事など、快適で安全な施設の整備を行いました。

次に、認定第2号令和2年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入歳出決算額2億6,005万9,145円の内容といたしましては、名古屋第3環状線の街路事業前ヶ須工区において、先行取得しておりました土地を県に売却しましたので、基金を取り崩して一般会計に繰り出しを行いました。

次に、認定第3号令和2年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入決算額38億6,814万6,810円、歳出決算額37億5,768万2,576円であります。

次に、認定第4号令和2年度弥富市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入決算額6億2,885万9,028円、歳出決算額6億2,820万3,629円であります。

次に、認定第5号令和2年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入決算額34億799万1,315円、歳出決算額33億1,205万1,732円であります。

次に、認定第6号令和2年度弥富市下水道事業会計決算認定につきましては、収益的収入

及び支出のうち、収入の下水道事業収益の決算額は10億1,647万4,220円で、支出の下水道事業費用の決算額は8億4,838万3,956円であります。

次に、資本的収入及び支出のうち、収入の資本的収入の決算額は11億720万5,616円で、支出の資本的支出の決算額は13億6,507万4,065円でありまして、公共下水道事業では、前ヶ須処理分区、下之割北処理分区、佐古木東処理分区、海老江北処理分区及び海老江南処理分区の管渠布設工事等の面整備事業を引き続き進めました。また、農業集落排水事業では、十四山北部地区、弥富北西部地区及び広大海地区の機能強化対策工事等を行いました。以上でございます。

○議長（大原 功君） お諮りいたします。

本案14件は継続議会で審議したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、本案14件は継続議会で審議することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第21 請願第4号 弥富市残土条例の制定を求める請願書

○議長（大原 功君） この際、日程第21、請願第4号弥富市残土条例の制定を求める請願書を議題といたします。

請願第4号はお手元に配付してありますので、請願文書表のとおり所管の委員会に付託いたします。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしましたので、本日の会議はこれにて散会いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時30分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 大原 功

同 議員 小久保 照 枝

同 議員 堀 岡 敏 喜

令和3年9月3日
午前10時00分開議
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（16名）

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 板倉克典 | 2番 | 那須英二 |
| 3番 | 小久保照枝 | 4番 | 堀岡敏喜 |
| 5番 | 加藤明由 | 6番 | 佐藤仁志 |
| 7番 | 横井克典 | 8番 | 江崎貴大 |
| 9番 | 加藤克之 | 10番 | 高橋八重典 |
| 11番 | 鈴木みどり | 12番 | 早川公二 |
| 13番 | 平野広行 | 14番 | 三浦義光 |
| 15番 | 佐藤高 清 | 16番 | 大原 功 |

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

| | | | |
|----|------|----|------|
| 5番 | 加藤明由 | 6番 | 佐藤仁志 |
|----|------|----|------|

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（36名）

| | | | |
|--------------------|---------|--------------------|--------|
| 市 長 | 安藤正明 | 副市長 | 村瀬美樹 |
| 教 育 長 | 奥山 巧 | 総務部長 | 横山和久 |
| 市民生活部長 | 伊藤仁史 | 健康福祉部長兼
福祉事務所長 | 山下正巳 |
| 建設部長 | 伊藤重行 | 教育部長 | 柴田寿文 |
| 総務部次長兼
企画政策課長 | 伊藤淳人 | 健康福祉部次長兼
保険年金課長 | 服部利恵 |
| 建設部次長兼
土木課長 | 小笠原 己喜雄 | 会計管理者 | 伊藤 えい子 |
| 教育部次長兼
歴史民俗資料館長 | 伊藤隆彦 | 監査委員
局長 | 佐藤雅人 |
| 総務課長 | 鈴木博貴 | 財政課長 | 立石隆信 |
| 人事秘書課長 | 山森隆彦 | 防災課長 | 太田高士 |
| 税務課長 | 横江兼光 | 収納課長 | 細野英樹 |
| 市民課長兼
鍋田支所長 | 伊藤篤由 | 環境課長 | 田口邦郎 |
| 市民協働課長 | 藤井清和 | 商工観光課長 | 浅野克教 |
| 十四山支所長 | 山田 淳 | 健康推進課長 | 山守美代子 |

| | | | |
|------------------------------|------|---|------|
| 福祉課長 | 梅田英明 | 介護高齢課長兼
総合福祉
センター所長兼
十四山総合福祉
センター所長 | 安井幹雄 |
| 児童課長 | 飯田宏基 | 農政課長 | 上田忠次 |
| 都市整備課長 | 三輪秀樹 | 下水道課長 | 水谷繁樹 |
| 会計課長 | 服部朋夫 | 学校教育課長 | 渡邊一弘 |
| 生涯学習課長兼
十四山スポーツ
センター館長 | 中野修 | 図書館長 | 岩田繁樹 |

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

| | | | | |
|--------|------|------|---|------|
| 議会議務局長 | 佐野智雄 | 書 | 記 | 佐藤文彦 |
| 書 | 記 | 鷺尾里恵 | | |

6. 議事日程

| | |
|------|------------|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 一般質問 |

~~~~~○~~~~~

午前10時00分 開議

○議長（大原 功君） 会議に先立ち、報告いたします。

西尾張CATVより本日及び6日月曜日、撮影と放映を許可されたい旨の申出がありました。

よって、弥富市議会傍聴規則第9条の規定により、これを許可することにいたしましたので、御了承をよろしく願いいたします。

本市議会では、新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた対策として、短時間で終了するよう効率的な運用に努めることを取り決めています。この対策として、6番目の佐藤高清算議員と11番目の加藤克之議員、13番目の早川公二議員は通告した一般質問を取り下げいたしました。

質問、答弁される皆さんは、努めて簡潔明瞭にされるようお願いをいたします。

なお、傍聴者の皆様方におかれましては、会議中は静粛にさせていただきようよろしくお願いをいたします。

ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大原 功君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第88条の規定により、加藤明由議員と佐藤仁志議員を指名いたします。

一般質問を始める前に、安藤市長より発言を求められております。

これを許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

安藤市長。

○市長（安藤正明君） 皆さん、おはようございます。

一般質問前の貴重なお時間をいただきましたことに感謝を申し上げます。

本市の新型コロナウイルス感染症におけます感染者数、またワクチン接種の状況等についてお伝えをさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症患者数は、8月に入り全国的に爆発的な拡大をしております。このことは、本市におきましても同様でございます。8月31日現在ではございますが、本市のこれまでの新型コロナウイルス感染症患者数は396人であります。8月1か月を見てもみると、105人の感染者が報告をされております。そのうち、20代から40代が63%を占めております。このところの傾向といたしましては、御家族お一人の方が感染をし、配偶者の方、またはお子さんが感染するというケースが非常に増えてきております。

また、8月の感染者の症状につきましては、残念ながらお亡くなりになられた方が1名、重症が1名、あとは軽症、無症状ということでございます。

次に、本市のワクチン接種の状況でございますが、8月28日までに1回でも接種をされた方、また9月10日までに御予約を入れている方を1回接種とみなしますと、4万620人がワクチン接種の対象者となりますが、3万982人が接種済みとなり、接種の割合は76%ということになります。8月の感染者の状況と比例いたしますが、20代のワクチン接種率が55%と年代別の中では一番低くなっております。

また、海南病院の医療の状況でございますが、昨日、奥村院長にお伺いしてまいりました。海南病院のコロナ患者の受入病棟は22床ございます。そのうち、病院といたしましては最高でも8割ほどの稼働で進めていきたいということでしたが、現在は20床から17床の利用ということでございます。海部医療圏の中核病院として、また三次救急患者を積極的に受け入れる救命救急センターの指定を受けた病院として、逼迫した中ではありますが、可能な限り地域の救急医療に貢献してまいりますとのことでございました。

このところの感染者の傾向は、報道でもなされておりますが、ワクチン未接種の方の感染率が非常に高くなってきております。また、接種済みの方が感染しても軽症の場合が多いようでございます。

ワクチンに期待される効果につきましては、感染そのものを防ぐ感染予防の効果、感染しても症状が出るのを抑える発症予防の効果、症状が出て重症にならないようにする重症化予防の効果、多くの方がウイルスへの抗体を持つことで、社会全体が守られる集団免疫の効果があるとされております。接種を希望される市民の方でまだ予約がお済みでない方は、ウェブまたはコールセンターでの予約をお願いいたします。

最後になりますが、市民の皆様には、ワクチンを接種された方も引き続き、手洗い、手指消毒、またマスクの着用など感染予防対策の徹底をよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（大原 功君） 議事整理のため、暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時06分 休憩

午前10時08分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（大原 功君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

## 日程第2 一般質問

○議長（大原 功君） 日程第2、一般質問を行います。



順次発言を許します。

まず、那須議員。

○2番（那須英二君） 2番 那須英二。

通告に従いまして質問をさせていただきます。

今回は、1. JR名鉄弥富駅及び踏切の整備について、2. 弥富市職員の労働環境、ハラスメント等に対する相談体制の2点について質問させていただきます。

まず初めに、JR名鉄弥富駅の事業に関しまして、46億円という総工費の中で45億円、すなわち97%以上が税金で行われる事業となっています。

また、JRと名鉄の駅舎が今1つにもかかわらず、それをJRは2階の空中駅、名鉄は北側1階の地上駅にすると、駅舎が2つに分かれる、自由通路は自転車が通れない歩行者専用道路となっております。

また、一番危惧されているのは、踏切がとても危険な状況。特に西側の踏切には、警備員を立たせなければ安全が確保できないというような状況の下で、警備員を早朝から雇っているわけでございますけれども、安全対策が求められているという状況の下でこの事業が優先され、行われるものとなっています。それについて、多くの市民の方が疑問を持っている状況だと思います。

そこで、JR名鉄弥富駅及び踏切の整備についてですが、この間、市長はこの自由通路についての説明会や自治会への懇談会で、市民の御意見を直接聞いたと思います。まずはその感想、雰囲気、市民の声について確認したいと思います。まず、この間の説明会や自治会との懇談会でどのような意見が多かったのでしょうか。

○議長（大原 功君） 伊藤建設部長。

○建設部長（伊藤重行君） おはようございます。

それでは、御答弁申し上げます。

令和3年6月30日に開催いたしました名古屋都市計画道路の変更に関する説明会及び、令和3年7月20日から市内6地区で開催をいたしました区長、区長補助員の皆様との意見交換会におきまして、本事業におけます説明をさせていただきました。当時多かった意見といたしましては、事業の効果について、事業費について、道路と踏切を含めた道路等を優先に整備すべきではないのかという意見が主なものでございました。

○議長（大原 功君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 事業費、効果、そして道路等を優先、これは恐らく西側踏切の前後の道路に関してだと思いますが、そういう御意見が多かったと思います。それに対して、市はどのように受け止めて考えているのでしょうか。

○議長（大原 功君） 建設部長。

○建設部長（伊藤重行君） このたびいただきました様々な御意見などに対しましては、市は可能な限りお答えをさせていただき、この事業の必要性を御説明させていただきました。本市といたしましては、駅の東西踏切道を含む道路整備の重要性を再確認するとともに、それを現実化させるための駅周辺の一体的なまちづくりに取り組んでまいります。以上でございます。

○議長（大原 功君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 意見交換会、あるいは説明会等では、ほとんど市民の御意見は反対意見だったと思います。このままの整備ではなくて、よく考えてほしいという意見ばかり。そのような意見しかない中で、このまま市民の声を聞き入れずに進めていくのでしょうか。

○議長（大原 功君） 建設部長。

○建設部長（伊藤重行君） 説明会におきましては、事業に対し厳しい意見もいただいております。その一方では、早く整備してほしい、自転車を通すことはできないか、近鉄とJRの間の道路も引き続き整備をしてほしい、市の玄関口なので整備をしてほしいなど、自由通路及び橋上駅舎化事業を核とする駅周辺のまちづくりに賛成する意見や要望、提案等もいただいております。

本市といたしましては、この事業に対する様々な御意見につきまして、取り入れられるものは取り入れながら事業の進捗を図ってまいります。

○議長（大原 功君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 覚書等も締結されて進んでいて、議員にも説明がありますけれども、大幅な事業変更はできないということで説明がありました。そのような中で、後から市民の説明会を行ったり、懇談会を行って御意見いただいても、なかなか変更できないという壁に阻まれている、これが今現状だと思います。

また、もう一つは、市長が日の出、桜学区の自治会との懇談会の帰りの際、区長や区長補助員たちの前で、この事業はとは言っていませんが、もう決まっていますということで強く言い放っていました。これに対して、市民の方からは、ぜひどういう意図なのか聞いてほしいということなので、市長が自分の言葉で答えていただければと思います。

○議長（大原 功君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） JR名鉄弥富駅自由通路及び橋上駅舎化事業につきましては、これまでも御説明させていただいておりますが、本市の最上位計画である弥富市総合計画やまちづくりの基本方針である弥富市都市計画マスタープランの中で重点施策に位置づけられている事業でございます。これらの計画を策定する際には、アンケート調査を実施し、市民の意見もお聞きしております。

なお、本事業につきましては、市民の皆様に広報「やとみ」やホームページ等を通じて、

事業の内容、事業の必要性等を説明させていただいてまいりました。また、過日開催いたしました本事業の都市計画決定に関する説明会や区長、区長補助員の皆様との意見交換会におきましても御意見をお聞かせいただいております。

さて、議員の質問の、この事業はもう決まっていますとは、市民の意見を聞くことなく進めるということですかということにつきましてでございますが、これはJR名鉄弥富駅自由通路及び橋上駅舎化事業については、説明会でお話をさせていただきましたスケジュールに沿って進めてまいりますという市の方針を述べさせていただいたものであり、決して市民の意見をお聞きすることなく進めるという趣旨ではございません。先ほど部長が答弁しましたとおり、市民の御意見につきましては、事業に反映できる御意見はできる限り反映させていきたいと考えております。これまでも、議会においては当事業の進捗状況等を報告しながら、計画段階に係る予算を議会にお認めいただき事業を進めてまいりました。以上でございます。

○議長（大原 功君） 那須議員。

○2番（那須英二君） そういう意図だったということですが、実際その場に居合わせて、直接伺っている市民の方々、あるいは区長、区長補助員さんは、その言葉にがっかりされているわけですので、やっぱり市長としては言葉を選んでしっかりと対応していただければというふうには思っていますので、その辺は注意しておきます。

また、様々な意見を聞き、できることはということですが、できることが少ないから問題なのであって、その辺についてやっぱり大本から一度立ち戻る必要があるんじゃないかということで、私のほうからも市民のほうからも御意見をいただいているわけですが、あとまた都市計画決定、確かにあります。この事業自体を何もするなということではないんですが、ただ事業効果や事業費の関係、よく言われる費用対効果の関係、あるいは踏切の整備と一体だったという解釈があったものですから、その辺も含めて、市民の方々がやっぱりこれではおかしいじゃないかと。ちょっとお金がかかり過ぎるし、税金負担が多過ぎる。そのくせ踏切の整備はしないのかということで問題があるものですから、ちょっと立ち止まってほしいという御意見が多いということなんです。その辺をしっかりと認識していただければというふうに思っています。

また、最も多く出された御意見は、自由通路より先に踏切の拡幅をしてほしいと、前後の道路を拡幅してほしいということであったと思いますが、それについてはどのように考えておりますでしょうか。

○議長（大原 功君） 建設部長。

○建設部長（伊藤重行君） 踏切道の拡幅につきましては、JR名鉄弥富駅周辺におきまして、県道と市道、踏切との位置関係が交通安全上の課題となっております。それらを解決するには、踏切につながる前後の道路の整備も必要となることから、踏切を含む面的な整備を行う

必要があります。しかし、面的整備には、住民の合意形成から事業完了までに長い期間を要するため、まずはＪＲ名鉄弥富駅自由通路及び橋上駅舎化事業により、自由通路と弥富駅北口駅前広場を整備いたしまして、東西踏切の人や自転車、自動車の交通量を減らすことで安全性を確保してまいりたいと考えております。その後、駅周辺のまちづくりにおいて、踏切を含む面的整備を実施し、踏切拡幅等の整備を行っていく考えでございます。

○議長（大原 功君） 那須議員。

○２番（那須英二君） 面的な整備をするには、住民の合意形成がなかなか難しいというところがあるかということで、そのときも市のほうから答弁をしておりました。踏切は、前後の道路の拡幅がまとまらない、そういうことで困難だということでございます。

前後の道路については、地権者の合意が得られないので困難だと答弁しておりました。私が前回の議会で、地権者にいつ交渉に行き確認したのかと質問した際には、30年以上も前に交渉した話であったということをしていました。30年前であると、当時、この駅前の通りは大変にぎわっている。それこそ銀座通りと言われていたときだと思います。その頃に交渉したところで、それは合意が得られなかったというふうに思います。しかし、今はどうですか。銀座通りの面影はなく、お店はほとんど閉まっており、古い家や空き家も空き地も目立つ状況で、当時とは全然状況が違っていると思います。

また、踏切前後の道路については、自由通路整備が終わり、近鉄、ＪＲ間の駅前周辺整備が終わって、その後、踏切の整備を考えていきたいというふうに答弁しておりました。それっていつの話になりますかと。それこそ30年、50年先ということでしょうか。むしろ今こういう状況だからこそ交渉して行っていくべきであり、新しい家がどんどん建て替わってからやろうとしても、それはまた交渉ができなくなってしまうのではないのでしょうか。整備する順番が逆であり、できない理由が、30年以上前に交渉して合意ができなかったこととしていますけれども、国交省の危険な踏切と指定もある中で、今こそ再度、この踏切及び前後に接続する道路の拡幅を優先して進めるよう改めるべきではないでしょうか。

○議長（大原 功君） 建設部長。

○建設部長（伊藤重行君） ＪＲ名鉄弥富駅の東西の３つの踏切につきましては、将来的に踏切道の拡幅を実現させるために、本市と鉄道事業者との協議を重ね、国に要望した結果、令和３年４月の踏切改良促進法の改正に合わせて、国土交通省から改良すべき踏切道の指定を受けたものでございます。踏切対策の例といたしましては、連続立体交差や踏切拡幅、自由通路整備などがあり、今回効果が早期に発現できることから自由通路整備を選択しており、東西踏切の人や自転車の交通量を減らすことで安全性を確保してまいります。

さらに、踏切道の拡幅につきましては、現在近鉄弥富駅とＪＲ名鉄弥富駅との間の地区で検討しております弥富駅周辺地区まちづくりの中で、駅周辺のバリアフリー化を図りながら、

安全性、利便性の高い駅前空間の形成を推進していき、連鎖的な整備の中で最終的には踏切道の拡幅につなげたいと考えております。

○議長（大原 功君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 今、自由通路に関しては、自転車が通れないという計画でありますので、東西踏切の自転車の交通量が減るということは極めて考えにくいという状況です。また、歩行する人も、駅を利用される方はもちろん北のほうから乗られたりすることもあるかと思えますけれども、利用をされずに通り抜けるというだけの方は、基本的には階段を上ったり下りたりしなくてもいい踏切を通るということが想定されるわけです。実際、蟹江でも桑名でもそういった状況になっています。そういう中で、やはり自由通路をすれば、人や自転車の交通量が大きく減るんだという想定は私は甘いというふうに思っています。

また、踏切の拡幅については、最終的にやっていくということなんですが、最終的にという中は、本当に自由通路の整備をして、駅前周辺整備をして、その後となるわけです。そうすると、本当に何年先か分からないという状況の下で、やっぱり市民としては早急に安全性を確保してほしい、踏切を広げてほしい、あるいは前後の道路を広げてほしいというところを願っているわけですので、それについてもっと本当に本格的に、やっぱり優先順位を先にするという検討をぜひしていただきたいと思うわけです。

そういう中で、どうして今そんなに自由通路にこだわるのか。早期発現ができると言っていますけれども、46億円、税金負担でいうと45億円をかけても本当に効果がそこまで現れるのかという疑義がある中で、自由通路事業に踏み切っているのかというところで、やっぱりここで立ち止まって、もう一度考え直すべきだと思います。

そして、今ほとんどが車社会です。車社会である現代にとっては、踏切、道路の安全の整備のほうが何倍も利便性が高くなり、自転車も安全になるならば、安全性にも高い効果を発揮し、同時に維持管理コストも抑えられ、バリアフリーとしても解消する方法だと思いますが、なぜこんなにも自由通路にこだわるのでしょうか。

○議長（大原 功君） 伊藤建設部長。

○建設部長（伊藤重行君） 先ほども御説明をいたしました。踏切道の拡幅整備及びそれにつながる道路整備につきましては、踏切を含む面的整備を行う必要があると考えておりました。その整備には住民の合意形成から事業完了までに長い期間を要するため、まずはJR名鉄弥富駅自由通路及び橋上駅舎化事業により、自由通路と弥富駅北口駅前広場を整備し、東西踏切の自転車、自動車の交通量を減らすことで安全性を確保してまいりたいと考えております。その後において、その後のまちづくり周辺地区の整備におきまして、踏切を含む面的整備を実施し、踏切道の拡幅整備を行ってまいります。

○議長（大原 功君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 自由通路事業に関しては、早期発現、今計画が進んでいますから、一番確かに早いと思います。しかし、その効果が本当に市が見込むほど得られるのかということなんですよ。桑名駅でも蟹江駅でも自由通路を整備していますけど、そんなに通っていないという声を聞いています。そういう中で、弥富市にとっては、北側にそうした、例えば蟹江という大手デパートのような商業施設があるかといえばそうじゃありません。蟹江のように住宅を整備して、住宅街が新しいところが出て、団地が出てきているということなのかといってもそうでもない。そういう状況の下で自由通路を整備したところで、どれだけの人を通るのかと。その46億円に見合った事業効果があるのかと。逆に、この46億円をここでかけてしまったら、今後の整備ができるのかということになるわけです。そういう中で、やっぱりそうだったら、踏切の整備を先にしてほしいというのが今の市民の声であり、私たちも求めるところだということになるわけです。ぜひ優先順位をいま一度立ち返って、考え直していただきたいというふうに思っています。

また、事業合意に時間がかかると言っていますけれども、今一番やりやすい状況だと思うんです。本当に先ほど言ったように、新しい家が建ってから交渉に行ったら、絶対に交渉に応じてくれる確率が減りますよ。今だからこそ整備しやすい状況が整っている。また、もっと言うならば、今後は車新田地区の区画整理計画もあるわけですよ。車新田については、代替地としてふさわしい状況だと私は思っています。そういう中で、一番今やりやすい状況になっているからこそ、優先順位を考えて、今費用対効果を大きくしていくためには、ここで立ち止まって計画を変更していくことだって必要だと思うんです。

今、もしこの自由通路を整備してしまえば、今の蟹江駅、24億円という事業の中でも、毎年300万円かかると。弥富の場合はその倍ぐらいの事業ですから、その倍近く維持管理費、毎年コストがかかるでしょう。そしてまた、道路補修、大型補修となれば、また何十億とかかるわけです。そういう将来においても、またまた維持管理コストが大きくなっていく事業をここで本当に進めてしまっているのか。やっぱりいま一度考え直す必要があると思いますので、今回住民の声を聞きながら、本当に住民の皆さんが一番望んでいるのは、踏切の拡幅、道路の拡幅ということが分かったかと思うんです。そういう中で、ぜひ優先順位を考えた検討していただきたいというふうに思っています。

JRについては質問としては終わりますけれども、ぜひいま一度再検討をお願いしたいというふうに思います。

2つ目のテーマといたしましては、弥富市職員の労働環境、ハラスメント等による相談体制についてです。

最近になって職員の配置が毎年のように変わったり、部課で一斉に職員が替わったりして、これで本当に引継ぎがうまく行っているのか心配になります。また、市職員の方から、不安

や悩み、あるいはハラスメントについて相談があることもあります。そこで、今回現状の確認と対策について確認していきたいと思います。

まず、職員のローテーションについて、どのような基準によって部署の異動や配置を決められているのでしょうか。

○議長（大原 功君） 横山総務部長。

○総務部長（横山和久君） 職員のローテーションのことでございますが、人事異動は組織を活性化させるとともに、職員の能力開発という面においても重要な役割を担っています。各配属先において様々な分野の業務を体験することで、幅広い知識と経験が職員の育成につながり、どこへ配属されてもその経験を生かすことができます。その中で、組織として最大の効果を上げるために、職員の適性を把握し、適材適所の配置に努め、役職にもよりますが、原則3年から5年の期間による計画的な職員のローテーションに配慮した人事管理を推進しております。

○議長（大原 功君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 3年から5年に計画的なローテーションをしているということですが、これは市幹部内で共有して、市幹部で相談を行いながら配置しているのでしょうか。

○議長（大原 功君） 総務部長。

○総務部長（横山和久君） 職員の退職者による補充や昇任、昇格者、協議等に併せて、人事評価をはじめ、必要に応じて所属の部課長等から意見や職員の希望等も参考にしつつ、市幹部による協議を重ね、計画的に配置決定されるものです。

○議長（大原 功君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 今、市幹部によって協議を重ねて計画的に行っているということですが、該当する市幹部というのはどこになりますか。

○議長（大原 功君） 総務部長。

○総務部長（横山和久君） 基本的に部長以上でございます。

○議長（大原 功君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 部長以上が相談し合っているというのであればいいかなとは思いますが、そういう状況がなかなか見られないということで聞いたところもありますので、その辺についてはしっかりとやっていただきたいかというふうに思っています。

また、例えば今年度でいうと、健康福祉部では、部長も課長も人等も一斉に替わってしまっております。これで本当に引継ぎの体制がうまく取られているのか心配になりますが、いかがですか。

○議長（大原 功君） 総務部長。

○総務部長（横山和久君） 適正な人事管理に努めている中、結果としてそのような異動が生

じてしまうケースがございますが、様々な環境で職務を担当することも、職員にとって能力開発に重要な機会ともなります。異動による市民サービスの低下がないよう、効率的な事務引継ぎが実施できるよう、課員全体でフォローできるような体制を取っております。

○議長（大原 功君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 結果としてそういう異動になってしまうということもあるということですが、やはり主軸となる人がせめて少しは残らないと、やっぱり経験というのは引継ぎされないと。書面だけでは伝わらない部分等もありますので、ぜひ担当部の中で主軸となる人材、ある程度は引継ぎなども考慮して配置していくべきだと思いますが、いかがですか。

○議長（大原 功君） 総務部長。

○総務部長（横山和久君） 限られた人員で業務を円滑に適切に遂行するため、職員には今まで以上に高い専門性や多様性のある能力が求められます。議員御指摘の各課での主軸となる人材について適正に配慮しつつ、効果的な人事管理に取り組んでまいります。

○議長（大原 功君） 那須議員。

○2番（那須英二君） ぜひそのようにお願いします。

また、本人の希望の聞き取り等はあるのでしょうか。また、どれぐらいの割合で希望部署に配属されているのかお答えください。

○議長（大原 功君） 横山総務部長。

○総務部長（横山和久君） 希望部署へ配属された職員の割合については、お示しできる数字は持ち合わせておりませんが、現在導入しています人事評価制度を活用し、職員の挑戦意欲を喚起するとともに意向を把握し、特定業務へ反映するなど、評価結果について効果的に反映しております。

全体の人事管理をしていく中で、全て希望どおりになるものではありませんが、適正な人員配置に努めてまいります。

○議長（大原 功君） 那須議員。

○2番（那須英二君） もちろん全て希望どおりになるということはないということですが、ころころと変わる部署の中で、もちろん3年、5年のローテーション、あとまた様々な職種において経験を積んでいくということ自体はそのとおりだと思うんですが、ただそうやっていく中でも、本当に毎年のように部署を替わるということもあるわけです。そういう中で、やっぱりその業務が安定しなければ、なかなか本人にとっては仕事のモチベーションが下がってしまうということにもなるわけですが、ぜひそういう中でお答えしていただきたいのは、職員の中でメンタル等によって休職している方はどれくらいいますでしょうか。



○議長（大原 功君） 総務部長。

○総務部長（横山和久君） 個人が特定できるため、課ごとについての回答はできませんが、現在休職している職員数は、いずれもメンタル等を理由に、事務職が2名、保育職が1名、合計3名が休職中でございます。

○議長（大原 功君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 今度は、同様に過去3年間で職員がメンタル等の理由によって退職しているケースはどれくらい出ておりますでしょうか。

○議長（大原 功君） 総務部長。

○総務部長（横山和久君） 過去3年間で退職した事務職、保育職につきましては、一身上の都合を理由に退職されております。自己都合ということで全ては把握しておりませんが、保育職については、例えば結婚や出産など、各家庭の都合などを理由とした退職が多く見られております。

○議長（大原 功君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 自己都合ということで、なかなかつかみにくいところもあるのではないかと思います。結婚や出産等の理由に関しては、おめでたいことだというところでありますので、その点についてはいいんですけれども、ただそうではない理由というのも多々存在しているというふうに思っています。そういう中で、過去10年間でセクハラ、パワハラ等、ハラスメント等が確認されたケースはありますか。

○議長（大原 功君） 総務部長。

○総務部長（横山和久君） 過去10年間におけるパワハラ、セクハラ等のハラスメントについて認定されたケースはございませんが、記録に残っている限り2件の相談は確認しております。

○議長（大原 功君） 那須議員。

○2番（那須英二君） なかなかこうしたハラスメント等というのはデリケートな問題ですので、表に出にくいものだと認識しています。市が把握していなくても、本人が不快を感じてしまえばハラスメントということもあります。また、それを内に秘めてしまっているケースもあり、自己都合という理由で退職することも考えられます。

そこで確認です。ハラスメントや職場環境、人間関係等の悩みを相談できる機関はありますか。

○議長（大原 功君） 総務部長。

○総務部長（横山和久君） 臨床心理士による心理相談、心の相談日を毎月1回開催しており、職員の心理的な相談を受ける体制がございます。また、ハラスメントに関する基本方針を策定し、人事秘書課において相談を受け、必要に応じて相談の解決に向けて調整等を行います。

○議長（大原 功君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 心の相談日があるということですが、日常的には人事秘書課に相談窓口があるよということですが。ただ、そういった市の内部で相談機関を設置しても、やっぱり相談しにくい部分があると思います。特に、庁舎の中、あるいは保育所の中で、職場の中で起こっているものというのをそうした内部機関に相談するにしても、やっぱり相談しにくいというところがあるかと思います。

相談機関を設置するなら外部機関、例えば社会福祉協議会などの協力も得ながら行うとか、全く別の外部委託によって行うことが望ましいと思います。人材育成、休職、退職を減らすためにも、できれば外部機関、産業カウンセラーのような方を配置して、もしくは定期的に相談できる日、月1回はあるということですがけれども、もう少し日にちを増やしたり、委託するなどして相談機関を設置してはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（大原 功君） 横山総務部長。

○総務部長（横山和久君） 本市では、海南病院に産業医を委嘱しており、本市保健師を管理者とする職場での職員衛生委員会の場において、適切な助言をいただいております。また、先ほどの御答弁と重複いたしますが、月に1度臨床心理士による心の相談日を開催しております。予約制ではございますが、毎月職員の申込みに応じて開催をしております。議員御指摘の外部機関による相談機関の設置も考えられますが、心の相談日の利用率や職員の声を傾聴しつつ、必要に応じて心の相談日の拡充をしております。

○議長（大原 功君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 今、海南病院に産業医を委嘱しておりということですがけれども、直接職員の方が海南病院の産業医に相談できるということはあるんですか。

○議長（大原 功君） 横山総務部長。

○総務部長（横山和久君） 直接相談ということは、現在はできておりません。

○議長（大原 功君） 那須議員。

○2番（那須英二君） ありがとうございます。

そういう中で心の相談日を利用してくださいと。また、その利用率については、今多分数字は出ていないのかな、ありますか。ないので、後で確認しに行きますが、そうした状況も見ながら、必要に応じて考えていくということですので、ぜひそうした不幸な退職や休職がないように頑張ってくださいと思います。

最後に、今後の休職、退職を防ぐために、市として何か考えていることはありますでしょうか。

○議長（大原 功君） 横山総務部長。

○総務部長（横山和久君） 本市では、現在職員の心理的な負担の程度を把握するための検査

として、ストレスチェックの実施により職員の休職、退職の防止対策をしております。職員のメンタルヘルス不調を未然に防止する観点から、職員自身の働き方や環境についてストレスの状況を確認できます。高ストレスと判定された職員は、医師による面談指導を実施しております、引き続き、適正な人事管理による異動と、配置や業務配分のバランスに配慮し、メンタルヘルス研修、ハラスメント研修などを継続的に実施してまいりたいと考えます。

いずれにいたしましても、職員のメンタルヘルスの不調は、本人のみならず他の職員、ひいては組織全体の職務遂行に影響することになります。職員が心身の健康を保ちながら職務に専念できるよう、風通しのよい職場環境を整え、行政サービスの向上に努めてまいります。

○議長（大原 功君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 様々なところでチェックをしていたり、高ストレスと判定されれば面談指導も行っておるということでございます。

そういう中で、私のほうに相談があったケースもあったわけですがけれども、やはりなかなかそういう相談体制も知らないという方も、職員の中には見えるんじゃないかなと思いますので、その辺の周知に関してもぜひ積極的に取り組んでいただければと思います。職員を守り育成することが住民サービスの向上、弥富の発展につながるというふうに思いますので、ぜひ積極的な今後の対応をお願いしまして、質問としては終了させていただきます。

○議長（大原 功君） 暫時休憩いたします。再開は午前10時55分といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時44分 休憩

午前10時55分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大原 功君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、1番 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 1番 板倉克典。

通告に従いまして質問をさせていただきます。

市内の防災や道路問題についてと小・中学校の活動と市の関わりについて質問いたします。

1つ目は、市内の防災や道路問題について伺います。

気象庁や内閣府は、東海地震、南海トラフ地震はいつ発生してもおかしくないという考え方です。また、木曽川の河口に位置する弥富市では、異常降雨が続いた場合、木曽川堤防の決壊が大変心配される場所です。弥富市地域防災計画にも書かれていて計画されています地域での防災活動が実施される場としての防災広場について伺っていきます。過去に予算がついたこともあります白鳥学区の地域防災計画に基づく防災広場の計画を伺えますか、お願いします。

○議長（大原 功君） 横山総務部長。

○総務部長（横山和久君） 白鳥学区に防災広場を整備することを目的に、平成22年度の予算で土地購入費が計上されました。しかし、当時候補地の用地交渉がまとまらない状況の中、平成23年3月11日に東日本大震災が発生しました。本市は、当時、東日本大震災の観点から、防災広場をどのように整備すべきなのか転換期が来ていると判断し、高さが低い防災広場を整備することよりも、津波、高潮などといった浸水被害から命を守るために、まずは高台の緊急時避難場所を優先的に確保することを重点とし、今日まで進めております。

白鳥学区についても、今まで緊急時避難場所の確保のために、民間施設を利用した官民協定の締結を進めてきました。白鳥学区の今後の計画は、高さの低い防災広場を整備するのではなく、引き続き緊急時避難場所を拡充するために、前ヶ平地内にあります旧海部農業改良技術センターの建物を緊急時避難場所として利用できるよう計画しております。

○議長（大原 功君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 市内のほとんどが海拔ゼロメートル地帯で、津波や高潮、木曾川堤防の決壊が心配されるところであり、設置の優先順位は広場でなく、まず高所の避難場所であることは理解できます。

地域防災計画ですが、年に1度の防災会議で計画し、策定されていると認識しております。市民の皆さんもこの計画を読んで調べます。東日本大震災から10年たち、防災広場に対する考え方が変わり、広場の整備が計画から外れてきているのであれば、表現を変えることも必要であると考えます。その中で、事務事業評価や行政評価も変わってくるのではないかと思います。その検討をお願いしまして続けます。

8月には日本各地で集中豪雨が発生し、大きな被害が各地で起きました。ゼロメートル地帯の弥富市内では、過去冠水の発生が度々起きています。市内何か所か冠水が起きやすい地域があります。その中の一つ、佐古木地区の竜頭公園周辺が冠水する問題で、その解決方法で公園周辺の道路のかさ上げが以前検討され、計画されたけれども、工事には至らず現在に至っているようですが、再び計画する考えはありますか。

○議長（大原 功君） 伊藤建設部長。

○建設部長（伊藤重行君） 竜頭公園周辺の道路のかさ上げは、冠水問題の解決策の一つの案として浮上したものであります。その案について、地元関係者に聞き取りをした結果、車の出入りや宅内排水に支障が出るというおそれがあることなどの理由から、道路のかさ上げには理解をいただけなかった方がお見えになり、実施には至りませんでした。その後、道路内に別系統の排水側溝を設置したことにより被害は軽減いたしましたが、抜本的な解決はなりませんでした。

また、竜頭公園周辺の冠水は、幹線水路である宝川に流入する支線水路の末端に、地元管

理組合が管理する水門が設置されており、その構造が排水の支障となっていることが冠水の一つの要因と考えております。したがって、現在その水門の改築に向けて、地元管理組合との協議を進めているところであり、水門を改修することで排水状況を改善し、冠水問題の解消を図っていきたいと考えておりますので、現在のところ道路のかさ上げの計画はございません。

○議長（大原 功君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） かさ上げは、水をとどめない物理的な方法として有効だと思いましたが、根本にある排水問題の解消を図っていくということで理解いたしました。協議を進めていっていただきたいと思います。

次に、市内道路の歩道未整備区間について、過去にも質問させてもらっている箇所ですが、伺います。

市道弥生通線、ポプラ台団地付近の歩道設置ですが、土地所有者との交渉等の進捗状況を伺えますか。交渉が難航しているのであれば、その理由も併せて答弁いただけますか。

○議長（大原 功君） 建設部長。

○建設部長（伊藤重行君） 市道弥生通の西中地交差点から東名阪自動車道までの一部の区間で用地測量や詳細設計等を行いました。用地取得につきましては、関係する土地所有者に用地の取得の協力を打診いたしましたところ、現況が水路敷や道路敷である土地の所有者からは、過去に行われた土地改良事業に関する御意見や市の方針と異なります用地買収の意向の回答をいただいております、現在交渉は進んでいない状況でございます。以上でございます。

○議長（大原 功君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 接触事故があるたびに、またかと地域の方たちが思う市道弥生通線です。歩行者や自転車の安全のため、地域の人たちの要望が強くなります。交渉の続行をお願いしまして続けます。

県道子宝愛西線、又八地区の歩道設置ですが、用地測量に着手したその後の進捗状況、そして今後の流れなど伺えますか、お願いします。

○議長（大原 功君） 伊藤建設部長。

○建設部長（伊藤重行君） 愛知県に確認いたしましたところ、令和2年度に着手いたしました歩道設置に関する用地測量は、令和3年5月に完了いたしました。今後は、大字又八新田名義の土地の所有権移転登記ができる見込みが立った後、その他の方を含めて用地交渉に入り、用地買収を進めることになっていると聞いております。

なお、大字又八新田名義の土地の所有権移転登記につきましては、現在、愛知県と本市が協力し、その手法について法務局と協議をしているところでございます。以上です。

○議長（大原 功君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 現在工事中の県道弥富名古屋線ができて接続されると、さらに危険度が増す箇所になっています。複雑な事情の土地だと理解はしておりますが、県と力を合わせて進めていただきますようお願いいたします。続けます。

同じく一般県道子宝愛西線の十四山子宝橋の北の派出所近くの歩道未整備区間ですが、昨年12月の質問には、昨年度中に詳細設計に入っていて、今年度は用地測量に入ると答弁をいただいておりますが、進捗を伺えますか。

○議長（大原 功君） 建設部長。

○建設部長（伊藤重行君） 詳細設計を令和2年度、令和3年度で行い、また令和3年度には用地測量に入る予定と聞いておりましたが、愛知県に確認いたしましたところ、用地測量は令和4年度以降に実施するとのことでした。本市といたしましては、愛知県に対しまして、速やかな事業の進捗を図るよう要望してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（大原 功君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 大型車も頻繁に通る中、自転車や歩行者が一旦車道に出なければならぬ危険な箇所になっています。県の予算の変更は起こり得ることはあるにしても、今いただいた答弁の中でも、用地測量は令和4年度に実施するのではなくて、令和4年度以降に実施するとありました。以降がついていますので、先が見えない県の返答になっている気がします。県への要望を粘り強くお願いしまして、2つ目の表題に参ります。

小・中学校の活動と市の関わりについて質問します。

弥富市内小・中学校は、夏休みも終わって授業が始まっている中で、教職員の皆さんは新型コロナウイルス感染症の感染対策を講じながら教育活動をされています。前例がなく、先の状況も予測することが困難な中、大変な力を尽くされていると認識しております。頭が下がる思いでございます。

質問させていただきます。小学校の運動会の日程やプログラムをコロナ禍の中でどのように変更したのか、そしてそれは学校と弥富市の協議はあったのでしょうか、お願いします。

○議長（大原 功君） 柴田教育部長。

○教育部長（柴田寿文君） 全小学校の運動会は5月を予定していましたが、4月7日に愛知県から緊急事態が宣言され、運動会を秋に延期することを弥富市校長会と協議し、教育委員会との連名で保護者に通知をいたしました。

○議長（大原 功君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 小学校各校での秋に開催される発表会の予定は変更があったのでしょうか、そしてそれは学校と弥富市の協議はあったのでしょうか、お願いします。

○議長（大原 功君） 教育部長。

○**教育部長（柴田寿文君）** 学習発表会等の予定に変更はございませんが、今後、新型コロナウイルスの感染状況によっては変更することがございます。変更するときは、必要に応じ、学校は教育委員会と協議します。

○**議長（大原 功君）** 板倉議員。

○**1番（板倉克典君）** 昨年度は、新年度スタートのときから臨時休校がありました。今年度は臨時休校もなく、授業時間の遅れはなかったと思います。この夏のコロナ感染が低年齢化する前に、発表会や運動会を簡素化する決定をされました。準備時間、練習時間を極力減らすという昨年の踏襲だったのか、学校や保護者などと教育委員会が話し合った結果の決定だったのでしょうか、伺えますか。

○**議長（大原 功君）** 教育部長。

○**教育部長（柴田寿文君）** 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点もございますが、学校における働き方改革を推進するため、2017年に愛知県が策定した多忙化解消プランに基づき、時間外在校時間等の縮減に向けた取組の一つとして、行事等の見直しを行いました。これにより、運動会の半日化、学習発表会を授業参観やほかの行事と組み合わせるなどの取組が行われました。これらの取組について、学校はPTAや教育委員会と協議を行っております。

○**議長（大原 功君）** 板倉議員。

○**1番（板倉克典君）** 運動会は学校単位の判断ではなく、教育委員会とともに校長会と協議されたということで、市の考えも反映されていると理解しました。いただいた答弁では、多忙化解消プランに基づいたとのことですが、4月の時点では、今の新型コロナウイルス感染の低年齢化は予想しづらい中で、簡素化の決定が早いなという印象を受けました。ただ、安定した授業の予想がつかない現在の感染状況ですので、市としてもしっかり関わって、現場の声を聞き、先手を打って行ってほしいと考えます。

小学校でプール授業を今年度なくしたことについて、学校単位で意思決定したのでしょうか、経緯を伺えますか。

○**議長（大原 功君）** 教育部長。

○**教育部長（柴田寿文君）** 本市では、当初できるだけ児童に機会の喪失をさせたくない思いで、水泳事業を行う予定でしたが、5月連休明け頃、市内の新型コロナウイルス感染者が増加したことから、弥富市校長会、PTAと協議し、また学校医代表と学校歯科医代表に相談し、感染拡大防止の観点から水泳授業の実施は困難であると判断し、中止することとしました。その後、弥富市校長会と連名で、水泳授業の中止を保護者に通知いたしました。

○**議長（大原 功君）** 板倉議員。

○**1番（板倉克典君）** 今年度、コロナ禍での小・中学校の修学旅行の行程を伺えますか、お願いします。

○議長（大原 功君） 柴田教育部長。

○教育部長（柴田寿文君） 今年度の修学旅行は、3中学校とも5月から6月にかけて行われる予定でしたが、新型コロナウイルス感染症拡大が懸念される中であったことから、この秋に延期いたしました。これにより、全小・中学校が10月から11月に行われる予定でございます。修学旅行先は、8小学校は京都・奈良1泊2日でございます。中学校は、全校2泊3日の予定です。修学旅行先は、弥富中学校、十四山中学校が大阪・神戸、弥富北中学校は山梨県河口湖周辺です。

修学旅行の実施に当たっては、感染拡大の推移や国や県の動向を注視しながら対応してまいります。

○議長（大原 功君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 日数や行程変更は弥富市が学校に任せているのでしょうか、伺えますか。

○議長（大原 功君） 教育部長。

○教育部長（柴田寿文君） 修学旅行の日数や行程変更については、最終判断は学校長が行います。それまでの過程において、弥富市校長会や教育委員会と協議を重ねております。

○議長（大原 功君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 予想がつかない感染状況の中ですが、市と学校の現場と話し合っ、現場の要望を最大限聞き入れる努力を続けていっていただきたいと思います。現場とは、子供と教員であると思っています。

オリンピック・パラリンピックでもたくさんの記録が出ている水泳ですが、6月、7月のプール授業に関して、校長会、PTAで決めたことは尊重されるべきであり、決してプール授業をやらなかったことを問いたいというわけではございません。ただ、弥富市の小学校は、各学校の児童数の差が大きくて、授業の運営で個性を出せる部分だと考えます。児童数の多い日の出小と、その逆の栄南小や十四山西部小でプール授業のやり方は随分変えられるのではないかと想像しました。新型コロナ感染症の終息は見えませんが、子供たちの命を最優先にし、その上で最大限の教育活動を行っていただきたいと思います。

コロナ禍の中で、運動会、発表会、今までのような体験、活躍できる場面が少なくなった現状を、ただ単に仕方がない、かわいそうな世代だったとして終わらせるのではなくて、コロナ禍だからこそ学べたこと、身をもって体験したからこそその思いを大切にして、弥富市教育委員会は子供の成長につなげていってほしいと望みます。

続けます。

市内中学校の部活について、スポーツ庁や愛知県のガイドラインを基に運営をされていると認識していますが、市として、中学校の部活の廃部や新設の助言をされていますか伺えま



すか。

○議長（大原 功君） 柴田教育部長。

○教育部長（柴田寿文君） 部活動の設置につきましては、生徒や教員の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教員の多忙化解消の観点から、円滑に部活動ができるよう、現場の状況を一番把握している校長が顧問の複数配置及び適正数の部活動を設置することになります。教育委員会としましても、必要に応じて各学校への指導助言を行っております。

○議長（大原 功君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 文部科学省からの通達、学校の働き方改革も考慮した部活動改革の考え方の中に、地域部活動の費用負担については保護者が負担することとともに、地方自治体が減免措置等を講ずることが適切であると考えられるとあります。教育に熱心で、スポーツする子供に寄り添う弥富市として、弥富市の小・中学生が参加するクラブチームのスポーツ団体に対し、グラウンドや体育館などの施設の使用料金の減免はありますが、無償化の考えはありますか伺えますか。

○議長（大原 功君） 柴田教育部長。

○教育部長（柴田寿文君） 本市では、社会教育団体として教育委員会に登録された団体で、少年を対象とした活動をしている団体は、施設使用料が一般の団体の使用料に対し、10分の9相当額が減免されております。そのほか、弥富市スポーツ協会に加盟している各種競技連盟等の団体には、スポーツ振興支援の補助をしております。

以上のことから、施設使用料の無償化については予定はございません。

○議長（大原 功君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 市内中学校から部活動の部の数が減って、学校部活動から地域部活動への転換が進められていますが、家庭が負う経済的、労力的な負担のために、スポーツ活動を諦める子供と保護者が市内にも見えます。道具の経済的負担や活動会場へ行くことが保護者の事情で困難になる子供、大会などの遠征費など捻出が困難な家庭があります。第2次弥富市総合計画の中で目指すべきまちとして、誰もが気軽にスポーツや運動に楽しく接することができる環境を整えようという話が出ています。子供は、自分の家庭の金銭事情を敏感に察知します。地域部活動が圧倒的になる中で、やりたいスポーツがやれる手助け、直接手元に渡るような援助の検討をお願いします。

6月の議会の私の一般質問で、弥富市はとにかく人口を維持していくことが持続可能なにぎわい創出の基になるのではないかと、子育てのインフラを整備して充実させて、それを市外に大きく発信してということを質問いたしました。弥富市側から、人口を減らさないという大きな視点で、医療や福祉とはまた別の魅力ある学校が存在することも、子育て世代の家

族を呼び込む力になるのではないかと思います。弥富市教育委員会として、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づいた教育に関する仕事の管理や執行は、市内小・中学校に対してできていますでしょうか、総括をお願いします。

○議長（大原 功君） 奥山教育長。

○教育長（奥山 巧君） 教育委員会の学校に対する管理権は広範囲にわたりますが、もともと学校は、学校教育法等に定められた主体的な目的を持つ組織ですから、教育委員会は、学校管理運営の基本的事項についてのみ、一般に学校管理規則と呼ばれる教育委員会規則で定めることとしています。各学校は、毎年学年末に学校評価を行っています。これは、児童・生徒、保護者、教員に学校活動について広くアンケート調査を行い、集計分析し、次年度の学校改善に生かしています。この分析結果は、児童・生徒、保護者、教員に公表しています。

このように、P D C Aサイクルに基づき、地域に根差した開かれた信頼される学校の推進に努めています。教育委員会は、この学校評価の報告を受け、精査し、助言・指導しています。

このように、各学校がそれぞれの教育理念や教育方針に基づき、主体的に教育活動を行い、保護者や地域住民に直接説明責任を果たしていくためには、学校に権限を与え、自主的、自律的な学校運営を行えるようにすることが必要です。

○議長（大原 功君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 国や県からのガイドラインや法律に触れつつ、弥富市の教育行政の光るところを生み出して行ってほしいと思います。子供たちがいつか自分の通った小学校、中学校に自分の子供を通わせたいと思える学校づくりを願います。

学校の裁量、権限が拡大して、各学校が特色ある学校づくりを進めている中でも、弥富市教育委員会は、弥富の子供たちは自分たちの子供であるという意思で思いや意見を吸い上げて、各学校の教育活動をこれからも支援して行っていただきたいとお願いして、私の一般質問を終わります。

○議長（大原 功君） 暫時休憩し、再開は午前11時30分といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時19分 休憩

午前11時30分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大原 功君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、佐藤仁志議員。

○6番（佐藤仁志君） それでは質問させていただきます。

まず、大きな1として、市民参加なき総合計画ではないのかということで通告させていた

だいていますが、1つ目の通告については、市民合意についてということで、先ほど那須議員が説明されましたので、その答弁と重複しますので、答弁をお伺いした上で再質問させていただきます。

区長、区長補助員との意見交換会は、総合計画の趣旨からも、テーマは決めずに毎年開催されるほうがよろしいかと思えます。総合計画では市民協働をうたい、あれほど市民ワークショップをやったのに、都市計画説明会や区長、区長補助員意見交換会では、具体的な説明が乏しく、市民の質問に正面から市長の声で回答していないんじゃないかという意見を聞いていますが、市長にちょっと簡単な説明を求めます。

○議長（大原 功君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 先日行いました区長、区長補助員との意見交換会でございますが、あれはあくまでも市側と地元との意見交換会ということでございますので、事業の説明をさせていただいたわけですが、現在考えられる御意見等を伺いまして、また市側もお願いすることはしまして、そういった意見交換の中でその会を進めさせていただきました。

○議長（大原 功君） 佐藤仁志議員。

○6番（佐藤仁志君） 2つ目に通告してありますこの事業をどう導いてくるかということについても、ほぼ先ほどの那須議員の質問の中に含まれていました。3点目につきましても入っておりますので、それを踏まえて再質問させていただきます。

結局いろいろと歴代市長さんが御苦労されているんですが、今回の自由通路事業が具体的に立ち上がってきたのは、恐らく平成二十二、三年頃、これはコンサルタントに実際に委託を発注して、図面を作ったり、どんな工費かといったことを検討していたはずですが、これは資料を情報公開で見させていただきました。ところが、結果的にいうと、事業費が結局大き過ぎちゃって、費用対効果は見込めないのやめておこうという結果になったんですが、そういった検討結果自体が結局市民に公表されていません。委託をやったんだけど、その成果について公表されていません。

その後、市長をはじめ市役所全体で目玉事業として進めていた新市庁舎、これは大変な事業だったと思います。これのめどが立ったとして、次はどれにしようかなど。前から検討していた駅がいいかなという感じで検討されたのが実態ではないかというようなことが聞こえてきています。この決定過程で、市の幹部会でどのような比較検討がされたか。その当時の資料がさっぱり出てきていないんですね。JRに委託するようになってからは資料があるんですが、一番肝腎な市の幹部会で、市庁舎もできたし、次はこれかなというのは、当然幹部会で様々、部長さん、課長さん議論がされたのが普通です。検討資料を結局隠しているんじゃないかと、作成されないままに来ちゃったのかなど。

そうすると、本当は前市長が説明会をやったり、区長、区長補助員さんから意見を聞いた

り、こういう主要事業、こういう立派な事業なのでぜひやりましょうという市民合意を形成していけば、安藤市長がこんな苦境に立たなくてもよかったんじゃないでしょうか。

当時、するすると事業が通ってしまったのは、事業主体が弥富市であるという説明、事業費がこんなにかかるという具体的なことが言われていないんですね。ですので、ちょうど近鉄弥富駅が平成6年、9年という感じで終わっていますので、常識的にいえば、近鉄弥富駅のように、当然鉄道が事業主体になって、弥富市は当時37%ですから、3分の1ぐらいの負担になるのかなという感じでみんながいたと思います。この間の、感覚で結構ですので、市長さんのイメージを伺えたらありがたいです。お願いします。

○議長（大原 功君） 市長。

○市長（安藤正明君） 平成28年3月議会で、前市長がJR名鉄弥富駅自由通路及び橋上駅舎化事業につきまして、施政方針で述べられておられます。述べられた前の過程におきましては、引継ぎ等がなかったものですからちょっと承知しないところではございますけど、前市長がそのように施政方針で発表された。それに向けまして、職員が一丸となって今日までこの事業を進めていることとございます。スケジュールもございますので、スケジュールに沿って、私も全力でこの事業を進めてまいりたいと思っております。

○議長（大原 功君） 佐藤仁志議員。

○6番（佐藤仁志君） 通告の4番目になりますが、本来遅くとも昭和55年までに着手すべきだったのが、駅とか自由通路の事業だったような気がします。改めて当時の資料を見てみると、1971年（昭和46年）、弥富市への転入のピークがこれです。1年で2,847人だそうです。それから1973年（昭和48年）に弥富町として出生数がピークになっています。1年に643人。そして1980年（昭和55年）、これが弥富町の若年人口、いわゆる15歳未満の人口のピーク、約8,000人です。この昭和50年代というのは、産業の立地や住宅の供給が増える一方で、モータリゼーションによって駅前の商店街が駐車場不足ということで困っていました。ですから、このときに駅前の開発をもちろん検討していたんですが、実行できませんでした。実行すべきなのはこのときでした。結局、それが待ち切れなくなって、駅前商店街が組合をつくって、パディーとして国道の南に集団移転したことによって、駅前の状況は決定的に変化しました。

駅前整備がなぜこれまで進んでこないかについて、弥富町時代といえば佐藤町長、それから川瀬町長の時代、それから弥富市に変わって服部市長のそれぞれの時代において、社会、経済、それからこういうのは中央省庁からの政策もあります。その他、弥富市に起きていた課題について、町長、市長が何を重点に取り込み、何が達成できなかった、どうしてこれができなかったということについて、現在の市政のかじ取りを任された安藤市長の見解をお伺いします。

○議長（大原 功君） 市長。

○市長（安藤正明君） J R名鉄弥富駅自由通路及び橋上駅舎化事業につきましては、駅の整備を目的とするものではなく、自由通路を整備することにより、鉄道により分断されている南北地区の連携強化、駅東西の踏切道の安全確保、高齢者、障がい者などの利便性を高めるバリアフリーに配慮した交通結節点の整備でございます。

駅周辺の整備につきましては、過去に大規模な土地区画整理事業によるまちづくりを検討いたしましたが、地権者合意が得られず事業化には至っておりません。

また、J R名鉄弥富駅の東西踏切の安全対策につきましても、踏切につながる前後の道路整備も必要になることから、区画整理事業と同様に面的な整備を行う必要があるため、踏切対策の一つとして効果が早期に発現できる自由通路を整備し、東西踏切の人や自転車の交通量を減らすことで安全性の確保をしております。

○議長（大原 功君） 佐藤仁志議員。

○6番（佐藤仁志君） 先ほどの答弁でも、前市長のときに決まっていたんだけど、前市長からは就任時には引継ぎがなかったということなんです。現在も前市長から様々アドバイスをいただいているんじゃないかということも聞いていますが、前市長からどのようなアドバイスをいただいているか、市長に伺います。

○議長（大原 功君） 市長。

○市長（安藤正明君） 就任時にこの事業につきまして引継ぎがなかったのではなく、その以前の過程において引継ぎがなかったと先ほど申し上げました。この事業につきましては、施政方針できちんと述べられておりますものですから、引き継いだ私といたしましては、この事業推進のために全力で進んでまいります。

○議長（大原 功君） 佐藤仁志議員。

○6番（佐藤仁志君） 次に通告してありますが、自由通路の事業主体についてということで、弥富市が自由通路として想定している6,000人、これは鉄道利用者とそれ以外の内訳はどうなっているのでしょうか。万が一、内訳がないということであれば、行政の計画としては根拠のないずさんな計画ということになってしまいます。根拠も含めて、市長に説明を求めます。

○議長（大原 功君） 市長。

○市長（安藤正明君） 自由通路の想定交通量は、都市計画現況調査や駅利用者アンケート等を参考にして、J R利用者は2,900人、名鉄利用者は2,800人、それ以外の利用者は300人、合わせて1日6,000人の通行量を想定しております。

○議長（大原 功君） 佐藤仁志議員。

○6番（佐藤仁志君） それ以外の一般利用者は300人ということでした。

弥富市が今回事業主体となって、道路としての自由通路を建設するわけですが、弥富市道としての道路を整備する必要があるだけの純粋な歩行者利用数の絶対数、これが300人ということですが、普通でいうならば、少なくとも鉄道利用者より多いことが大前提です。自由通路の利用者が主に鉄道利用者であれば、鉄道事業者が自由通路の事業主体になるのは、今回何度も言われている国の要綱に照らし合わせても当然です。近鉄弥富駅の状況と比較しても、弥富市が自ら事業主体になる必然性は全く見いだせません。

鉄道事業者が行う自由通路の工事費は、国の要綱では、そこへ一般通行の用に供する部分の自由通路費の3分の2が都市基盤整備者、つまりこれは弥富市のことですが、負担とのことであり、そこで一般通行の用に供するというのは、不特定多数の利用を前提とし、周辺のまちづくりに貢献する自由通路部分として都市基盤事業者、弥富市が認めるもので、都市基盤事業者と鉄道事業者が合意した部分とされています。つまり、市の判断を重視する交渉事になります。これが300人ということですので、仮に今回の自由通路に関して、一般通行の用に供する部分の経費が11億円というふうにされていますので、3分の2は7億円です。これが弥富市の負担となり、近鉄の3分の1負担9億円と比べてもそれほど差はありません。市長、説明を求めます。

○議長（大原 功君） 市長。

○市長（安藤正明君） JR名鉄弥富駅自由通路整備・橋上駅舎化事業でございますが、自由通路部分につきましては、JRと近鉄の間のまちづくりを一体のものと私は考えております。そうしたことで利便性が向上して、自由通路を北から南へ、また南から北へということによってバリアフリーとして使っていただける、そういうことがありますものですから、この300人という数字があるわけでございますけど、今後の展開に弥富市としても大変期待をするところでございます。

○議長（大原 功君） 佐藤仁志議員。

○6番（佐藤仁志君） ですから、計画であるんだったら、期待される部分の数字が幾らかと。そこが乗り越えられなければ、この要綱さえも合わなくなってくると。おかしい計画ということになってしまいます。

そもそも総合計画の中で、こうあったらいいなというのはこうあったらいいなで結構です。ただ、それを実際に予算を動かして、しかもこの巨額な予算を動かして使うということになれば、それにふさわしい費用対効果が説明できなければ、それは総合計画の範疇ではありません。300人という以上のことが言えないということであるならば、300人のために弥富市の市民全員のお金を使うということになってしまいます。

それについては、次回の議会への宿題とさせていただきまして、次に通告に従いまして、仮に協定で鉄道事業者に設計も施工も依頼すれば、設計内容も単価もお任せです。着工後、

何らかの理由で必要だと言われれば、どんな増額でも受け入れざるを得なくなります。なぜなら、一旦着手してしまえば、いや、ちょっと予定より増えているからやめたいといってもやめるわけにはいきませんから。協定というのは、そういう決定的に弱い立場に立つということです。

単価もお任せって言い過ぎじゃないかと思われるかもしれませんが、実際に蟹江町の事業の情報公開請求をしました。金額は全て黒塗りです。つまり一切金額について文句は言えないということですから、これは間違いのない事実です。実際6月30日の説明会で、市民から意見が出されました。もし住民訴訟等で契約の当事者である安藤市長に賠償責任が求められた場合、安藤市長が全て責任を負う覚悟を持って、それほどまで進められるんですかという質問に対して、意見として伺っておくということでしたが、市長自身の覚悟はどの程度でしょうか。

○議長（大原 功君） 市長。

○市長（安藤正明君） 鉄道委託工事でありますJR名鉄弥富駅自由通路及び橋上駅舎化事業につきましては、公共事業における鉄道委託工事を行う場合の透明性確保の徹底に関する申合せに従い、鉄道事業者から関係書類の提出を受け、検証し、不明な点につきましては各鉄道事業者を確認しながら、公共事業としての事業を進めてまいります。

また、来年度実施します詳細設計に基づいて、工事費の上限額をしっかりと確認しながら事業を進めてまいります。

このJR名鉄弥富駅自由通路及び橋上駅舎化事業を起爆剤として、弥富駅周辺の整備を進めることがこれからの行政の責務であり、弥富市の未来の子供たちのためにしっかりとしまちづくりを進めていかなければならないと考えております。

○議長（大原 功君） 佐藤仁志議員。

○6番（佐藤仁志君） つい最近も、議会の中で市側の発言で、JRがやっとなってやるようになったと、協議に乗ってくるようになったと。それはそうでしょう。桑名駅ができました、蟹江もできました。当然それを扱っているJRも部隊がいます。子会社があります。子会社と言うと失礼かな、関連会社があります。ほぼほぼ中身は蟹江駅と一緒にするので、蟹江駅と同じだけ請求していけば多分できると思うんですが、ただし会計検査院が非常にJR等鉄道事業者へ委託するものについて検査ができないのはおかしいとって問題にしています。

この反面教師が近鉄です。近鉄の橋上化事業は近鉄が事業主体であり、当初協定で結んだ想定事業費よりも、企業努力によって2億円安く竣工しています。その分、弥富市の負担も自動的に37%減っています。今回の事業は、弥富市が事業主体になっているために、今後どのような事業を設計されても、こちらは素人ですから、もう全部払わなければなりません。この点について、市長の感想を求めます。

○議長（大原 功君） 市長。

○市長（安藤正明君） この自由通路事業につきましては、J R、また名鉄の鉄道事業者に委託をする事業でございます。先ほど議員が言われましたように、会計検査院云々の話でしたが、市といたしましては、しっかりとした、先ほど申し上げました協定の下でこの事業を進めていくことでございますので、この事業の細部につきましても、議会の皆様にも公表して進めていくことでございますものですから、さして心配はしていないところでございます。

○議長（大原 功君） 佐藤仁志議員。

○6番（佐藤仁志君） もちろん市長や市の職員の方は、金額の入った請求書を見られます。しかし、我々市民は、その金額は一切見えません。ですので、結果として、それはもう本当に市長と市の職員の方が全責任を負うということになります。

次の通告ですが、このまま進むと、自由通路は弥富市の財産になります。J R名鉄用地のいわゆる土地の使用料は当分の間無料だということなんですが、自由通路もいずれ修理も更新も発生してきます。これは全て恐らくJ R、ないしはJ R、名鉄の非常に慣れた業者しかできません。それから、将来何らかの事情で鉄道事業者側の都合で自由通路を撤去や移設しろと言われても、基本的には弥富市の負担になります。年間の維持管理費も相当額が見込まれます。どちらにしても、弥富市にとって問題は、範囲が不確実で、とてつもなく大きなリスクを負うことになります。この点について、市長に説明を求めます。

○議長（大原 功君） 市長。

○市長（安藤正明君） この自由通路は弥富市道として整備をするため、都市計画法及び道路法による規制がかかることになります。道路法第4条にありますように、道路を構成する敷地、支え壁、その他の物件については、私権を行使することはできません。仮に駅の大規模な修繕等により、やむを得ず自由通路が支障となった場合には、都市計画法や道路法の手続の上、鉄道事業者機能保証等を求めることになります。

また、維持管理につきましては、市道の橋梁と同様の管理水準で定期点検、修繕等を行い、施設の長寿命化を図る等、コスト縮減に努めてまいります。

○議長（大原 功君） 佐藤仁志議員。

○6番（佐藤仁志君） まだ都市計画決定がされていない仮定の話ではあるんですが、道路や学校など、将来にわたっていわゆる生活に不可欠な、住民に必要不可欠な公共施設というのは、確かに現在の住民だけで負担するんじゃなくて、将来の子供たちも負担して公平化を図るということで、借金、起債をします。今回の自由通路、橋上化が不可欠なものと言えるのかどうかということが、結局普通の市民の方が、こんな使いもしないもののために、若い人たちに、将来の世代に無駄な負債を残すようなみっともないことはしたくないという意見を



いただいています。

どうしてもこの事業が進んでいってしまっているんですが、市民の方がおっしゃいます、不思議でしょうがない。これは私が言っているんじゃないですけどね、市民の方がこの事業で誰か得するんですかと。誰が得するかさっぱり分からないということを言われています。この点について、市長に感想を求めます。

○議長（大原 功君） 市長。

○市長（安藤正明君） この自由通路整備事業につきまして、誰が得するかというようなことをなかなか誰々ということは言えないわけですが、駅といいますのは、やはり弥富市の顔となり得るところでございます。この顔をしっかりと整備し、また周辺も整備して、次代を担う子供たちのため、またこれから利用される方々の利便性の向上のためにも、このような整備をすることでございますものですから、誰が得するということはございません。市民のためにやる事業でございます。

○議長（大原 功君） 佐藤仁志議員。

○6番（佐藤仁志君） 私が市民の方から言われているのは、玄関を立派にしてもらいたいけれども、実際の居間とか台所のほうはがたがたじゃないのという意味で御意見をいただいています。

次に通告してあります都市計画審議会の委員、これは市長が選定して任命されるわけですが、各委員の個人名は結構ですので、所属と選定理由を具体的に示してください。審議内容によっては、利害関係、いわゆる工事とかコンサルとか、委員にふさわしくない場合は当然除外ですが、該当者はいないでしょうか。市長、具体的に説明してください。

○議長（大原 功君） 市長。

○市長（安藤正明君） 都市計画審議会の委員の委嘱につきましては、弥富市都市計画審議会条例の中で、都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会の組織及び運営の基準を定める政令第3条第1項及び第2項の規定により市長が任命することになっております。委員の内訳といたしましては、市議会議員から議長と行財政委員長、学識経験者として商工会長、元愛知県職員2名、防災ボランティアコーディネーター代表、あいち海部農業協同組合役員代表、市民代表といたしまして区長会長、弥富市社会福祉協議会会長、元弥富市職員、関係機関といたしましては海部建設事務所企画調整監、蟹江警察署長の12名を任命しております。委員の中に審議内容の利害関係者がいた場合には、その委員を除いた委員で審議することとなります。

○議長（大原 功君） 佐藤仁志議員。

○6番（佐藤仁志君） 都市計画決定というのは、市長の権限でできる重要なあれなんです、今のメンバーで、いわゆる県、あるいは大きな都市でいうところの学識者と言えるような方

は見えないと思います。

これがなぜ弥富市でできるかというのは、平成12年度都市計画法が改正され、これは一連の地方分権と連動しているんですが、市町村都市計画審議会が公式に都市計画決定手順のプロセスとして位置づけられました。そして、その権限が拡大しました。趣旨として、都市計画審議会の役割が単なる審議から、きちんと調査をした審議をしなさいと変更されました。これは、従来市長が指名した審議会委員というのは、行政事務局が作成した案を見て、問題ないでしょうと追認する機関であってはならないということです。都市計画というのは、市民にとって大きな義務と利権につながる権利を付与するものです。線引き一つ、用途区域一つ、大きな利権が伴ってきます。

ですから、都市計画は、市長から独立した公平・公正な機関でなければならないからです。自ら主体的に都市計画に係る諸事項を調査する、それに基づいて提案を行うことを期待されることが背景にあります。都市計画審議会の役割は拡大・強化されましたが、現実の都市計画審議会の委員構成が調査・審議に即しているか、そして調査・審議が都市計画の基礎調査と将来予測を踏まえて説明責任を果たしているかが問題です。近隣でも津島市は大学のしかるべき先生を調査委員として委嘱し、都市計画に取り組んでいますので、県でなければ先生が指定できないということはありません。弥富市で学習経験者の枠のところ、そういう意味における学者の先生がいらっしゃらないのは、その理由を市長に求めます。

○議長（大原 功君） 佐藤仁志議員、昼になりましたので、質問中ですけれども、暫時休憩をさせていただきます。午後1時、お願いします。暫時休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時59分 休憩

午後1時00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大原 功君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

安藤市長。

○市長（安藤正明君） 都市計画審議会委員の委嘱についてでございますが、他市町の事例も、佐藤議員、今述べられたわけでございますが、その中で参考になることがあれば、本市の委嘱について参考とさせていただきたいと思っております。

○議長（大原 功君） 佐藤仁志議員。

○6番（佐藤仁志君） ぜひ弥富市の都市計画を調査決定する審議会として、都市計画とか、そういう専門的な学識を持つ学者、そういう方を指定してあれば、証拠、客観性がなければ学者というのは案を承認できません。ぜひそういう方を入れてください。

この考え方というのは、人間というのは不完全だと、よく言うフェールセーフですね、そ

れを前提にして権利関係、選考基準、決定プロセス、責任の所在などを明確にしていくということが、これからの行政では重視されています。そうしておけば、問題が起きても原因は特定できるし、説明責任が果たされます。逆に最悪なのは、上層部や関係者の私情で不透明な決定プロセスを取ることです。そういうことが起きたときに、基準や形が対外的に説明できない、組織上の原因は特定できないので問題を起こした個人の心得が悪いというふうになってしまいます。ですから、そういうことがないように、学者というんですか、公平・透明な組織、市長から完全に独立した機関がお墨つきを与えるという体制が大切ですので、そのようにお願いしておきます。

次に、大きな2番として、失敗から学び、正すことが行政力というテーマで、順次質問させていただきたいと思います。

1つ目として、市長として職員の人事異動をこの間、二、三回、かなり市長の意向でされたというふうに多くの人から伺っております。どのような点を重視して、具体的にどのようなにして、その結果どのような成果があったんでしょうか。安藤市長の考えられる優秀な部下とは何なんでしょうか。安藤市長の考える組織とは、そしてそのために市長として何を実行しているかをお聞かせください。

○議長（大原 功君） 市長。

○市長（安藤正明君） 本市が求める職員像といたしましては、社会情勢の変化や多様化するシミニーズに柔軟かつ的確に対応し、自主的・自立的な行政運営を推進していくため市民感覚とコスト意識を持ち、広い視野から政策に取り組む職員であり、チャレンジ精神を持ち何事にも積極的に取り組む職員であり、優れた人権意識と倫理観を持ち、市民から信頼される職員であることが重要であります。

現在、職員人材育成基本方針に基づき、人事管理、職員研修、職場の環境づくりを人材育成の柱に、より高い能力や意欲を持った職員の育成に努め、組織力の強化を図っているところでございます。そのような中、人事異動における成果は、はっきりとした形として表すことが困難なわけではございますが、各配属先において様々な分野を体験することで視野の広い職員の育成につながり、どこへ配属されても、その経験を生かすことができます。

私は就任以来、自ら積極的に職員と対話し、その中で問題点などを洗い出し、スムーズな行政運営が可能となるよう意見交換を繰り返しております。今後もリーダーシップを発揮し、職員間のモチベーションを高め、組織の活性化を実現していきたいと考えております。

○議長（大原 功君） 佐藤仁志議員。

○6番（佐藤仁志君） 答弁はまさしく模範解答だと思うんですが、その中で市長が職員のところを回るということは、一見するといいことに見えます。しかし、組織ですので、組織の壁を簡単に超えてもらっては困ります。

一方では、いわゆる幹部会、ここでいえば部長会ということになるのでしょうか。そういうのを定期的で開催しているのでしょうか。記録はそういうところで取っているのでしょうか。他の都市では、幹部会の資料と議事内容、それから決定事項、これは部長が課長、課長が係長と上から下に伝わるようになっていきます。なおかつ、市民がその幹部会の資料を見られるようになっていきます。ぜひ弥富市も、市長が直接来てコミュニケーションも大事ですけれども、体系的なやつをやってほしいと思います。でないと、先ほどから言っている人事異動をなかなかバランスが取れた形ではいけないと思っていますし、どうもそこがここ二、三年おかしいと聞いています。

ということで通告してある2番目で、退職した職員、それから本人の希望による降格、というのはこれは私は無理ですと言うようになってしまっている職員、それからそういったことが原因で、つまり係長なんかやれる器じゃないなと思って、陰でこっそりしているのに承認してしまったような職員ですね。そういった人が、ちょっとやっぱり無理だといってメンタルで休んでいるみたいな、そういったものがあると思うんですが、休職等理由と数、それからそのことに関する市長としての見解ですね。まさしく任命権者ですから、これは非常に重いです。人の一生を左右する話ですので、市長としての見解を伺います。

○議長（大原 功君） 市長。

○市長（安藤正明君） いずれも過去10年間の状況でございますが、事務職、保育職等を含めた退職者数は195名で、内訳は定年退職が103名、自己都合等による退職が92名でした。退職の理由につきましては一身上の都合でございますので全てを把握しておりません。また、降格している職員数は5名、これは本人の申出により病気等、もしくは能力と意欲に応じた任用によるものでございます。また、休職者数は18名で、病気やメンタル等心身の不調によるものでございます。どの原因も事務負担の過重によるものではないと考えますが、職員が心身の健康を維持し、ワーク・ライフ・バランスを保ちながら職務に従事できる環境を積極的に整えてまいります。

○議長（大原 功君） 佐藤仁志議員。

○6番（佐藤仁志君） 年齢が来たら誰もが昇進させるなんていうことは、ほとんどなくなっていると思います。この疑問は以前の一般質問でもさせてもらいましたが、能力と意欲に見合った昇進でないというのは、組織に害になるだけじゃなくて、本人にとってメンタルというのは大変厳しいです。私も仕事で行き詰まったことは多々あります。これはやっぱり組織力の問題ですので、ぜひ組織として、例えば3人休職者がいますというのは、300人で3人かという、そういう数字じゃなくて、その人にとっては一生の問題ですし、その家族にとっても一生の問題ですので、ここは人の生き死にの問題だと思って取り組んでいただきたいと思います。

通告に従って次に、保育士の退職者が多いと聞いています。募集しても定員割れしているということですが、過去10年間の保育士の退職について理由と数、その原因について市長の見解を伺います。

○議長（大原 功君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 過去10年間における保育士の退職者数は94名でございます。その内訳は、定年退職20名、自己都合等74名であります。自己都合を理由に平均で年間約8名の保育士が退職をされております。

なお、退職の理由につきましては、那須議員に担当部長が御答弁いたしましたように、一身上の都合でございますので全てを把握しておりませんが、例えば結婚や出産など、各家庭の都合などで退職されているようでございます。

このように退職理由については職員の様々な事由が考えられるわけですが、正規の職員、再任用職員、会計年度任用職員といった全ての職員配置のバランスを図りながら働きやすい職場の環境づくりを目指してまいります。

○議長（大原 功君） 佐藤仁志議員。

○6番（佐藤仁志君） 結婚や出産で退職せざるを得ない職員がいるということが明らかになりました。結婚や出産があっても働き続けられる、これはその本人の人権の問題ですし、もちろんこれから家庭を持つということになれば、2人働かないと生活ができない、家を買えないという現実がありますので、結婚・出産で辞めるということは、雇用者として、市として非常に恥ずかしいことだと僕は思います。

一方では、この保育所というのは、6歳までの幼児期の環境というのは本当に人格形成に大きな影響を与える重要なかけがえのない位置です。弥富市においては、公立保育所が充実して、良質な保育環境が保たれてきたんじゃないかなと思います。

今回の質問に当たって、口コミサイトを見ました。今、どこに家を買うかというのは、小学校とか保育所の口コミサイト、何々保育所、何々小学校と入れれば、簡単にその評判が見られます。それを見て皆さん、若い方は決めてみえます。実は僕は本当にうれしかったのは、弥富市の保育士の評価はとても高いです。みんないい人でやっている。ただ、それを見ていると、保育士さんがやり過ぎというのか、大丈夫なのかなということさえも口コミサイトに出てきているくらいよくやっています。だから、そこで大丈夫かなという懸念が出ているというのは、やっぱり組織の問題です。

実は弥富市の人口増加というのは、まさしく保育所と学校がいいということが、この弥富市に住むということですので、ただそこで保育士の人を大事にするということが大事です。結婚しても子供を産んでも働き続けられるような保育士であってほしいです。まさか予算がないから民間委託ということはないと思いますが、仮に民間委託ということを検討されるの

であれば、弥富の保育の質、考えてみれば私も北部保育所で育ちました。弥生小学校で育ちました。それが私たちの人格形成の根本ですので、ぜひ保育士の待遇についてはよろしくお願ひします。

次に、通告に従いまして公共施設の不正使用についてですが、昨年から隣接都市の公共施設の不法物件の処理規定について調査していただきたいとお願ひしていましたが、その後どうなっているのでしょうか。

○議長（大原 功君） 市長。

○市長（安藤正明君） 海部管内の市町では、不法占用物件に対する処理要綱や規定などは設けておらず、各所管が公共物管理条例等に基づいて対応している状況でありました。

本市が管理する公共施設等への不法占用に対する対応といたしましては、物件調書等を作成し、人事異動があっても事務引継ぎされるよう対応しております。

○議長（大原 功君） 佐藤仁志議員。

○6番（佐藤仁志君） 引き継がれているということですので、ただ、そこで不適切なそれが本当に防げるかどうかというのは、結局は市長の責任です。市民の信託を受けて市民の財産を預かっているのが市長であり、その説明責任と結果責任を取るのは市長ということで、4年ごとに選挙で審判されます。ですから、そういう覚悟で組織と部下を指揮監督していただければと思います。

次に、熱海や西日本の土砂災害や水害を見て、市長の立場としてどうあるべきか、どのように考えられたか、何を教訓として得られたのでしょうか、お願ひします。

○議長（大原 功君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 近年、日本各地で異常気象に伴う局地的な豪雨が発生し、多数災害が発生しております。最近では、静岡県熱海市や西日本の豪雨に伴う水害と土砂災害が記憶に新しいところであります。災害からの人的被害や孤立者を減らすためには、適切なタイミングで避難情報を発令・伝達することが重要であると考えます。

今年5月20日に災害対策基本法が改正され、警戒レベル4の中で避難指示の前段階に当たりました避難勧告が廃止され、避難指示に統一されました。避難指示に統一されたことにより、避難の勧告と指示の紛らわしさはなくなりました。しかし、法改正後、各被災地の災害状況を見ますと、警戒レベル4の避難指示の発令が、避難勧告がなくなったことにより各自自治体が避難指示の発令を出すタイミングが非常に難しくなったように感じます。その判断が遅れたことにより、住民の方々が逃げ遅れたケースもありました。

自治体が発信する避難情報の発令・伝達は、市民の命を守るために大変重要であります。本市は、各関係機関からの正確な情報収集に努め、空振りを恐れず、ちゅうちょなく避難指示等を発令することを基本とし、災害対策に努めてまいります。

○議長（大原 功君） 佐藤仁志議員。

○6番（佐藤仁志君） 想定を超える自然災害という常套句がありましたが、あくまで人為的な自然改変や制度上の不備、対応のまずさによって悲劇的な結果が起きています。こういう災害を見て、結果を客観的に分析して失敗を認め、そこから何を学び、何を直してきたかという積み重ね、これが行政です。失敗をした数だけ、もちろんそれはしちやいけないんですけど、よその失敗を見て結果と原因を分析して制度を改正し、物理的な改善の積み重ねができる行政組織が信頼される行政組織だと思います。

今のことで頼もしい御答弁をいただきましたが、肝腎なのはやはり市長だと思います。市長は部下、行政組織に不作為がないかどうかを指揮監督する責任があります。防災というのは失敗が怖いんです。失敗を恐れる部下に対して、市長が組織としての責任を取るのも、思い切ってやれという責任があると思います。市長は市民の生命と財産を守るという決意と結果責任を取るという覚悟を示すことによって職員の意識を高め、能力が発揮されること、それをさせられるのは市長だけです。

今の弥富市の職員にどの程度の覚悟があり、どの程度の行動が実際にされているのでしょうか。私が危惧しているのは、あまりにも早い異動によって、しかも全く経験していない分野への異動で、経験が積めないままに、どうしてもそこで無難に事なかれ主義で業務を流してしまっていることの繰り返しになっていないでしょうか。あるいは、せっかく何年かたって、やる気が出てきて、責任を持って仕事ができるようになって、本人の意思を十分に尊重せずに次の職場へ異動させられてしまうという中途半端。結局、ど素人のままで終わってしまいませんか。

そういうことが続くと、自分の努力や能力が生かされず、どうせ3年たったなら異動だからと、仕方ないという緩慢なサボタージュを促していないでしょうか。幹部職員が39人、表を見て見渡したところ、部を超える異動が13とか、それから私が頼りにしていた防災の課長は、長かったかもしれませんが、異動されています。新しい課長と話しても、まだまだ初めてのことでからというような状況です。ぜひ異動について、長期的なビジョンを持って考えていただきたいと思います。

次に、窓口や電話での苦情や要望など、市民の声をデータベースにして行政の再点検やレベルアップをしている都市があります。弥富市の取組方針について、市長にお尋ねします。

○議長（大原 功君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 市民協働のまちづくりを進めるには、市民の声は大変貴重な情報であります。本市では、広報担当が集約した市民からのメールや意見箱などから、日々寄せられた市民の声を各所属において迅速かつ適切に対応しているところでございます。

議員が言われる市に寄せられる苦情・要望などの市民の声をデータベースにして行政の再

点検やレベルアップしている都市があるという御意見ですが、本市におきましても、市民サービス向上のため、寄せられた様々な市民の声について、各所属内での情報共有の下、データを集約することにより、全職員が共有できる環境を整え、日常業務に活用し始めたところでございます。

今後は、全職員へ再周知するとともに、効率的に市政に反映できるよう内容の拡充を図り、市民サービスの向上に努めてまいります。

○議長（大原 功君） 佐藤仁志議員。

○6番（佐藤仁志君） 対応を既にされているということですが、問題は中身です。正確な情報を集めるということは、特に自分や組織にとって都合の悪い情報が正確に集まっているということが重要です。都合の悪い情報を生かせる組織か、不都合なことは見なかったことにしようという組織なのか、情報を下に対策が立てられるかどうか、しかもそれはきちっとした数値、統計を取ることが必要で、勝手に取捨選択しては意味がありません。よい組織というのは、職員は不完全だということを前提に、権利関係、その他きっちりやるというのが重要です。逆に最悪の組織というのが、人によるみたいなところだと思いますので、情報の処理については、重ね重ねオープンな形でお願いします。

次に、弥富市の職員が生き生きと働くことが大事です。キャッチアップの時代はモデルをまねれば済みましたが、それが無い今、先生が想定する答えに合わせる勉強、そういう学びだけでは弥富市が劣化してしまいます。自ら問いを立て、学び、そういう本物の学問ができるような職員が必要です。市長としてどのように実現するお考えか、お聞かせください。

○議長（大原 功君） 市長。

○市長（安藤正明君） 職員が生き生きと働くには、その地区の歴史、風土、地理的要因などを加味した適切な人事管理と効率的な職員研修、そして積極的な職場の環境づくりに重きを置いた人材育成が必要であると考えます。また、職員の多様性を認め、個人のみではなく組織として生産性を高め、職員をいかにマネジメントして組織の力を高めていくかという視点を持つことが重要であります。

本市では、職員の意識改革や意欲の向上を図るため業務改善運動への参加や、若手・中堅職員で構成する政策提案プロジェクトチームによる課題への研究活動を実施しております。また、自治大学校への研修派遣や愛知県へ実務研修生として職員を派遣し、人事交流を通じて行政の対応能力向上と、広い視野を持つ人材の育成と組織運営の活性化を図っているところでございます。引き続き職員が自ら考え行動する人材の育成を図り、職員の個々のモチベーションの維持や行政サービスの向上に努めてまいります。

○議長（大原 功君） 佐藤仁志議員。

○6番（佐藤仁志君） 職員の自主性が大事だというお言葉をいただきました。そこで肝腎な



のは、じゃあ例えば同期で入った人間がみんながみんな幹部職員に向いているわけじゃありません。個々の仕事がいい、市民と直接やるほうがいいという方もいます。今、市長の答弁では部長が案をつくるとおっしゃっていましたが、まさしく係長、ここではグループリーダー、課長、部長がお互いに分かっていますから、こいつならできる。あるいは、逆にこいつはちょっと無理だろうというのは分かっていますから、その中でやれば、逆にこいつは総務部長にして、俺たちがさせていくんだという逆に職員が腹が決まりますよね。自分たちで組織を守っていこう。だから、名実ともに職員が自ら自分たちのチームワークという意味における人事案をつくるという形にしてほしいと思います。

ちょっと時間が迫ってきましたので、最後の質問は時間がありませんので、要望だけしておきます。

先ほどの危機管理のところに絡む話なんですけど、今、コロナ対策、一種の災害だと思えます。市長を挙げて全職員で対応している、すばらしいことだと思います。しかし、ある市民の方から、複数の方から聞いたんですが、コロナウイルスワクチンの集団接種会場、市役所ないしは、あるいは海南病院。市長さんが一般職員に混じって業務をされているんだけど、どうしてかなみたいな意見を聞いています。市役所でやる集団接種会場に行くと、部長さん、課長さん、グループリーダーさん、そうそうたるメンバーですばらしい接遇を私も受けましたし、そういうことも評判が広がっています、すばらしい。ただ、それが本当に、緊急一時避難だと思うんですけども、恐らくその分かなり市役所の通常業務にはしわがよっているのではないかなということを複数の市民の方から意見として伺っております。

この一般質問の重要性についてなんですけれども、この一般質問が通常、現在弥富市において行われていない施策、これをどうかということであれば、通告によって事前検討ということだと思うんですが、議会のチェック機能として現に弥富市で行われている、あるいはその体制について事前に通告するというのは、普通でいえば想定問答をつくります。本来行政というのは、年4回の議会開催に合わせて政策を部長・課長がチェックして、他の都市と比べてどうだろうか、数字はどうだろうかということを組織内で共有して、それが引き継がれています。ですので、現に実施されている事業であれば、いついかなる質問に対しても答えられるはずですが、答えられなければ、課長として、あるいは部長としての資格がないこととなります。弥富市には、そういう緊張感があるのかなのか疑問に思わざるを得ないところがあります。

議会は市民のためであって、市民にとってよい政策が行われているかどうかを点検するために、今何が課題かを抽出して事前に通告してあります。市として市民に、どのような現状認識、どのような対策を立て、どのように進めているかということを議会の質疑を通して発信していく、これは市民のための僕は議会だと思っています。

今後、都市間競争、科学的な証拠に基づく行政執行が求められています。については、行政当局が体系的に状況を把握し、自ら点検してやっていくということ、これが弥富市が住みやすいまち、都市間競争を勝ち抜く力だと思っておりますので、一般質問について大変だと思いますが、今後も十分に市の職員を尊重していただいて、市の職員が生き生きと働いて、市の職員がいろいろな意見を闊達にやるということをお願いして、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（大原 功君） 暫時休憩いたします。再開は午後 1 時 40 分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 1 時 29 分 休憩

午後 1 時 40 分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大原 功君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、小久保議員。

○3 番（小久保照枝君） 3 番 小久保照枝でございます。

通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

1 点目は、空き家対策について、2 点目は、高齢者福祉サービスについて質問させていただきます。

全国に空き家が増加し、全国の空き家数は 820 万と過去最大を記録しています。空き家の増加に併せ、適切な管理が行われず放置され、周辺の住環境に深刻な問題をもたらす空き家も増えてきております。9 月、10 月、台風シーズンが到来しました。近年、台風の巨大化や発生頻度の増加が指摘されております。空き家からの災害が起こらないよう、対策をしっかり取っていただきたいと思います。

さて、昨年の 9 月議会で江崎議員より市内の空き家の数について伺われたところ、平成 28 年度では市街化区域で 170 棟、市街化調整区域で 145 棟、合計 315 棟ございました。そのうち危険な状態にあるとの特定空家等認定は、市街化区域で 1 棟、市街化調整区域で 2 棟の合計 3 棟と伺いました。その後 5 年間でどのくらい増えているのか、お伺いいたします。

○議長（大原 功君） 三輪都市整備課長。

○都市整備課長（三輪秀樹君） 本市の空き家の現状でございますが、令和 2 年度の実態調査による空き家件数は 432 件であり、平成 28 年度と比べて 117 件の増加となっております。内訳といたしましては、市街化区域が 207 件で、平成 28 年度と比べて 37 件の増加、市街化調整区域が 225 件で、平成 28 年度と比べて 80 件の増加となっております。

特定空家等に関しましては、平成 30 年 12 月に特定空家等認定基準により 8 件を特定空家等と認定いたしました。そのうち 5 件につきましては、所有者への連絡、助言及び指導等を

継続して行った結果、取り壊され、特定空家を認定解除しており、現在、特定空家等は市街化区域内で1件、市街化調整区域内で2件の合計3件となっております。

○議長（大原 功君） 小久保議員。

○3番（小久保照枝君） 御答弁いただきました。5年間で空き家が117件増えて432件、特定空家等は3件ということですね。

空き家となる理由は他人事ではありません。例えば家が手狭になり、転勤となったりして家族で引っ越し場合や、両親が高齢となり息子夫婦と同居する場合、また独り暮らししていた高齢の親が施設に入居する場合、独り暮らしをしていた親が亡くなり実家を相続する場合等、誰もが様々な理由で空き家の所有者となる可能性があります。

市民相談で空き家の樹木や雑草が生い茂り、通行の邪魔になり、切ってもらいたいとか、木が伸び過ぎて鳥の巣になり、鳥の鳴き声やふん害、周囲の野菜被害があるとか、老朽化による屋根瓦が落下しないか心配など伺っております。環境課で対応していただいておりますが、空き家の苦情など、どのような対応をされてみえますか。また、除却できた成果があれば、内容をお聞かせください。

○議長（大原 功君） 都市整備課長。

○都市整備課長（三輪秀樹君） 空き家の管理不全等による苦情対応につきましては、速やかに現地を確認した上で所有者等を特定し、必要な措置を行うよう働きかけています。

除却の成果といたしましては、先ほども申し上げましたとおり、特定空家等の認定をした8件のうち5件については、所有者と連絡、助言及び指導書の送付を継続した結果、取壊しをしていただき、認定を解除しております。

また、区長・区長補助員の方々に調査を依頼した適切に管理がされていない危険な空き家については、現地を確認し、所有者等に対して適切な管理をお願いし、その結果5年間で9件の除却を確認しております。

○議長（大原 功君） 小久保議員。

○3番（小久保照枝君） 御答弁いただきました。現地を確認し、所有者に連絡、助言及び指導書の送付を継続した結果、5年間で9件の除却ができたことはすばらしい成果だと思います。しかしながら、所有者が個人で相続登記が行われていない場合など、相続人全員を特定することが困難で、対処に時間を要しているのも事実だと思います。

平成27年5月から空家等対策特別措置法が施行されました。その内容をお聞かせください。

○議長（大原 功君） 都市整備課長。

○都市整備課長（三輪秀樹君） 空家等対策の推進に関する特別措置法は、近年の人口減少、少子高齢化等の社会構造の変化に伴い全国的に空き家が増加しており、中でも所有者が分からない、または所有者が空き家を放置し続け適切に管理しないなどのため、防災、衛生、景

観等、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしており、市町村等自治体がこれらに適切に対応できるよう法律が整備されたものであります。

施策の主なものといたしましては、1つ目に国・県・市町村の役割がそれぞれ明確になりました。

2つ目といたしまして、市町村は空き家等に関する対策を計画的に実施するための空家等対策計画を定めることができ、体制整備といたしましては協議会を組織することができるようになりました。

3つ目といたしまして、情報収集につきましては、法律で規定する限度において空き家等の調査が可能となり、所有者等を把握するため固定資産税情報の内部利用が可能となりました。

4つ目に、特定空家等に対しまして、除却、修繕等の措置の助言または指導、勧告、命令が可能になり、さらに行政代執行により強制執行が可能となりました。

これらにより、市町村が空き家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施できるようにしたものでございます。

○議長（大原 功君） 小久保議員。

○3番（小久保照枝君） 御答弁いただきました。市町村、自治体が管理されていない空き家に対して適切に対応できるよう法律の整備がされたということですね。

空き家等の管理不全が原因で、隣家に損害を与えたり、近隣住民に被害を及ぼした場合、空き家の所有者は被害者に対して損害賠償責任を負う可能性があります。また、事例として、外壁材等の落下による死亡事故で人身損害としての賠償責任や、空き家からのシロアリ駆除や、ネズミが巣をつくり隣家に侵入し、柱をかじる等の物件損害等の被害で数十万の支払いが損害賠償として科せられた場合もありました。

また、建物は年月の経過とともに傷んでいきますが、人が住まなくなると急速に劣化が進んでしまいます。建物の劣化が進行すると、改修や修繕、雑草や害虫駆除などの費用が大きくなります。そして、特定空家等に認定されると、土地に係る固定資産税の優遇措置が適用されなくなるなど、所有者にとって大きなデメリットとなります。今後、特に団塊の世代が75歳以上となる2025年以降は高齢化が進み、おひとり暮らしの高齢者が亡くなると、さらに空き家が増えると予測されます。空き家の発生抑制のためには、空き家になる前からの対応が重要であり、所有者や地域の方々に関心を高めていただく必要があると思います。

本市では、愛知県宅地建物取引業協会と協定を締結することにより空き家総合相談窓口を開設しており、空き家の売買、解体費用、管理などの相談窓口として対応していただいております。また、昨年度より空き家バンクを開設しており、協会との締結後、空き家所有者がマイスターに相談し、空き家撤去に至ったり、他の土地利用を検討されている実績もあると

伺いましたが、どのような形で周知し、何件の方が利用してみえますか、お伺いたします。

○議長（大原 功君） 都市整備課長。

○都市整備課長（三輪秀樹君） 本市では、令和2年1月より愛知県宅地建物取引業協会が運営する愛知県空き家・空き地バンクポータルサイトを活用し、弥富市空き家バンクを開設しております。この空き家バンクは、賃貸や売買を希望する空き家の情報をウェブサイト等に掲載するものであり、専門知識とノウハウを持った宅建業者が空き家を必要としている人を探すことで、より多くの利活用につなげることができます。

市民の方々への周知方法といたしましては、市のホームページ及び都市整備課窓口でリーフレットの配布を行っております。

また、登録物件数につきましては、愛知県宅地建物取引業協会に確認しましたところ、9月1日現在、建物・土地合わせまして19件とのことです。

○議長（大原 功君） 小久保議員。

○3番（小久保照枝君） 御答弁いただきました。

周知方法としては、市の公式ホームページやリーフレットということですね。

ホームページで空き家を検索していただきますと、賃貸や売買の情報、また空き家除却費補助金やブロック塀等撤去費補助金等も検索することができました。19件の登録件数ということですが、市民の方から、空き家はたくさんあるのに調べるのにどこか遠いところに問合せして、そこから家主につながるが、とても使いづらいとか、件数が少ない、リーフレットをもらっても利用しにくいなどと伺っております。空き家バンクがより分かりやすく、多くの利活用につながるよう、協会や空き家バンクとも連携を取り、調査・研究していただきたいと思います。

親から相続した家などを空き家にしておくことは、税金や維持管理の費用がかかり、もつたないことと思われれます。また、建物は使わないで放置していると老朽化が進んでしまいます。空き家は建物としての価値がある間に早めに活用することがお勧めです。

空き家の活用には賃貸や売買などいろいろな方法があり、また地域の活性化への貢献にもつながります。国は、コロナ禍で家賃が払えないと住まいに不安を抱えておられる方に、来年度予算に関する厚生労働省の概算要求には、今年度補正予算で措置された生活困窮者等への住まい確保・定着支援が盛り込まれております。これは、居住支援法人などが生活困窮者支援の窓口と連携しながら、入居に関わるマッチングなど居住支援を進めるための事業です。

本市においても、空き家対策協議会を持たれる中で福祉課との連携をされ、生活困窮者等への住まい確保・定着支援ができないでしょうか、お伺いたします。

○議長（大原 功君） 三輪都市整備課長。

○都市整備課長（三輪秀樹君） 生活困窮者への住まいの確保ですが、まだまだ空き家バンク

の賃貸物件の登録数がほとんどないのが実情ですので、まずは空き家バンクの幅広い周知を図っていきたいと考えております。

また、令和3年3月より愛知県住宅確保要配慮者居住支援協議会へ参画していますので、参画している市町村や居住支援法人の動向を注視しつつ、福祉課と連携し、情報共有を図ってまいります。

○議長（大原 功君） 小久保議員。

○3番（小久保照枝君） 御答弁いただきました。ぜひ生活困窮者等への住まいの確保・定着支援につなげていただきたいと思います。

9月よりおくやみコーナーの設置をしていただけることになりました。独り暮らしの場合、遺族の方が手続にお見えになります。遠くに住んでみえる相続人の方なら、二度とお会いすることができないかもしれません。担当課から丁寧に空き家にならないよう、パンフレットなども作成し、お悔やみ手続の順番に入れ、お伝えすべきだと思いたしますが、いかがでしょうか。

○議長（大原 功君） 都市整備課長。

○都市整備課長（三輪秀樹君） おくやみコーナーでの空き家に関する相談等につきましては、パンフレット等の作成も含め、現在、市民課と調整中でございます。

○議長（大原 功君） 小久保議員。

○3番（小久保照枝君） 御答弁いただきました。これから先、空き家問題は喫緊の課題です。前向きに検討していただきたいと思います。

最後に、市長総括をお願いいたします。

○議長（大原 功君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 近年、人口減少、少子高齢化、既存住宅の老朽化等に伴い、全国的に空き家が増加しており、同様に本市におきましても増加していくものと考えております。

空き家等の発生要因といたしましては、相続等がなされない場合や相続された方が遠方で日常的な管理が困難な場合等、様々な要因があり、このような物件が中古住宅や賃貸住宅に活用できればいいのですが、建物の老朽化や空き家等の利用要件等の理由により、利活用が難しい物件もあると思いたします。

今後も、弥富市空家等対策協議会や愛知県宅地建物取引業協会、区長、区長補助員の方々等関係機関との連携を図りながら、空き家発生の未然防止や空き家の利活用を促進するとともに、管理不全な空き家等への対応につきましては所有者等に適切に管理する義務がありますので、速やかに所有者等を特定し、必要な措置を行うよう働きかけてまいります。

また、先ほども小久保議員からお話がありましたが、9月1日から設置いたしましたおくやみコーナーでございますが、これまでのところ2件の御相談をいただいております。その

中におきましても空き家と成り得る物件があるようでしたら、御相談者の方と御相談しながら、適切な管理の必要性について、パンフレット等の作成を待たずして担当課から丁寧な御説明を申し上げ、御理解を賜れるよう努めてまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（大原 功君） 小久保議員。

○3番（小久保照枝君） 御答弁ありがとうございました。

続きまして、2つ目の福祉サービスについて質問させていただきます。

高齢者支援の取組として、本市では要介護等の外出支援として、高齢者福祉タクシー利用助成事業でタクシーチケットの利用を可能とさせていただきました。さらに、弥富市ささえあいセンターの利用会員を対象に、買物支援サービスにおいて、買物中の付添い、自宅から買物先への買物支援カー、きんちゃんGO！！、ぶんちゃんGO！！での送迎など、一人では買物が困難な方を支援してござっております。実際、一人で使うのは申し訳ないと遠慮されてみえる方もいらっしゃるかと思います。きんちゃんGO！！、ぶんちゃんGO！！が通ったら、手を振るとか、見たらラッキーとか、どんどん気持ちよく利用していただけるよう宣伝されたらどうかと思います。

市民の方から、福祉車両の貸出しについて要望をいただきました。主人が寝たきりになってしまい、車椅子の生活となり、病院等に通院しています。リフト付タクシー利用の助成は、タクシーチケットを48枚支給され、1回1枚の使用で1,500円の補助ですが、介護タクシーの料金が一般車両より高く、実費負担もかなり大きく、病院へ行くだけでどこにも連れていってあげることができない。リフト付の車の貸出しができないでしょうかと相談を受けました。

市で福祉車両を購入して管理するのは厳しい現実であります。他市でもこういった相談はあると思い、調べてみたところ、岐阜県の中津川市、可児市、愛知県の清須市、大府市、小牧市などで福祉車両の貸出しを行ってございました。

可児市では、社会福祉協議会の施設で使っていない車を、日常的に車椅子を使用するなど外出困難な方を対象に、燃料費のみ実費で福祉車両を貸出ししているそうです。

また、清須市では、体力の維持・向上や社会的見聞を広めるとともに、人と交流することにより日常生活の便宜を図り、社会の増進に資することを目的として、福祉車輛貸出事業として対応しています。貸出期間は1回につき3日以内、料金は無料で、燃料費やその他の費用については自己負担、御利用までの流れ及び注意事項など、10項目分かりやすく記されておりました。

突然、家族の中で車椅子生活にいつなるか分かりません。購入や改修において税金の優遇措置はありますが、車を買換えることは簡単なことではありません。また、高齢者御夫婦

の場合、車を用意することは困難です。今後、誰もが通る道として考えていただきたいと思っています。

そこで質問いたします。まず初めに、本市において福祉車両の登録台数と車椅子対応の車両台数をお聞かせください。

○議長（大原 功君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 本市が登録しております福祉車両は、以前、十四山デイサービスセンターで使用しておりました2台で、2台とも車椅子対応でございます。また、市以外の市内の介護や障がい関係事務所等が保有している車椅子対応の福祉車両につきましては56台でございます。

○議長（大原 功君） 小久保議員。

○3番（小久保照枝君） 御答弁いただきました。十四山デイサービスで使用していた2台は車椅子対応ですが、車が大きく、使用年数も古く、貸出しには向いていないとお聞きしました。市の福祉施設で福祉車両の貸出しをしていただけないでしょうか、お伺いいたします。

○議長（大原 功君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 議員御指摘のように、他自治体におきましては社会福祉協議会が保有している車両を貸出しする制度を設けているところはございますが、本市社会福祉協議会では車両の貸出制度はございません。また、市内の介護関係などの福祉施設につきましても、現在、貸出制度がある施設はございません。

○議長（大原 功君） 小久保議員。

○3番（小久保照枝君） 御答弁いただきました。現在、貸し出しできる施設はないということですね。

本市において介護タクシーなど、お金を払えば移動、介助をしていただけますが、家族で面倒を見たいと思われる方、リフレッシュに家族でゆっくりと喫茶店に行ったり旅行したり過ごしたいと思われる方もたくさんいらっしゃると思います。車椅子から車のシートに載せ替えは大変な苦勞がかかります。車椅子のまま車に載せることができるリフト付の車は、介助者の負担を減らすだけでなく、介助される側の心理的負担が軽くなります。貸出しができるように、福祉車両の購入など市として支援はできないか、お伺いいたします。

○議長（大原 功君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 議員御提案の福祉車両購入時の支援につきましては、市が車両購入費補助をするとする場合、利用者については市内在住の方を対象とするなどの必要があると考えております。民間事業所は市外の方も利用されておりますので、そのような条件で購入費補助や貸出制度は難しいと考えられます。



本市といたしましては、社会福祉協議会と協力いたしまして、購入に対する補助とは限定せず、福祉車両を一時的に必要とされる方に有効活用していただける支援制度を研究してまいります。

○議長（大原 功君） 小久保議員。

○3番（小久保照枝君） 御答弁いただきました。福祉車両を一時的に必要とされる方に有効活用していただける支援制度、貸出しサービスとか、例えばレンタルサービスなど、前向きに検討・研究していただきたいと思います。

次に、買物支援についてお伺いいたします。

弥富市ささえあいセンターの利用会員を対象とした買物支援サービス、きんちゃんGO！！、ぶんちゃんGO！！は、一人では買物が困難な要介護者の支援ですので、人数が限られております。本市では、ふれあいサロンと買物を組み合わせた買い物サロンを展開してみえますが、内容と利用状況を教えてください。

○議長（大原 功君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 本市の買い物サロンの内容は、要支援者が気軽に集えるスペース及び楽しめる場の提供と、併せて買物などが困難な高齢者に対しまして買物の支援を行うことを一体的に実施するものであります。

実施方法といたしましては、介護保険施設等で雇用されている方が介護保険施設等の事業専用車両を活用いたしまして、市内の商店等への送迎及び買物のお手伝いを行うとともに、参加者同士の交流を行うことを事業内容として事業者へ委託するものであります。

これまでの実績といたしましては、平成30年度から事業を開始いたしましたが、令和元年度に1事業者と契約を結び3回開催していただき、11人が参加されました。令和2年度以降は事業を実施していただける事業者がなく、開催されていない状況となっております。

○議長（大原 功君） 小久保議員。

○3番（小久保照枝君） 御答弁いただきました。現在、本市では買い物サロンは実施いただける事業者がなく、開催されていない状況とのことですね。

日常の買物に困難を感じる高齢者ら買物弱者は全国で800万人以上、また今は新型コロナウイルス感染症拡大の影響で買物に行くことをためらう人も増えております。昨年の6月議会でも質問させていただきました民間事業による移動式スーパーですが、その後も市民の方から移動販売車が来てほしいと要望をいただいております。

昨年、視察に行かれた市当局の答弁には、たくさんのメリットがあるが、個人事業主として車両を個人で購入した上で、研修を受講していただいた後に事業が開始となるため、担い手が見つからないのが課題である。移動式スーパーについては、市としてどのように関わることができるか、今後の課題とさせていただきますとの答弁でありました。

移動販売は、単なる買物だけの機能ではなく、地域の方がたくさん集まってコミュニティの場としての役割も果たしてくれます。高齢化社会の買物支援として、きんちゃんGO！！、ぶんちゃんGO！！とともに、高齢者の安否確認事業として補助制度を使い、移動式スーパーの公的支援ができないでしょうか、お伺いいたします。

○議長（大原 功君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 先日、移動式スーパーの関係者にお話を伺ったところ、運営等に支援があれば個人オーナーも助かり、導入が進展するのではないかというお話でありました。また、移動式スーパーの方式とは逆で、事業者がお客様を送迎する方法を行っている事業者もございました。

移動式スーパーは、買物支援だけじゃなく地域コミュニティ創出の場、高齢者の安否確認など、地域の安全や見守りの役割にも期待ができるものと考えております。本市といたしましては、各事業者で実施されている事業内容の特色を踏まえ、課題を整理しながら、公的支援について考えをまとめていきたいと思っております。

○議長（大原 功君） 小久保議員。

○3番（小久保照枝君） 御答弁いただきました。課題を整理しながら、公的支援について前向きに考えていただきたいと強く要望いたします。

最後に、市長総括をお聞かせください。

○議長（大原 功君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 超高齢化社会が進むとともに、家族形態の変化により、高齢者の移動支援や買物支援などが今まで以上に必要になってきていると認識しております。そのような中、本市では、コミュニティバスの運行やタクシー料金助成事業などの交通支援を行うとともに、配食サービスやささえあいセンターの買い物支援サービスなど、福祉施策にも力を入れているところであります。

福祉車両の貸出しや購入支援につきましては、先ほど議員がお話しされたように、他自治体では福祉車両の貸出制度を実施しているところや、福祉車両のレンタカーを利用された方に対して、その費用の一部を補助する制度を設けているところもあります。そのような制度も家族での気兼ねない外出のための支援策になると思いますので、多方面から本市にふさわしい支援制度を考えていきたいと思っております。

また、買物にお困りの方への支援につきましては、移動式スーパーなど民間事業者との連携・協力なども含め、研究していきたいと思っております。

先ほど担当部長も答弁いたしましたように、問題を解決していけるよう、また議員が言われました誰もが通る道であるということを鑑みまして、できる支援の形を見極めながら高齢者福祉支援の充実に努めてまいります。

○議長（大原 功君） 小久保議員。

○3番（小久保照枝君） 御答弁いただきました。市民の方がより安心して暮らせる地域社会を目指し、今後とも取り組んでいただけるよう要望いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（大原 功君） 暫時休憩します。再開は午後2時25分といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時13分 休憩

午後2時25分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大原 功君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、平野議員。

○13番（平野広行君） 13番 平野広行。

通告に従いまして、名古屋競馬場と弥富市について質問いたします。

新しく建設される名古屋競馬場が令和4年4月、弥富市において開場いたします。老朽化した名古屋競馬場の建て替えが検討される中において、現地での建て替えが困難であるとして弥富市への移転が平成29年3月、愛知県競馬組合議会で正式に決定されて以来、早いもので4年が経過し、半年後の令和4年4月に弥富市駒野において名古屋競馬がスタートする運びとなりました。

そこで、本市での名古屋競馬開催に向け、様々な問題が提起され、未解決のままですが、名古屋競馬が弥富市で開催されるに当たり、本市において名古屋競馬場が果たす役割について市長はどのように考えてみえるのか、最初に伺います。

○議長（大原 功君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 競馬法第23条の9では、地方競馬の果たす役割として、地方公共団体に対し収益金を配分し、地方公共団体は競馬の収益をもって畜産の振興、社会福祉の増進、医療の普及、教育・文化の発展、スポーツの振興及び災害の復旧のための施策を行うのに必要な経費の財源に充てるとされておりますが、関係機関の様々な努力、連携などにより売上げは回復してきているものの収益金を配分できていない状況にあり、このような状況の中、本市といたしましては、競馬場の活用や競馬開催を通じて地域の活性化やにぎわいを創出し、税収につなげていくことを競馬組合と協力しながら一緒に検討していきたいと考えております。

○議長（大原 功君） 平野議員。

○13番（平野広行君） 本市において名古屋競馬場が果たす役割としては、地域の活性化やにぎわいを創出するとの答弁ですが、まさにそのとおりだと思います。私は弥富市の観光事

業の拠点としての役割を果たすものであると大いに期待しております。今年5月には名二環の飛島ジャンクションも開通し、また最近では新名神も四日市ジャンクションから亀山西ジャンクションまで開通したことによって、滋賀県方面からも来場が見込めるようになりました。

新設する名古屋競馬場は、西尾張中央道、そして伊勢湾岸弥富インターに隣接するということで非常に立地がよく、また2,500台の駐車場が完備し、イベント広場、多目的広場も整備され、様々なイベント会場の設営がスムーズにできるようになっておりますので、あとはどのような企画を立て、多くの来場者を見込むか、魅力ある企画立案だけだと思います。

これらの施設を利用し、金魚の販売、地場野菜の販売、マルシェの開催等を行い、市内外から絶えず来ていただける企画を立てていただきたいと思います。これにはJAさんの協力が非常に大事ですので、その辺りの連携・協議も今から始めるようにお願いしておきます。

本市といたしましても、今はコロナ禍ではありますが、「弥富の金魚拡散大作戦！！」「やとみの金魚”すくって★！大作戦！！”」を展開し、金魚のPRをしているところです。来年度からはPRしたこれらの地域からも、大勢の方が弥富に来ていただけることを楽しみにしております。

それでは、次にハード面について伺います。

昨年の議会への説明における建設スケジュールによれば、現時点では馬場の改修・延長、スタンドの建設、競馬関係者の新しい住居の建設、旧住宅施設の取壊しとなっておりますが、現状について伺います。

○議長（大原 功君） 伊藤市民生活部長。

○市民生活部長（伊藤仁史君） 愛知県競馬組合に確認しましたところ、新競馬場の建設は予定どおりのスケジュールで進んでいるとのことです。来年4月の開場に向け、馬場の改修等は既に終えており、現在は観覧席等が入るスタンド棟の建設を行っているところであります。

なお、競馬関係者が居住する住宅につきましては本年6月末に完成し、既に引っ越しを終えており、旧住宅等の取壊し工事に着手したところであります。

○議長（大原 功君） 平野議員。

○13番（平野広行君） 予定どおり順調に進んでおるといことですね。

それでは、令和元年9月議会におきまして、競馬組合に対して本市は、基本設計段階で防災ヘリポート用地の確保等を要望していると答弁されておりますが、防災面での施設についてどのように進んでいるのか、現状を伺います。

また、防災に関係しますので伺いますが、観戦スタンドも津波・高潮からの一時避難場所の役割を果たします。これらの施設について弥富市との災害協定がどのように進んでいるのか、この点についても伺います。

○議長（大原 功君） 横山総務部長。

○総務部長（横山和久君） 本市及び愛知県競馬組合は、平成26年3月10日付で、既存敷地内にあります馬事会館を緊急時避難場所として活用するための災害協定を締結しております。現在、愛知県競馬組合に対し、移転後の競馬場には観客スタンドを緊急時避難場所として新たに追加し、既存の緊急時避難場所の馬事会館については、避難後に救急部隊が到着するまでの間、被災者の方たちが一時的に待機生活できるようにするために、備蓄資材等を保管する防災倉庫スペースを新たに設置させていただくよう要望しております。

そのほかには、観客スタンド北側にあります駐車場スペースを利用させていただく要望と、またヘリポート用地としてレースコース内の放牧場の一角を提供させていただくよう要望しております。

この新たな災害協定の締結の時期は、名古屋競馬場が移転開業する令和4年4月に間に合うように、現在、愛知県競馬組合と協議・調整をしております。

○議長（大原 功君） 平野議員。

○13番（平野広行君） 海南こどもの国にヘリポート用地が確保されたから、この件は見送られたと思っておりましたが、まだ検討中ということで安心をいたしました。

また、すぐ隣には地上4階建て、中部地区最大の物流センターDPL名港弥富ですが、同じく来年の6月に竣工し、災害協定が締結できれば、本市においては津波・高潮からの最大規模の一時避難場所になると思いますので、ぜひとも災害協定の締結をお願いしておきます。

栄南学区においては、ここ数年で企業進出が進み、企業との官民協定により、高さ、広さも十分な津波・高潮からの一時避難場所の確保がどんどん進んでおります。本市に企業進出して市の税収に貢献していただき、さらには津波・高潮からの一時避難場所を提供していただくということで、まさに本市にとっては救いの神であり、また海に一番近いこの地域にとっては非常にありがたい限りでありますので、今後も企業誘致をどんどん進めていただきたいと思います。

次に、ソフト面について伺います。

令和2年9月議会において当時の市民生活部長は、地域の活性化、にぎわいづくりを進めるためには、市の体制整備が重要であると。現在はしっかりとした体制ではないので、新年度、令和3年度に合わせて担当部署の整備を進めるとともに、行政主導という形ではなく官民連携や市民との協働という観点で取り組み、事業の計画案を練っていきたいと答弁されておりますが、それでは市の体制整備について、令和3年度、どのような体制づくりをされたのか、取組状況について伺います。

○議長（大原 功君） 市民生活部長。

○市民生活部長（伊藤仁史君） 現時点での体制といたしましては、地元要望への対応や競馬

組合の加入に関する問題など多岐にわたっており、様々な課が関わっているため、関係各課が連携しながら対応させていただいております。今後は担当課を明確化することにより、競馬組合や関係団体と一層連携しながら、市競馬場のイベント広場の有効活用や地域活性化のための事業などを行っていきけるよう進めていきたいと考えております。

○議長（大原 功君） 平野議員。

○13番（平野広行君） 現状では関係各課が連携して対応しており、まだ明確な体制づくりができていなということですが、まだできないのは競馬組合に加入しないからだと思いますよ。一部事務組合に加入すれば、必ず担当課が必要ですから、今のように検討中では済まされなと思います。競馬組合に加入したと仮定して早く担当課を決め、そこを中心に関係課から職員の協力を得て、プロジェクトチームですね、こういったものを立ち上げてはと思います。関係してくる部署としては、市民協働課、商工観光課、企画政策課、そして農政課も関係してくると思います。そうでないと、競馬組合に加入していない本市としては、競馬組合、そして関係機関との対応がスムーズにできないと思います。ワクチン接種のときも、健康推進課が中心となって、関係課から協力いただき、プロジェクトチームをつくったと思いますが、その点についての考え方を市長に伺います。

○議長（大原 功君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 令和3年度におきまして、関係各課が連携しながら競馬組合との対応に当たっているところでございます。令和4年度に向けましては担当課を絞ってまいりたいと思っております。それにおきましては組織のほうの再編も少しは考えてはいかなければならないわけでございますが、競馬組合に加入する加入しないにかかわらず、愛知県競馬組合とは対話ができる状態をつくってまいりたいと思っております。

また、先日ですが、競馬組合のほうに私をはじめ部長とお話に行ってまいりました。そのような中で、オープン以降の競馬組合、弥富市との話合いの場をぜひつくっていききたいということで、こちらのほうから申入れをいたしまして、年に2回ほど意見交換の時間をつくっていただけるよう申入れをしてくまして、また快諾をいただいておりますものですから、当面はそのような対話ができると思っております。以上でございます。

○議長（大原 功君） 平野議員。

○13番（平野広行君） 当面はそういった対応でお願いをいたしておきます。

名古屋競馬が弥富市で開催されるに当たって一番大事なことは、愛知県競馬組合への加入であると常々私は申し上げてきました。昨年の9月議会において競馬組合への加入について質問し、市長の考えを伺いましたが、市長の答弁では第1に加入の負担金の問題、第2に赤字になった場合の財政負担のリスク問題、主にこの2点を取り上げ、慎重に判断していきたいと前向きな答弁がありませんでしたので、私としては非常に残念な思いでありました。

来年4月の名古屋競馬開催が近づくとつれ、私も調教師会、厩務員会及び自治会の会長さんと意見交換を行っていますが、その中で一番求められるのが、弥富市も愛知県競馬組合に加入してくださいと、こういう御意見なんです。それはなぜかといいますと、組合議会において、競馬関係者、地域住民の要望・意見を反映してほしいということですね。

市長は昨年9月議会の答弁で、財政状況が厳しい本市にとって加入問題は慎重に判断し、地元要望をしっかりと申し上げ、関係機関と連携を取りながら魅力ある新競馬場造りに関わっていきたくて答弁をされていますが、それでは競馬組合に加入せず、どのような形で関係機関と連携して魅力ある競馬造りに関わっていくのか、先ほど少し答弁もありましたが、具体的な取組についての考えを伺います。

○議長（大原 功君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 競馬組合との意見交換の場でございますが、先ほど御答弁させていただいたとおり、年に2回開催ができるということでございますものですから、地元の意見等々をしっかりと伝えてまいりたいと思っております。

また、新しくできます競馬場本体は民間事業者が運営を行うことですので、民間の力で魅力ある競馬場の運営を期待しております。

また、新競馬場のファンエリアにありますイベント広場におきましては、市主催の事業を行うことは可能であると伺っております。市単独で常設的に事業等を開催することは非常に難しいため、競馬組合や関係機関と連携して、共催開催や不定期開催の事業を通じて、市の魅力を市外に発信していきたいと考えております。

○議長（大原 功君） 平野議員。

○13番（平野広行君） 市単独で常設的に事業等を開催するのは非常に難しいため、競馬組合や関係機関と連携してとの答弁ですが、ここが問題であると思います。組合に加入していれば、この辺りがスムーズにいくものと考えております。安藤市長も、県議会議員時代は競馬組合議員も経験されております。ですから、名古屋競馬の実情については理解されておりますが、市長が組合議員当時、まだまだ赤字が続いて、累積も40億円近くあったと、競馬の廃止も検討されていた、そういった時期だと思います。現在はネット販売によって大幅な財務改善が行われ、明るい未来が見えてきました。しかし、慎重派の安藤市長は、当時のことがトラウマとなっているか分かりませんが、組合に加入する気はあまり感じられませんが、今後、弥富市が名古屋競馬場と共に良好に事業を進めていくためには、本市が競馬組合に加入することが絶対に必要であることを申し上げておきます。

そこで、次に愛知県競馬組合への加入問題について伺います。

競馬開催の目的・趣旨については、競馬法第1条において、競馬開催は地方財政の改善を図るためと記載をされておりますが、この点について市長はどのように理解してみえるのか、

伺います。

○議長（大原 功君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 地方財政の改善を図るための収益を競馬事業から得るためには、先ほどこから議員おっしゃられておりますとおり、愛知県競馬組合に構成団体として加入する必要があります。先ほども御答弁させていただいたとおり、収益金を分配できていない状況にあり、現時点では地方財政の改善を図るための目的の達成に至っていないと考えております。

○議長（大原 功君） 平野議員。

○13番（平野広行君） 目的は自治体の財政の財務改善なんですよ。競馬開催の目的は、収益によって地方財政の改善を図るためであります。収益金がもらえないなら意味がありません。

市長の答弁にあるように、確かに現時点では目的の達成に至っていませんし、しかし令和4年度から20年後までの収支を計算して収支改善指標を示し、令和4年度からは収益金の配分を行うとしております。今までの答弁では、一般会計からは加入時の負担金の支出が難しいとか、将来赤字になった場合のリスクを考えると、ネガティブな考えばかりで、ポジティブな考えが示されておられません。財政状況が厳しい弥富市ならば、なおさらのこと構成団体となって弥富市主催の競馬を開催し、配当金をいただき、財政の改善を図るべきと思います。

私は6月議会において歳入確保についての質問をし、市長からは、未利用地の売却を進めるといった答弁をいただいております。名古屋競馬からの利益金の配分についても、大きな歳入確保であるということをぜひ考慮していただきたい。

何度も申し上げますが、弥富市が競馬組合に加入して競馬を実施するに当たっては、競馬組合加入時に競馬場施設の応分の負担、金額は未定ですけど、これをしなければなりません。組合に加入し、競馬事業が黒字であれば、利益の配分を受け取ることができ、市の歳入確保に寄与することになります。今後の財政計画では黒字確保が示されておりますので、この点をよく考えていただきたいと思います。

それでは、次に競馬組合加入について順次質問していきます。

競馬組合加入への手順としては、組合への加入を申し出てから、組合議会、構成団体の協議による改正議案、本市においては規約制定の議案を可決し、総務省の許可を得てから加入という流れであり、3年ほどかかるとの答弁でした。したがって、物理的に来年4月名古屋競馬開催には加入できません。

先回の一般質問において、市長はすぐに加入しなくてもいいのではないかと答弁でしたが、それでは近い将来、加入する気があるのか、また加入しない方向でいくのか、伺います。

○議長（大原 功君） 市長。



○市長（安藤正明君） 愛知県競馬組合に構成団体として加入する最大の目的は、競馬を行うことにより収益を得ることですが、組合加入に当たりましては本市も応分の負担が必要となりますので、組合加入のメリット・デメリットを十分に検討した上で、組合に加入するかどうかを判断していきたいと考えております。

○議長（大原 功君） 平野議員。

○13番（平野広行君） 加入の問題は、弥富市から加入の申出をしてから全てが始まるものですが、それでは市長は加入を決断する判断材料としてどのような条件を考えてみえるのか答弁していただきたかったんですが、残念ながら市長からはっきりと組合加入についての答弁がいただけませんでした。メリット・デメリットについては十分検討され、昨年9月議会で答弁させております。その中で、先ほども言いましたが、ネガティブな考えばかりです。

今、JR・名鉄自由通路事業につきましても、議会内において様々な議論がされておりますが、市長は一貫してポジティブな考えの下、事業の推進を考えてみえますが、競馬組合の加入についても、ぜひポジティブな考えで前に進んでいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

そして、次に加入するときの負担金が一番の問題なんですけど、その負担金が幾らなのか、その金額が定かでないわけですね。推測の話ですが、かなりの額になると。かなりの額とは幾らなのか、これが分からない。したがって、一般会計からの支出は困難であるとの答弁ですが、加入金が1億なのか、5億なのか、10億なのか、金額も分からないのに財源問題を検討することもできません。これではいつまでたっても加入はできません。加入を申し出てから競馬組合、そして構成団体の協議によって金額が決まると答弁されていますが、これでは話になりません。買物するときには値段も分からないのに買いますという大名買いをすることはできませんので、この負担金問題の解決方法についてはどのように考えてみえるのか、伺います。

○議長（大原 功君） 伊藤市民生活部長。

○市民生活部長（伊藤仁史君） 本市が正式に加入を申しないと、構成団体のほうから調整ができないということを確認しており、有効な解決方法はございません。市が競馬組合に加入するには応分の負担が発生しますが、その金額については、現在の構成団体である愛知県、名古屋市及び豊明市で協議をしていただく額になると思います。負担額の算出方法については基準等がありませんので、今後調整の必要があります。

○議長（大原 功君） 平野議員。

○13番（平野広行君） 今の答弁ですと、組合への加入の意思を示さなければ、加入金が幾らなのか分からないので有効な解決方法はないとの答弁ですけど、これでは話になりません

ので、市長が将来的には加入すべきと考えてみえるなら、答弁にありますように、構成団体の代表である愛知県と水面下で組合加入の条件に向けて協議を進めなくてはならないと思います。

名古屋競馬場移転の話も、こちらからお願いしたわけではありません。一方的な話なんですよね。本来ですと、事前協議のときに、加入金が免除されるなら弥富市としても受け入れますよといった交渉ができるわけですが、それもできませんでした。トレセンですね、前身である弥富トレーニングセンターが新設されるときには、競馬組合のほうから弥富市へ補助金として年間6,000万から8,000万入っておりましたが、これも平成16年までで、17年からは頂いておりません。

こういったこともありますので、今回の移転については事前協議もなく、弥富市も本市での名古屋競馬の開催を認めたわけですから、この辺りのことを構成団体、競馬組合に十分理解していただき、加入金がゼロというわけにはいかないと思いますが、交渉によって限りなくゼロに近い加入金で組合に加入し、最低1名の組合議員を出していただきたい。そして、収益金を頂きたい。このような交渉を大村知事、競馬議会議員と太いパイプをお持ちの安藤市長にお願いするわけであります。駄目でしょう、無理でしょうで片づけるのではなく、努力します、一緒にやりましょうとしっかりと答弁していただき、そして粘り強い交渉を進めていただきたいと思います。私も市長からの力強いメッセージがあれば、全面的に協力しますので、よろしく願いをいたします。

加入時の負担金を出資という形であれば、出資金を起債することにより借入れで行うことに関しては地方財政法において可能であります。昨年の9月議会における答弁では、明確に負担の形が決まっていないので、具体的な協議の中で最善の方法を考えていくとの答弁でしたが、加入の申出をしない限り具体的な話はできません。出資金の起債に関する地方財政法5条の適用について、これまでにどのような検討をされたのか伺います。

○議長（大原 功君） 横山総務部長。

○総務部長（横山和久君） いわゆる出資金という形で負担する場合に、地方債の発行が認められる可能性が高いものは一般単独事業債であり、充当率は75%で、交付税措置のないものになると検討しておりました。しかしながら、先ほどの答弁にありましてお応分の負担という形になりますので、これは出資金ではないことから、起債による借入れは困難であると考えております。

○議長（大原 功君） 平野議員。

○13番（平野広行君） 私は出資金として検討してくれと言ったわけですけど、その出資金という形での起債のメニューとしては一般単独事業債であると、充当率が75%、しかし交付税措置はないということですけど、今、部長の答弁ですわね。加入金は出資金ではなくて応

分の負担という負担金ということですので、これだと起債ができないということになりますね。地方公共団体の歳出は、地方債以外の歳入をもって、その財源としなければならないとする地方債の制限があります。これにかかるわけですね。

そうしますと、加入する場合の負担金は一般会計から支出することになって、非常に現状では困難になってきます。ただし、負担金が1億なのか、先ほども言いましたように10億なのか未定ですので、本市としては幾らまでなら負担できるのか検討して、あとは競馬組合と交渉ということになります。

今の答弁を聞きますと、昨年の9月、私が議会で質問して以来、1年間何を検討していたんだと、こういうようなことを言いたくなってきました。先の明かりが全く見えてきません。この件に関しては市長にお任せするより方法はありませんので、加入できる負担金になるよう努力していただきたい。市長の熱意、交渉力でありますので、市長、よろしく願いいたします。

競馬に限りませんが、公営競技を開催するのは自治体の財務改善を図るのが目的であります。市長は、組合加入に際しては、赤字運営となった場合の財政負担のリスクを考えてみえますが、そうであれば現状における名古屋競馬の売上げの推移を含め、愛知県競馬組合の現在の財務状況を検証する必要があると思います。今後の名古屋競馬の売上げの推移予想及び財務状況について、弥富市としてどのように捉えてみえるのか、伺います。

○議長（大原 功君） 伊藤市民生活部長。

○市民生活部長（伊藤仁史君） 関係機関の様々な努力・連携などにより売上げは回復しているものの、現時点では収益金を分配できていない状況にあります。愛知県競馬組合に確認しましたところ、昨年度、令和2年度の名古屋競馬での馬券売上げ収入は、インターネットでの発売が好調であったことから、対前年比140%の約590億円の売上げがあったということです。売上げが500億円を超えるのは、平成4年度以来、28年ぶりとのこと。

一方、支出面につきましては、新競馬場の建設費用は全て自己資金で賄っており、今後、現競馬場の除却や新場外馬券売場の建設費用などが必要になりますが、こちらについても自己資金で賄えると組合から伺っております。

現在のところ、今年度も昨年度と同程度の売上げを維持しているとのことですので、売上げが急激に落ち込むことはないのではないかと思われませんが、将来予測については、古くなった厩舎がいまだ手つかずであり、社会情勢など想定外のこともありますので、市としては慎重に考えていかざるを得ないと思っております。

○議長（大原 功君） 平野議員。

○13番（平野広行君） 確かに将来予想において想定外のことがあることも考えなくてはなりません。昨年の一般質問でも答弁されておりますが、競馬活性化計画によって中央競馬

と連携した広報活動等によって販売の拡大に取り組み、業務の委託化で合理化を進め経費削減を図り、令和4年度には単年度収支として18億円の黒字を目標としており、令和4年度からは収益金の配分を行うとしておりますので、明るい将来展望もあると私はポジティブに捉えております。

現在の競馬組合規則ではちょっと無理な話ですが、これ仮の話ですよ。仮の話ですが、出資金を払わない代わりに配当金も要らないと、こういう条件で競馬組合に加入し、競馬組合議員を選出することができるとした場合、こういったことについてはどのように考えてみえるのか伺います。

○議長（大原 功君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 愛知県競馬組合規則では、組合議員は組合の構成団体の議員から選出することとなっており、愛知県に確認しましたところ、本市が構成団体にならず議席を確保することは議員の兼職となり、これは地方自治法第92条で禁止されていることから不可能とのことをございました。現状では本市から組合に議員を出すことはできないと解されます。

○議長（大原 功君） 平野議員。

○13番（平野広行君） これができれば本当に一番ありがたいことですが、現状においてはかなり難しいと。市長には、競馬場が所在する自治体の議会議員が競馬組合の議員になることを望まれるかと考えを伺ったんですが、望んでは見えるということだと思います。しかし、答弁にありましたように、地方自治法第92条で議員の兼職が禁止をされていることから、構成団体に入っていない弥富市議会議員は愛知県競馬組合の議員にはなれないというふうに解釈されるということで、弥富市が幾ら望んでも、それはできないということですね。

日本全国において、競馬場が所在する自治体全てが競馬組合に加入している現状において、弥富市だけが加入しない自治体となります。このことがまたマスコミからはどのような形で取り上げられ報道されるのか心配な部分であります。私としては、弥富市にとってマイナスのイメージにならないようにしたいと思いますが、加入しないことは私としては非常に残念な気持ちでいっぱいあります。

最後の質問になりますけど、本市が競馬組合に加入する場合について、加入時の負担金の問題、弥富市からの競馬組合選出議員数と配当金の考えについて質問をしてきましたが、弥富市はどのような形で名古屋競馬場と共に進んでいくのがベストであるか、市長の考えを最後に伺います。

○議長（大原 功君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 競馬事業の実施によりまして、地方財政への寄与、畜産振興への寄与、市民へのレジャー提供、就業機会の提供などの恩恵にあずかりたいと思っております。しかしながら、先ほども御答弁申し上げましたが、愛知県競馬組合への加入のメリット・デメリ

ットがございますので、議員の皆様と一緒に慎重に判断していきたいと考えております。

いずれにいたしましても、そういった課題を解決していき、財源確保のために新競馬場を最大限活用しながら地域の活性化やにぎわいを創出し、市外に弥富市をアピールする絶好の機会と捉え、税収につなげていくことを競馬組合や関係機関と協力しながら一緒に検討していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（大原 功君） 平野議員。

○13番（平野広行君） 市長、リスクを恐れているのは事業を前に進めることはできません。

JR・名鉄自由通路事業のように、強い意志を持って取り組んでいく姿勢を、この競馬組合加入問題についても示していただきたいと思います。

この事業は、利益が出れば配当金がいただけます。令和4年度から20年間の中期経営予想からも黒字が見込まれ、利益金の配当が見込まれていますから、借金できないということですが、借金をしたとしても返済できますので、よろしく願いいたします。

今日は、競馬開催の目的は地方財政の改善を図るためであることから競馬組合に加入すべきだと、財政面から加入問題について質問してきましたが、私が一番言いたいのは、財政面ではなく、競馬組合に入る目的は、地域住民の意見を組合議会で述べ、住民の生活向上を図ること、そして地域の活性化、本市のにぎわいづくりの拠点となる取組をすること、この2点であります。それには競馬組合に入らなければ駄目だということが一番言いたいところがありますので、安藤市長には、この思いをしっかりと理解していただきたいと思います。競馬組合への加入を申し出てから許可されるまでに3年かかるということですので、今日、ただいまから財源問題をしっかり検討して、来年4月開場時には加入するというような申出が確実にできるようにしていただくことを強く要望しておきます。

いずれにしましても、水面下でしっかりと交渉し、財源問題をクリアできるよう取り組んでいただき、加入の申出をしていただきたい。6月議会では、行政改革において歳入の確保に向け未利用地の活用について質問しました。今回もまさに歳入確保に向けての取組の一環でありますので、しっかりと検討して、そして早急に加入という結論を出していただくことを強く要望し、質問を終わります。

○議長（大原 功君） 暫時休憩します。再開は午後3時15分といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時03分 休憩

午後3時15分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大原 功君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、三浦議員。

○14番（三浦義光君） 14番 三浦義光でございます。

通告に従いまして、今回、2項目に対して、緊急事態宣言下であります。簡潔に質問していくことに努めてまいります。

まずは、コロナ禍における市内個人事業主の現状についてであります。

折しも現在、先月、8月27日から9月12日まで17日間の緊急事態宣言が愛知県に発令中であります。県内全域の飲食店等に対する休業、営業時間短縮要請など、国の基本的対処方針に基づき改めて感染予防対策の徹底がお願いされております。それ以前から全国的には新型コロナウイルスによって多くの業種の売上げが減少し、従業員の仕事がなくなっているとの報道がされております。その上、倒産した企業が個人事業主を含めて昨年2月からの累計で全国1,500社をはるかに超えており、今後増加するおそれがあるとされております。業種別に見てみますと、飲食業、建設・工事業、ホテル・旅館業、食品卸業の順になっております。倒産が発生した月ごとでは、今年3月、次いで4月、5月となっており、飲食店を中心に売上げの落ち込みが続いている統計がなされております。

現在、市内での、特に飲食業だと思われませんが、コロナ関連により苦境に立たされている業種として、把握している限りの情報を教えていただきたいと思っております。

○議長（大原 功君） 浅野商工観光課長。

○商工観光課長（浅野克教君） では、御答弁いたします。

新型コロナウイルス感染症関連により苦境に立たされている市内業種につきまして、本市では資料を持ち合わせていないことから、商工会のほうに確認をさせていただきました。令和2年1月から令和3年7月までの倒産という表現ではなく廃業という件数になりますが、御報告いたします。34件でございました。

その要因につきましては、高齢によるものや後継者不足によるものがほとんどを占めており、コロナ関連のものは恐らく1件であろうという報告を受けております。

また、コロナ関連の相談件数実績につきましては207件で、飲食業をはじめサービス業、建設業など全般にわたるとの報告を受けております。

なお、これまで御答弁申し上げております数値につきましては、商工会員の数値であるということを御承知おきお願いいたします。以上です。

○議長（大原 功君） 三浦議員。

○14番（三浦義光君） 倒産ではなく廃業という報告でございます。御高齢が原因であろうかなと思いますけれども、コロナによる影響が発端となり廃業を早めたのかなという要因もあるのかもしれませんが、これからも商工会さんともども弥富市のほうにも相談が来ると思います。親切丁寧な対応をお願いして、次に移ります。

それでは、業種ごとに聞いていきたいと思えます。

まず、弥富市の観光の目玉、地場産業の金魚ですが、昨年、弥富金魚PRイベントとして「弥富の金魚拡散大作戦！！」が、愛知県と弥富市が支援を行い、金魚需要の喚起の促進により販売につながればと、3会場で大盛況のうち終了いたしました。しかしながら、今年に入っても感染の終息は見えず、引き続きのイベント開催自粛でお祭りなどがなくなり、金魚の行き場がない状況であります。本年度は第2弾として、「やとみの金魚”すくって★！大作戦！！”」の名目により開催が既に始まっております。弥富市と金魚組合が共同で金魚すくいを開催することで広くPRすることを目的と説明がなされておりますが、ここには市としての補助金は拠出されているのでしょうか、お聞きをいたします。

○議長（大原 功君） 商工観光課長。

○商工観光課長（浅野克教君） 御答弁いたします。

新型コロナウイルス感染症の影響により、本年度もイベントの中止が相次ぎ、本市の特産である金魚に影響を及ぼしているのが現状であります。今年度も引き続き地場産業の支援、さらにふるさと納税の推進を目的に大作戦の第2弾として、「やとみの金魚”すくって★！大作戦！！”」を実施しております。

さて、議員御質問の補助金拠出でございますが、「やとみの金魚”すくって★！大作戦！！”」事業に、愛知県や本市からの補助金の拠出はございません。

○議長（大原 功君） 三浦議員。

○14番（三浦義光君） 金銭的な補助はないということで。

それでは、今回のイベント開催に対しての意義は何になるのでしょうか。そして、このイベント詳細を併せてお聞きいたします。

○議長（大原 功君） 商工観光課長。

○商工観光課長（浅野克教君） 御答弁いたします。

イベントの内容につきまして、まず御答弁申し上げます。

今回の大作戦につきまして、金魚すくいを誰でも1回100円で実施しております。金魚を5尾以上すくった人には5尾までを、すくえなかった場合でも3尾を持ち帰りとしております。金魚をすくうことはもちろんですが、すくうだけでなく、金魚のまち弥富ならではの企画として、すくった金魚の種類が分かるよう解説付の写真を飾ることや、愛知県水産試験場職員の協力を得て、飼育方法や、そのポイントを伝授する飼育相談コーナーの開設、弥富金魚の歴史などを発信するパネルの展示、すくい用金魚とは一味も二味も違うサクラニシキやサクラチョウテンガンなどの展示も行うなど、金魚の魅力を伝える仕掛けも行っております。

また、本事業を市外でも実施することで、参加者に観光マップやスイーツマップ、ふるさと納税に関するPRチラシの配布なども併せて行うことで、ふるさと納税の推進、金魚の魅

力の発信も併せて行う機会であり、大変有益なものと認識しております。

○議長（大原 功君） 三浦議員。

○14番（三浦義光君） ふるさと納税推進を含めた弥富市のPRを市側においては行事だというような認識をしております。

それでは、既に終了しております碧南市明石公園と岐阜県各務原市オアシスパークでの結果の報告をお願いできますか。

○議長（大原 功君） 商工観光課長。

○商工観光課長（浅野克教君） 御答弁いたします。

7月10日に開催いたしました碧南市明石公園では、午前10時から午後3時までに555名の方に金魚すくいを楽しんでいただきました。小さなお子さんに混じり、ポイを最初から10個購入し、金魚を夢中になって追っている大人の方の姿がとても印象的でした。そのような中でも、「やっぱり弥富の金魚はすばらしいね」「弥富の金魚は立派だな」「すくわなくていから最初から分けてくれ」とおっしゃる方もあり、大変誇らしい気持ちになりました。

7月24日に開催いたしました岐阜県アクア・トトのオアシスパークでも大盛況でして、午後1時から午後8時までに1,293名の方に金魚すくいを楽しんでいただきました。特に最初の1時間で330名の方が金魚すくいに挑戦されました。この数字のすごさを物語る出来事として、弥富金魚漁業協同組合から、7月3日、4日にこどもの国で開催した金魚まつりでは、雨模様の天候もございましたが、2日間で参加者が500名には達していなかったということ聞き、2会場での金魚すくいの人気ぶり、弥富金魚のブランド力の高さ、魅力は本当に誇れるものだと実感しているところです。

○議長（大原 功君） 三浦議員。

○14番（三浦義光君） 大盛況のうち終了したようでございますが、まだ今後、2会場残っておるといってございまして、無事、コロナに影響されず開催できることを祈っております。

次に、農業者の支援についての質問をしていきたいと思っております。

6月議会での行財政委員会にて、市内農業者への支援をとの質問に対して、農水省の高収益作物次期作支援交付金にて対応しているとの答弁がございました。この交付金は、コロナ禍にあつて積極的な投資など経営に影響が生じ、取組の継続ができなくなることはないよう、昨年10月に運用見直しが行われ、交付予定額が減額または交付されなくなる生産者であり、次期作に向けて新たに機械・施設の整備や資材の購入または発注を行った生産者が対象となっております。

ここまで市内農業者にもこの交付金の取組を行った方、数多くおられると思いますが、第1次から第3次募集まで、交付金が認められた作目を把握しておるんでしょうか、お聞きを



いたします。

○議長（大原 功君） 伊藤建設部長。

○建設部長（伊藤重行君） 御答弁申し上げます。

本市での第1次募集から第3次募集までの交付金が認められた作目につきましては、トマトや観葉植物、鉢花などの鉢物、ミツバ、キャベツ、カリフラワー、レタス、ナス、またニンジン、白菜をはじめとする産直野菜、菊、カーネーションなどの切り花、プチヴェール、イチゴ、大根、サンショと認識しております。

○議長（大原 功君） 三浦議員。

○14番（三浦義光君） 市内に多くの件数がおられる作目が、やはり多くなっているような感じでございます。

それでは、現時点では令和3年6月18日から7月30日までの4次公募が終了したところでございますが、全国での対象品目は、メロン、ワサビ、ホジソなどのつま物類、スダチ、カボスなどの香酸かんきつ、切り花と、加えて愛知県が指定した品目となっておりますが、1月の緊急事態宣言発令の影響により、発令日から終了月の間、対象期間は1月から3月に市場取扱金額が平年の2割以上減少した月がある品目で、基本単価が10アール当たり5万円、施設花卉が10アール当たり80万円、施設果樹は10アール当たり25万円と記されております。

市内農家で4次公募の状況、具体的な手を挙げられた品目、件数などは分かるのでしょうか。

○議長（大原 功君） 伊藤建設部長。

○建設部長（伊藤重行君） 本市での4次公募の状況につきましては、申請件数は7件で、品目につきましては、ミツバが6件、サンショが1件となっております。以上でございます。

○議長（大原 功君） 三浦議員。

○14番（三浦義光君） 今回、4次公募では大分交付対象が厳しくなったと聞いております。全国品目から外れておったミツバが、愛知県品目として認められたのは大変よい結果ではあるかと思えます。

次に、同じく農水省の新型コロナウイルス感染症に影響を及ぼした農林漁業者に対して、感染症拡大防止対策を行いつつ、販路回復、開拓や事業継続、転換のための機械・設備の導入や人手不足解消の取組を総合的に支援する経営継続補助金への質問をしていきたいと思えます。

この補助金の流れとしては、国から全国農業会議所へ、そして農業者へ渡るものということですが、農協などの支援機関による計画作成、申請から実施までの伴走支援を受けた経営の継続に向けた取組をした者に、上限100万円の補助率が4分の3の支援が与えられます。しかしながら、給付金ではないので、一定の行為に対して補助するもので、自己資金が発生するということが前の交付金との留意点となっております。

この補助金自体の存在というのは、弥富市のほうは確認をしておるのでしょうか。また、受けた農家の件数というのは分かるのでしょうか、お聞きをいたします。

○議長（大原 功君） 伊藤建設部長。

○建設部長（伊藤重行君） 議員御指摘の農林水産省所管の経営継続補助金制度が令和2年にありましたことは承知をしております。本市での補助金を受けられた農家件数につきましては、補助金申請窓口であるJAあいち海部に確認したところ、第1次が19件、第2次が13件、合計32件とのことでした。以上です。

○議長（大原 功君） 三浦議員。

○14番（三浦義光君） 自己資金も必要になってくるということでございます。私なりに調べたところでも、申請者ということになると、弥富市の場合、稲作の担い手農家さんとかトマト農家さんが多くなっているのかなあというような感じがいたしました。

最後に、金魚養殖者、農業者を含め、市内の多くの個人事業主の方々、全業種についての支援について質問をいたします。

愛知県では引き続き医療体制の逼迫が厳しい状況にあり、多くの事業者、医療関係者、その他関係機関一丸となって、安心な日常生活と健全な社会経済活動を取り戻していくことが大切になってきております。経済産業省においては、緊急事態宣言措置・まん延防止重点措置の影響緩和のため、中小企業には上限月に20万円、個人事業主には月に10万円の月次支援金が給付されております。また、愛知県では、愛知県感染防止対策協力金、営業時間短縮要請枠の交付もなされております。

この国・県からの支援であります。国からの月次支援金に関しては弥富市のホームページからリンクされております。市商工会のホームページでの紹介がありますが、こちらに関しては市への問合せも数多くあるのではないのでしょうか、伺います。

○議長（大原 功君） 伊藤市民生活部長。

○市民生活部長（伊藤仁史君） 御答弁申し上げます。

今、国において緊急事態宣言措置・まん延防止等重点措置の影響を受け、売上げが50%以上減少した中小法人・個人事業主を対象に給付するものとして、月次支援金を実施しております。

その月次支援金を補完する形で、愛知県では中小企業者等応援金が実施され、中小企業法人上限40万円、個人事業主は20万円交付されております。

また、月次支援金の拡大及び愛知県中小企業者等応援金に上乗せする形で、愛知県中小企業者等応援金の酒類販売事業者枠が、中小企業法人は上限40万円、個人事業主は上限20万円交付されております。

議員言われる愛知県まん延防止等重点措置に協力する飲食業者に対し、愛知県感染症防止

対策協力金の営業時間短縮要請枠の交付申請が開始されております。

○議長（大原 功君） 三浦議員。

○14番（三浦義光君） なかなか厳しい状況ではありますが、引き続きの支援の紹介ということですね、弥富市のほうにはお願いをしていきたいと思っております。

それでは、次に市単独の支援、弥富市中小企業等助成金について、これはホームページから支給要件など掲載されておりましたので、少し見させてはいただきました。この助成金についての質問をしていきたいと思っております。

これまでも弥富市は、愛知県と併せての感染症対策協力金が理美容業並びにテナント事業者への休業協力支援金と3つの給付がなされておったわけですが、今回の助成金は、1事業者当たり8万円となっております。売上げ減少及び業績悪化の期間が引き続いている場合でも1回だけの申請しかできないのでしょうか。お聞きをいたします。

○議長（大原 功君） 市民生活部長。

○市民生活部長（伊藤仁史君） 弥富市中小企業等助成金制度は、新型コロナウイルス感染症による影響を受け、これまでに国・県・市町村において様々な給付金、交付金、協力金、税の減免などの支援が行われる中、支援の対象から外れてしまった事業者のうち一定の条件を付して給付することとしていることから、一度のみの交付とさせていただいております。

○議長（大原 功君） 三浦議員。

○14番（三浦義光君） 承知をいたしました。

それでは、また要件として、国・県・市からのここまでの協力金、交付金の受給対象者とならない方々、そして新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の枠を活用する協力金の対象とならない方となっております。

それでは、助成対象と成り得る方は具体的に分かりづらいわけですが、また現在、何人ほど受付に訪れておられるんですか。審査が通るとすれば、どのぐらいの日数がかかるのでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（大原 功君） 市民生活部長。

○市民生活部長（伊藤仁史君） 交付条件の煩雑さから分かりにくいという御指摘につきましては、個々の条件が多様多様にわたることが要因となっていることと認識しており、書類の書き方など例を挙げての個別説明にはいささか限界があると感じております。問合せでも、御自身がそもそも何に該当するかが分からないが確認したいといった内容もございます。御不明な点等があれば、そのような場合を含め、迷わず御連絡いただきますようお願いいたします。引き続き何か支援が受けられないか一緒に考え、寄り添った対応に努めてまいります。

現在の受付件数と審査日数につきましては、令和3年8月30日時点での助成金交付済みの事業者3者であり、問合せ件数については21件ございます。

なお、審査にかかる日数につきましては、1週間程度になります。

○議長（大原 功君） 三浦議員。

○14番（三浦義光君） ちょっと言い方は悪いですけども、何も引っかからなかった業種の方対象なのかなと認識はいたしますが、どちらにしても自己申告でありますね。PR不足とも読み取れます。こちらの助成金の引き続きのPRをお願いいたしまして、最後の最後、市長、愛知県が再び緊急事態宣言を発令されておりますが、まだまだ多くの方、苦悩されている事業者はおられると思います。総括で御答弁をお願いいたします。

○議長（大原 功君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 金魚の支援事業について、私のほうから少しお話をさせていただきたいと思います。

昨年度に続きまして、今年も金魚すくって大作戦ということで第2弾を開催しているわけでございます。私も、時間の都合等もありますが、積極的に参加をしているわけございまして、7月10日ですか、碧南の明石公園のほうで金魚すくって大作戦に参加をしておりました。これは、弥富の金魚漁業協同組合が「金魚の学校」も同時に開催をしております。金魚の学校開催後、金魚組合のほうに協賛をいただいた事業者からの水槽を頂いた親子連れが、その後、金魚すくいのほうにたくさんの家族が参加する、やっただけでございますが、その中で私も金魚の学校で挨拶をさせていただいた後に金魚すくいのほうのお手伝いをしておりました。

そうしましたら、親子連れが私のおけのところへ来まして金魚すくいをやっていただいたんですけど、先ほども課長のほうから答弁がありましたように、お一人5匹まで、またすくえなかった人は3匹までというようなことで金魚を渡しているわけですけど、私はその親子連れに、なかなかすくうことができなかつたものですから、3匹までいいですよということでお話をさせていただき、この金魚、この金魚、この金魚ということで、かなり高級な金魚も入っております。デメキンであり、ランチュウであり、またアズマニシキといったような高級金魚も入っておりますから、そのような金魚を子供は欲しがるものですから、その金魚をすくうためには、数ある金魚の中で、それだけをすくうことは大変難しくありまして、すくったら二、三匹一度にすくえてしまう、そんなことを繰り返しておりまして、3匹がかなりたくさんの数の金魚ということになったわけございまして、その金魚をお待ち帰りいただきました。

その親子は、私が市長ということ、金魚の学校で挨拶させていただいたものですから御承知でして、「市長さん、ありがとう」ということで、その場は帰られたわけでございますけど、後日、弥富市のほうへ、この女性の方から1万円の御寄附をいただきまして、大変ありがたい、ほほ笑ましいお話が来たわけでございます。市のほうからはしっかりとしたお礼

状を出させていただいておりますが、このようなことで弥富の金魚が少しでも市外の方に楽しんでいただけるためにも、今後もあと今年は2回ほどイベントがあるようでございますが、時間の都合、またコロナの状況もございますが、積極的に参加してまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（大原 功君） 三浦議員。

○14番（三浦義光君） 弥富市のPR、地場産業の金魚のPRということも非常に重要なお話ではございますが、まだまだ感染症の終息が見えないわけでございます。今回、事業主の方々の支援を中心に質問してきましたが、市民の皆様の不安は多種多様に広がっておると思います。今後も市長からの強い支援策の発信をお願いして、次の質問に移りたいと思います。次に、LGBT教育の現状と今後の課題ということで質問させていただきます。

いじめや偏見に悩まず、一人一人が自分らしく生きていくことができる社会を目指していくには、学校教育においてLGBTについての正しい知識を教えていく時代になってきているのではないのでしょうか。6月議会の行財政委員会所管質問でも、学校の制服を主体とした同様の質問をさせていただきましたが、改めて今回尋ねていこうと思います。

LGBTとは、皆さん御承知のとおり、女性同性愛者のL、男性同性愛者のG、両性愛者のB、性別越境者のT、これらの頭文字を取った単語であります。セクシャルマイノリティーの総称として使われております。

また、この単語に加えて、最近よく言われるようになってきたのが、自分の自認や指向が定まっていない人、あえて定めていない人へのクエスチョニング、性的少数者を侮辱する意味合いを持つQueerの頭文字Qを足したLGBTQとも言われております。

一昔前からすると、自分自身を堂々と主張する人も増えてきておりますが、いじめや偏見、差別を恐れてカミングアウトできない人や、誰にも相談できずに悩んでいる人も多いと聞いております。

一般的に思春期には自我に目覚め、早ければ小学生から違和感、自覚する子もいます。この自認識、指向を覚え始める思春期の多くを過ごすのは学校であります。これまでもどのようなLGBT教育がなされてきたのか、お聞きをしたいと思います。

○議長（大原 功君） 柴田教育部長。

○教育部長（柴田寿文君） LGBT教育については、教科の中での単元はありませんが、社会科、道徳科、保健体育科、家庭科など複数の教科で、個性の尊重、自分らしく生きる、多様性などと関連づけて行っています。

また、中学校では総合的な学習の時間においてSDGsを学ぶ機会に取り上げています。加えて、令和3年度より中学校の保健体育科の副教材としてDVDを購入し、授業で活用しております。

○議長（大原 功君） 三浦議員。

○14番（三浦義光君） 直近では生徒へのDVDの活用ということでございますが、部長からの答弁でもございましたように、近年注目が高まっておりますSDGsにおいても、目標5でジェンダー平等を実現しようが掲げられております。ジェンダーによる男女の差別を解消し、個々の能力が生かされ、安全で安心して暮らせる社会をつくっていくことが世界共通の課題となっております。ジェンダーが社会的に形づけられた男性像・女性像である一方、自分がどう自分の性を認識するか包括的に捉えた言葉がセクシャリティーです。実はこのLGBTとは、このセクシャリティーを決める要素によって定義づけられたものであります。

そこで、これまで行われてきたLGBT教育についての課題ということで少し質問をしていきたいと思っております。

人口の約5から7%程度の方がLGBTと言っている資料もございます。この数字は決して少なくなくて、11人に1人という数字が、一般社会ではもちろん、学校においてもあるのではないかと思います。そうすると、学校は対応が遅れているのではないのでしょうか。全ての児童・生徒がLGBTについて正しく理解され、この授業を受けながら不快な思いをしたり、子供同士の中でいじめがないよう、性的マイノリティーへのいち早い配慮が求められております。現状、特に中学校の教育現場における課題というものはないのででしょうか、お聞きをいたします。

○議長（大原 功君） 教育部長。

○教育部長（柴田寿文君） LGBTに関して、生徒への教育は大切なことでございますが、それに加え、教員への周知や知識習得が欠かせません。教員向けには、平成30年度11月の校長会でLGBTについて、児童・生徒に対するきめ細かな対応等について教育長から各校長に話をしております。また、文部科学省作成の教職員向け指導の手引「性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」を各校に周知し、知識の習得に努めております。

○議長（大原 功君） 三浦議員。

○14番（三浦義光君） 平成29年に公示された小・中学校への新学習指導要領では、これまでと変わらぬ、思春期になると異性への関心が芽生えるという記載しか教科書には載っておりませんでした。性の多様性は盛り込まれていなかったということでございます。まだまだどう接していくのか、児童・生徒だけではなく先生方、PTA、それぞれの立場でこれからも考えていかなければならない課題であると思っております。

それでは、これからの教育に求められるのは、悩む生徒が疎外感を抱かないよう、やゆしたり笑いの対象にされることのない伝え方が必要になってくると思っております。そして、生徒が相談しやすいよう、養護教諭やスクールカウンセラーを含むサポートを結成したり、医療機

関など専門機関との連携を図っていく取組が有効だと思いますが、弥富市として今後、学校に児童・生徒が安心して通える環境や相談できる体制づくりを模索されておるのでしょうか、お聞きをいたします。

○議長（大原 功君） 教育部長。

○教育部長（柴田寿文君） 校内においては、子供たちが相談しやすい環境づくりを、養護教諭やスクールカウンセラーを中心に対応しております。また、多目的トイレが設置してある学校については、トイレの名称を「みんなのトイレ」とし、誰もが使えるよう対応してまいります。

今後も、児童・生徒が相談しやすい体制はもちろん、LGBTについての正しい知識と他者を思いやる心の教育に努めてまいります。

○議長（大原 功君） 三浦議員。

○14番（三浦義光君） カウンセリング、こちらの専門分野というのは全くそのとおりでございます。専門的なケアのできるだけ早い設置が必要になるのかなと思っております。

そして最後に、多目的トイレの設置、水泳着、体操服、そして学校の制服という自由化が目に見えるような解決策ではございますが、冒頭でも述べさせていただきましたが、6月議会にて制服に関しては答弁をもらっております。それを踏まえて、くしくも7月30日の中日新聞に、愛知県扶桑町の扶桑中学校での3年生に新しい制服について話し合う授業が行われたという記事が掲載をされておりました。

最近、男女の区別がない制服を導入する学校は増えつつありますが、愛媛県西条市の丹原東中学校では、昨年度、生徒会の呼びかけで学校全体において議論を進め、詰め襟とセーラー服からブレザーに替え、スカートとスラックスのどちらでも選んでよいという生徒がリードしてきた例もございます。

弥富市では、学校、PTAの声に耳を傾けるというような前回の答弁がございましたが、市長に尋ねます。ここまで、このLGBTに関する対応、そして制服の男女別から個性別への移行という議論について、少し詳しくお聞かせ願いたいと思います。

○議長（大原 功君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 性的少数者、いわゆるLGBTに対する偏見や差別的な扱いはあってはならないことでございます。

制服の問題につきましては、教育委員会におきまして、各中学校の生徒、教員、PTAの声に耳を方向け、情報収集を行っております。そして、その必要性に応じて対応してまいります。

LGBT教育は、個性の尊重、自分らしく生きる多様性の理解から始まると思います。子供たちがお互いの違いに気づき認め合うことは、子供たちの成長に大切なことだと考えます。

また、正しい知識を身につけることは、差別や偏見をなくすことにつながる人権教育でもありと考えております。以上でございます。

○議長（大原 功君） 三浦議員。

○14番（三浦義光君） 学校の制服に関しては、少し新聞の記事を御紹介したように、決して行政主体で、先生方主体、学校主体ではなく、生徒さん発信からの改革、変更が一番いい方向だと思います。その後、学校を巻き込み、PTAを巻き込み、行政にお願いするという、これが理想、こうならなければ実現し得ないものだとも思います。

LGBT教育に関しては、再三申し上げておりますが、これからの教育でございます。今後の進め方が大事であり、方向を間違えないよう、そして弥富市独自の教育方針を期待いたしまして、今回の私の質問を全て終わらせていただきます。

○議長（大原 功君） 本日はこの程度にとどめ、6日月曜日、継続議会を開き、本日に引き続き一般質問を行いたいと思いますので、本日の会議はこれにて散会いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時53分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 大原 功

同 議員 加藤 明 由

同 議員 佐藤 仁 志

令和3年9月6日
午前10時00分開議
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（16名）

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 板倉克典 | 2番 | 那須英二 |
| 3番 | 小久保照枝 | 4番 | 堀岡敏喜 |
| 5番 | 加藤明由 | 6番 | 佐藤仁志 |
| 7番 | 横井克典 | 8番 | 江崎貴大 |
| 9番 | 加藤克之 | 10番 | 高橋八重典 |
| 11番 | 鈴木みどり | 12番 | 早川公二 |
| 13番 | 平野広行 | 14番 | 三浦義光 |
| 15番 | 佐藤高 清 | 16番 | 大原 功 |

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

| | | | |
|----|------|----|------|
| 7番 | 横井克典 | 8番 | 江崎貴大 |
|----|------|----|------|

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（36名）

| | | | |
|--------------------|--------|--------------------|-------|
| 市 長 | 安藤正明 | 副市長 | 村瀬美樹 |
| 教 育 長 | 奥山 巧 | 総務部長 | 横山和久 |
| 市民生活部長 | 伊藤仁史 | 健康福祉部長兼
福祉事務所長 | 山下正巳 |
| 建設部長 | 伊藤重行 | 教育部長 | 柴田寿文 |
| 総務部次長兼
企画政策課長 | 伊藤淳人 | 健康福祉部次長兼
保険年金課長 | 服部利恵 |
| 建設部次長兼
土木課長 | 小笠原己喜雄 | 会計管理者 | 伊藤えい子 |
| 教育部次長兼
歴史民俗資料館長 | 伊藤隆彦 | 監査委員局長 | 佐藤雅人 |
| 総務課長 | 鈴木博貴 | 財政課長 | 立石隆信 |
| 人事秘書課長 | 山森隆彦 | 防災課長 | 太田高士 |
| 税務課長 | 横江兼光 | 収納課長 | 細野英樹 |
| 市民課長兼
鍋田支所長 | 伊藤篤由 | 環境課長 | 田口邦郎 |
| 市民協働課長 | 藤井清和 | 商工観光課長 | 浅野克教 |
| 十四山支所長 | 山田 淳 | 健康推進課長 | 山守美代子 |

| | | | |
|------------------------------|------|---|------|
| 福祉課長 | 梅田英明 | 介護高齢課長兼
総合福祉
センター所長兼
十四山総合福祉
センター所長 | 安井幹雄 |
| 児童課長 | 飯田宏基 | 農政課長 | 上田忠次 |
| 都市整備課長 | 三輪秀樹 | 下水道課長 | 水谷繁樹 |
| 会計課長 | 服部朋夫 | 学校教育課長 | 渡邊一弘 |
| 生涯学習課長兼
十四山スポーツ
センター館長 | 中野修 | 図書館長 | 岩田繁樹 |

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

| | | | | |
|--------|------|------|---|------|
| 議会事務局長 | 佐野智雄 | 書 | 記 | 佐藤文彦 |
| 書 | 記 | 鷺尾里恵 | | |

6. 議事日程

| | |
|------|------------|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 一般質問 |

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開議

○議長（大原 功君） 傍聴者の皆さん方には、会議中は静粛をお願いいたします。  
ただいまより継続議会の会議を再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大原 功君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。
会議規則第88条の規定により、横井克典議員と江崎貴大議員を指名いたします。
議事整理のため、暫時休憩をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 休憩

午前10時02分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大原 功君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 一般質問

○議長（大原 功君） 日程第2、一般質問を行います。

順次発言を許します。

まず、高橋議員。

○10番（高橋八重典君） 10番 高橋八重典です。

議長のお許しを得ましたので、通告に従いまして一般質問を行います。

その前に、今回コロナ禍におきまして、私どもの会派としましては6名の議員が通告をしました。議長及び市側のほうからの時間の短縮協力ということの要請がございましたので、うちの会派としましては6名の議員のうち3名が通告を取り下げ、残りの3名がしっかりと一般質問を行うということになりましたので、その辺をよろしくお願い申し上げます。

また、一般質問をするだけが議員の仕事ではないということも……。

○議長（大原 功君） 高橋君、通告以外のことを言わないでください。通告してください、ちゃんと。

○10番（高橋八重典君） それでは一般質問に入ります。

今回、小・中学校の将来展望と教育委員会の英断と題して2問、公共施設再配置計画と小規模校統合についてと、小・中学校の部活について、2つに分けて質問いたします。

それでは、公共施設再配置計画に伴う小・中学校の統廃合問題について伺います。

今回、改めて小・中学校適正規模検討委員会の平成28年3月の答申が出されてから見返し

てみると、平成28年9月定例会にて永井前議員が答申について一般質問をされ、令和2年6月定例会で佐藤高濤議員が一般質問で、当初の方針から現在の方針に変更に至った経緯を含めた質問をされ、現在の方向性を理解することができました。

また、さきの6月定例会でも再配置計画からの関連の質問で、佐藤高濤議員の答弁と同様な答弁がされたことは承知しております。しかし、肝腎な時期について明確な答弁が見当たりませんでしたので、改めて伺います。

平成28年の答申から5年が経過しているこの現状を、昨年の佐藤高濤議員の一般質問の議事録から私なりに整理すると、次の9つになります。

1. 平成28年の答申が出るまで3年もの時間を要したこと。
2. 答申は、3中学校の生徒バランスを取ることを主としていたこと。
3. 平成28年以降の急激な少子化が予測できなかったこと。
4. 指導要綱の改訂、道徳教育、小学校の英語教育、ICT教育、プログラミング教育など社会教育の情勢が大きく変革の時期であったこと。
5. 方向性が全く変わったにもかかわらず、教育委員会から説明が全くされていなかったこと。
6. 令和元年、未就学も含め幅広く保護者にアンケートを実施した結果、合併及び統廃合に対して過半数が理解を示したこと。
7. 市が進める公共施設再配置計画の40年スパンの中で教育委員会も考えていること。
8. 児童・生徒が非常に少なくなっていく事実を認識しながらも、保護者と相談しながら決めていくと具体案を示さないこと。
9. あくまでも尊重したいのは子供の教育を受けさせる主体は保護者であるとし、教育委員会は統廃合について明言していないこと。

以上となり、このことを踏まえて伺ってまいります。

教育委員会は、少子高齢化、2025年問題が世間で問題視されていたにもかかわらず、平成28年当時、急激な少子化の予測ができなかったことに疑問が残りますが、現在2020年をベースに2025年から2050年までの市内8小学校の児童数及び3中学校の生徒数の予測推移は把握されていると思いますので、確認も含めて伺います。

○議長（大原 功君） 柴田教育部長。

○教育部長（柴田寿文君） おはようございます。

御質問は2025年から2050年の予想推移についてですが、住民基本台帳から推移を調査しましたので、2030年までとさせていただきます。児童・生徒数の推移については、2020年中学校生徒数1,196人、小学校児童数2,282人をベースに、2025年中学校生徒数1,154人、3.5%減、小学校児童数2,027人、11.2%減です。また、2030年中学校生徒数1,009人、15.6%減に

なります。

○議長（大原 功君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） 当市は以前より人口減少予測から少子化対策をされてきましたが、ここでも矛盾を感じますが、少子化対策はいつ頃から何年継続されているのでしょうか。

○議長（大原 功君） 教育部長。

○教育部長（柴田寿文君） 積極的に取り組んだ施策としましては、子ども医療費補助で、平成13年度より段階的に対象年齢を拡大し、平成19年度より中学終了時までの入院・通院を対象とし、これまで20年継続しております。

○議長（大原 功君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） 当然今後も継続していかなければなりません、同時に先延ばしとなっている学校の適正化問題を結論づける時期は、さきの児童・生徒数推移答弁から考えても既に過ぎていると考えます。

さきの6月定例会の一般質問でもアンケート結果として、学区統廃合再編成が小学校全体で56%、現在維持が27%と答弁されています。また、これから3年から5年かけて保護者や地域住民と意見交換ともされております。

既に適正規模検討委員会が出した平成28年答申から方針転換し、軌道修正されたわけですが、答申が出てから5年がたった今、さきにも申しましたが3年から5年かけ議論し、まだ時間をかけるのか。時間をかけた結果、これまでどおり流動的に時間をかけ、結果を出さず40年放置し、自然崩壊を待って一者択なしにしようとしているのか。

そもそも、前市長は大きな問題になっている小学校の通学にはスクールバスで対応し、統廃合したい旨の話もされていまして、このことは再配置の現実に向けた留意事項にも示されております。具体的な再配置計画の中に明記されていますので、教育委員会はタイムスケジュールを作成し、実現に向け動くだけだと思いますが、まさか市が進めている再配置計画を理由に40年計画を考えているのであれば、全く教育委員会は都合のよい先送りをしているようにしか見えません。実際40年も先であれば、今の時点でのアンケートや保護者からの意見は全く意味がないと考えます。現在の児童・生徒が保護者もしくは祖父母になったときの子供や孫のことになってしまいます。今の議論やアンケートに何の意味があるのか全く理解ができませんが、実際のところ教育委員会はどうされたいのでしょうか。

○議長（大原 功君） 教育部長。

○教育部長（柴田寿文君） 公共施設再配置計画は昨年示されましたが、学校の統廃合を含む再配置については、40年計画の最初の10年である第1期に子供の教育環境の充実に重点を置き、方向性を示してまいります。

○議長（大原 功君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） 昨年の佐藤高清議員の答弁の中で市長は、有識者を含めた委員会を立ち上げ、これを経て政治判断をすると答弁されております。この答弁から1年が経過しましたが、有識者を含めた委員会は立ち上げられましたでしょうか。

○議長（大原 功君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 学校の設置運営につきましては、教育委員会の役割となっております。

令和2年第2回定例会での私の答弁は、まず教育委員会が保護者や地域の御意見を聞いた後に有識者を含めた委員会を立ち上げて政治的な判断をし、市民の皆さん、議員の皆さんにお示しをしたいとお答えをさせていただきました。したがって、今年と来年は保護者の御意見を伺う期間で、その後、委員会を立ち上げる計画でございます。

○議長（大原 功君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） この計画が40年スパンであったとしたら、今この議場内にいる私も含めた皆さんはほぼ生存していないことになり、市長が言われる政治的判断は、安藤市長ではなくなりますが、それまで先送りをしてよいと考えているのか。それとも教育委員会の判断次第では変わるとお考えでしょうか。市長に伺います。

○議長（大原 功君） 市長。

○市長（安藤正明君） 教育委員会で統廃合等の計画の見直しがされれば、随時検討してまいりたいと思います。

○議長（大原 功君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） そもそも検討委員会の設置の順番が私はおかしいと思います。一般社会では通常、有識者を含んだ委員会をまず立ち上げた上で、アンケート、保護者や地域住民の意見収集を行い、議論し、討論し、結論を出していくと思いますが、当市の場合、全く逆になっています。これでは委員会が立ち上がった際、有識者や委員の意見が反映されないアンケートや意見収集になり、結果、またやり直しなので時間が無駄になります。まだ委員会が設置されていないのであれば、早々設置していただき、委員会総意の下でアンケートや意見収集をすべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（大原 功君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 教育委員会がまず保護者や地域から御意見を聞いてから、有識者を含む委員会を立ち上げ、実務を進めてまいりたいと思っております。その後、教育委員会との協議の場である総合教育会議で方向性を固めてまいります。

○議長（大原 功君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） 公共施設再配置計画を再度見直すと、時期についても大まかには明記されています。40年スパンだけが前面に出ているため、これまでのような聞き方をしなければなりません。実際計画では大きく4期に分け、再配置方針も4つ定められておりま

す。期間は2020年から2055年の36年間。第1期が2020年から、第2期が2030年から、第3期が2040年から各10年。最終第4期が2050年から2055年の6年となっております。

再配置方針4つのうち、3番目に子育て支援、教育環境の充実と明記され、学校、教育系施設の再配置方針には、今回これまでお聞きしたことも明記されております。しかし、実施時期の目安には統合も含めて検討と第4期まで示されているだけなので、先送りをしていると言わざるを得ません。ここで、市側の言う施設の再配置計画は2055年までの36年計画で、4期に分け順次行っていくことは理解ができます。

しかし、教育委員会も市側の計画に同調していることが理解できません。なぜなら、先ほどの答弁にもありましたが、児童・生徒が今後減少する事実を把握していながら同調しているからであります。本来、児童・生徒の予測を把握していることからすれば、市側と真っ先に議論となるはずで、実施時期が第4期まで統合も含めた検討になることは普通では考えられません。教育委員会の見解はいかがでしょうか。

○議長（大原 功君） 柴田教育部長。

○教育部長（柴田寿文君） 先ほど御答弁しましたように、第1期に子供の教育環境の充実に重点を置き、方向性を示してまいります。

○議長（大原 功君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） では、質問の仕方を変え、教育委員会の尊重したいのは子供の教育を受けさせる主体は保護者である、そういう答弁を正とするならば、当該地区の保護者、住民が統廃合問題に結論を出せば、すぐにでも明確な時期を含んだ答えが出せるということでしょうか、伺います。

○議長（大原 功君） 奥山教育長。

○教育長（奥山 巧君） 海部地区にも複数の市町村で合意と納得が得られず、統廃合問題が暗礁に乗り上げ、先送りとなっている例が多数あります。そうならないように、当該地区の保護者、住民に合意と納得を得られるよう十分な説明と議論を大切にしていける所存です。

○議長（大原 功君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） 今までの教育委員会のスタンスから察すると、結局、住民の全会一致は100%ありませんので、一部の方の理解がまだ得られないことを理由に先延ばしし、永久ループになることを危惧しますが、いかがでしょうか。

○議長（大原 功君） 教育長。

○教育長（奥山 巧君） 永久ループにならないよう、確かな資料を用意して皆さんの合意が得られるように説明責任に努めていく所存です。

○議長（大原 功君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） 先ほどの今の質問とその前の質問も含めましても、全く今回の質

問の趣旨を得ていることができません。

第1期の2029年までに方向性を示すとするまで、愛西市の暗礁に乗り上げて先送りになっている事例を出されて明確な時期を避けられていますが、弥富市は別に暗礁に乗り上げていくわけでもなく、同じではありませんので、ただ1期の中で方向性を示すだけではなく、目標でもよろしいので、いつにこれが決着するのかというものを明確な時期をお答え願いますでしょうか。

○議長（大原 功君） 奥山教育長。

○教育長（奥山 巧君） まず地域の方、それから保護者に十分な説明と合意と納得を得られるよう努力してまいる所存です。その話を聞いてから時期というのを確定していきたいなというふうに思っております。

○議長（大原 功君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） 36年待つのか、1期の間、方向性を示すのであれば、あと1期といても29年なので、あと8年しかないわけなんですけど、2期の10年間で決着するようにするのか、その辺だけでも明確な予定とかでもお示しいただかないと、なかなか納得するわけにいかないんですが、いかがでしょうか。

○議長（大原 功君） 教育長。

○教育長（奥山 巧君） 先ほどから部長も答えておりますように、第1期のうちに着手というか、方向性を示して推進してまいりたいというふうに答えておりますので、教育委員会はその方向でやっておるつもりでございます。

○議長（大原 功君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） 堂々巡りになってしまいますので、とにかく一日も早く答えを出していただきたい。自分たちの母校がなくなることは誰しものが気持ちよく賛同できることではありませんが、自分の子供や孫が住んでいない現状を考えれば、受け入れざるを得ないのが現実であります。この状況を放置し続ければ、人里離れたところの分校のような扱い、1教室に複数学年が学ぶことになり、自然崩壊まで一直線です。

既にアンケートに答えていただいている保護者の方々は、子供のことを考えた上で回答されています。また、反対を口にされている地域住民の方々も、納得はできないが内心では理解いただいていると思います。この問題は、十四山地区、栄南、大藤学区の住民にとって、今話題沸騰の弥富市のJR・名鉄橋上駅舎化事業より重要で切実な問題であることはアンケートの非常に高い回答率からもうかがえます。

失礼ですが、教育委員会の本気度が全く伝わりませんし、その時代に合わせた曖昧な答弁で納得するわけにもいきません。私も当該地区の住民の一人として、JR・名鉄橋上駅舎化事業と同様、それ以上の案件として扱っていただき、早期に結論を出していただきたい、強



い思いで今回の質問させていただいております。教育委員会が結論さえ出せば、市側も再配置計画の順番等についても考慮いただけると思います。

最後に、ここまでの質問と答弁を踏まえ、教育委員会の最高責任者でもある教育長には、遅くとも任期内での結論を明確に示していただきたいので、教育長として覚悟を持った答弁を求めます。

○議長（大原 功君） 奥山教育長。

○教育長（奥山 巧君） 任期中は、慎重かつ円滑に推進してまいります。

○議長（大原 功君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） 時間に余裕がある問題ではありませんし、こうしている今も犠牲になっているのは将来ある子供たちですので、一日も早い決着に向けて教育委員会には全力で尽力いただきたいことを切に要望しておきます。

続きまして、統廃合に関連する小・中学校の部活問題について伺います。

現代の子供は運動不足が指摘されている中、当市の小学校の部活は2年ほど前に完全に廃止され、中学校の部活に関しても規制がかかり活動時間も制限されていますが、子供の運動不足が指摘されている中、教育委員会が現状の部活方針にかじを切った理由を伺います。

○議長（大原 功君） 柴田教育部長。

○教育部長（柴田寿文君） 弥富市校長会から相談を受け、教育委員会がかじを切った理由が大きく2点あります。

1点目は、教育内容が過密になり、様々な要因で教員の負担が大きく、働き方改革の一環として見直したことです。

2点目は、スポーツに対する社会の見方が大きく変化してきたことです。競技スポーツから多様な健康スポーツへの移行が文部科学省の指針として提示されました。

○議長（大原 功君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） 子供たちの体のことに配慮したような形にはなっていますが、実際は教師の働き方改革に伴い起きたことで、大人の都合による被害者は子供たちであると思います。本当に好きなスポーツをしたい子供はクラブチームで活動するか、自主練をするしか方法がなく、家庭環境にも大きく左右され、教育委員会がよく言われる平等の原則に反すると思います。

子供たちの学びの環境を整えるのは必須であることを実感させられた国際イベント、東京2020オリンピック・パラリンピックが開催されました。世界から参加されたアスリートの活躍に日本中が歓喜をしました。今回、特にオリンピック選手を見ると主力選手の年齢が10代になってきていることです。日本選手の最年少は10歳と10か月、中学1年生と聞いて衝撃と驚きでしかありません。このことからしても、小・中学校の部活というのは、子供たちの可

能性を考えれば、なくすことや縮小、制限するのではなく、できる環境を整えてあげるのが大人の役割であり、教育委員会の責務であると考えます。

名古屋市が本年度予算を投じ、小学校部活を外部指導者に委託する形で試験的に行い、来年度市内全校に導入するとされております。当市も小学校の部活から対応していくことが理想ですが、まずは中学校の部活において生徒の選択肢を少しでも広げることができないのかと考えます。中学校の部活も統廃合問題が解決していないことで起きている弊害でもあり、統廃合問題が決着するまでの時間、生徒たちの選択肢が中学校によって大きく差があることは同じ弥富市の中学生として不平等であり、是正するべきと考えますが、教育委員会の考えを伺います。

○議長（大原 功君） 教育部長。

○教育部長（柴田寿文君） 学校によって部活動の数が違い、生徒の選択肢に差が出ることは確かです。各中学校の入学説明会に通う予定の中学校に自分が入部したい部がない場合には、市内の他校の部に入部できることを説明しております。弥富北中学校の生徒が弥富中学校の柔道部に通っていた例がありました。ただし、団体競技の場合には、全国中・小学校体育連盟の試合には学校単位で登録するため、他校の生徒は参加できなくなります。これが大きな障がい部活動の参加交流が広がらない原因になっております。登録を市町村単位で行うことができればチーム弥富として3中学校の生徒の構成で部活動を行うことができ、試合にも参加でき、不平等も解消されると思います。海部地区教育長会では、全国中・小学校体育連盟の改革を強く要望しております。

○議長（大原 功君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） では、市内3中学校の全生徒数と相撲部などの特設を除いた部活数を今年度当初の生徒数で見比べてみます。弥中607人、運動部12、文化部3、計15。北中402名、運動部10、文化部2、計12。十中137人、運動部5、文化部1、計6となっており、生徒数が問題なことは明白であります。

3中学校がそれぞれ個々で部活を行うのではなく、弥富市の中学校部活を統合した組織に属させることで自校にない部活も選択できることにより、弥富市の生徒に平等な選択肢を与えることにより不平等を是正する。そして、顧問や監督を現在の教員から外部指導者に全面委託することで部活に対する教員の負担もなくなり、生徒も外部指導者から専門的な指導を受けることにより、正しい基本の習得、過度な練習や間違った練習によるけがや故障の防止、体のケアの仕方、そして一番のメリットでもある科学的根拠に基づく現代スポーツの指導により、個人の能力を最大限引き出すことも可能であると考えます。各中学校から大会に出場する際は、在籍校から出場する。また、自校にない部活や団体競技などにおいてチーム編成が成立できなければ、高校野球で実際あったように他校が受け入れるなどのやり方はいろいろ

ろあると思います。

ここで、子供たちのために弥富市教育委員会が既存の概念をぶち壊した時代にあった判断をしていただきたいと思います、いかがでしょうか。

○議長（大原 功君） 柴田教育部長。

○教育部長（柴田寿文君） 先ほど御答弁しましたとおり、全国中・小学校体育連盟の規約を大幅に変更する必要がある、これからも要望してまいります。しかし、これを機に3中学校の部活動の一つにするモデルを2年前から軟式野球部で試みております。昨年、文部科学省から教員の長時間労働の要因となっている部活動の在り方に関する具体的な方針で2023年度以降、段階的に地域に移行される方針であることが発表されました。3中学校合同の軟式野球クラブチームは、昨年度までは3中学校の先生が持ち回りで指導していましたが、今年度からは、少年野球の元指導者を中心に弥富ベースボールクラブ中等部を運営して、3中学校の野球部の先生の技術指導に当たっています。また、なぎなたも弥富中学校、弥富北中学校合同で休日は活動しております。この流れをほかの競技でも実現するため、関係諸団体とも連携して推進していきたいと考えております。

なお、弥富市には、市の雇用として4年前から部活動指導員を民間からお願いし、弥富中学校で2人、弥富北中学校で3人、十四山中学校で3人お願いし、教員の負担を減らし、学校の部活動を地域部活動への流れとしての素地を作っています。海部地区では弥富市だけでございます。

○議長（大原 功君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） 海部地区で弥富市だけではなく、弥富から海部地区へ、最終的には全国へ波及させ、全国中・小学校体育連盟規約を変更させる思いを持っていただきたいと思います。

あえて申しますが、弥富市教育委員会は、できないに重きを置くのではなく、なぜできないに重きを置いていただきたいと思います。また、問題や課題に対して会議を行う際、できない理由を持ち寄るのではなく、市内小・中学校に担当をつけ、現場の声を聞き状況把握をし、できるための案を持ち寄って議論し、できるにすることが児童・生徒のためになり、世論をも動かすのではないかと考えます。

教員の働き方改革は理解できますが、その犠牲を子供が負うことは絶対にあってはならないと思います。教育委員会には今後一層、教員の働き方改革促進と子供たちが一日も早く好きな部活を平等に選択できる環境を整えていただきますことを要望いたします。

最後に、総括として小・中学校の将来展望と教育委員会の英断と題し、今回2問、小・中学校統廃合問題及び部活問題に対して質問させていただきました。弥富市教育委員会は、今こそ、この2つに対し英断をしていただきたいと思います、教育長の総括を求めます。

○議長（大原 功君） 奥山教育長。

○教育長（奥山 巧君） 小・中学校の統廃合問題に対しては、子供の教育環境の向上を重点に、まずは教育を受けさせる義務の主体である保護者の意見を幅広く聞き議論を重ねつつ、地域の合意と納得を得る努力をしてみたい。

部活動の問題は、国や県の方針の動向を見極めながら、社会体育団体との連携を取って学校部活動と地域部活動とバランスよく区分けして教員の負担を減らし、地域が子供たちを育てる仕組みを広げていく所存です。また、資金的な支援を国や県に要望していく必要もあると思います。どちらにしても、教育委員会単独で決定できるものではありませんので、市当局や愛知県教育委員会と連携し、推進してみたい。

○議長（大原 功君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） 最後に、安藤市長にも弥富市としての総括を求めます。

○議長（大原 功君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 小・中学校の統廃合問題につきましては、教育委員会には地域の声にしっかりと耳を傾け対応をお願いしたいと考えております。これまで以上に教育委員会とは教育支援体制を強固なものにし、教育委員会との協議の場である総合教育会議で協議をしてみたい。

また、部活動につきましては、子供たちの健やかな成長は教育とまた部活動でございます。関係団体とはしっかりと連携し、社会体育へのスムーズな移行を目指し、弥富市の人材をフルに生かしながら学校だけではなく地域の協力を得て、将来を担う子供たちを健全に育成していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（大原 功君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） 今回の質問は、大人の都合で時間をかければかけるほど犠牲になるのは将来がある子供たちです。これから先、今よりもっとグローバルな時代に対応するための一助となるよう、一日も早い決着を強く要望します。今後、私もこの問題につきましては定期的に回答がいただけるまで、しぶとく伺ってきたいと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。

これで、私の一般質問を終わります。

○議長（大原 功君） 柴田教育部長。

○教育部長（柴田寿文君） 発言の訂正をさせていただきます。申し訳ございません。

先ほど高橋議員のほうから、時代に調和した現実味のある判断をしていただきたいという御質問の中で、私、弥富ベースボールクラブ中等部を運営して、3中学校の野球部の「生徒」の技術指導に当たっておりますというところを「先生」と御答弁してしまいまして、「生徒」に訂正させていただきます。申し訳ございませんでした。

○議長（大原 功君） 暫時休憩し、再開は午前10時45分といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時35分 休憩

午前10時45分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大原 功君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、横井議員。

○7番（横井克典君） 7番 横井克典です。

通告に従いまして、質問をさせていただきます。

今回は、市民の皆さんに関心のある弥富駅自由通路整備事業の進め方についてです。

今年3月、市は鉄道事業者とJR・名鉄弥富駅自由通路及び橋上駅舎化事業に関する覚書の締結をされました。覚書の締結後、広報「やとみ」7月号などで市民に対して事業内容の周知が行われました。また、6月30日には名古屋都市計画道路の変更に関する説明会が開催され、7月から8月にかけては区長、区長補助員との意見交換会の中で自由通路事業の説明がなされました。

それでは質問に入ります。広報「やとみ」7月号では、自由通路事業を進めていく上で、弥富駅周辺地区の現状と課題、これまでに検討された経緯、まちづくりの方針などが掲載されました。しかし、肝腎な事業費やスケジュール等の記載がありませんでした。約46億円という多額の税金を投入して行う大規模事業であれば、市は市民に対してアカウンタビリティを果たす必要があります。なぜ多くの市民が目にする広報「やとみ」7月号に事業費や財源内訳、スケジュールを掲載されなかったのでしょうか、お尋ねします。

○議長（大原 功君） 伊藤建設部長。

○建設部長（伊藤重行君） JR・名鉄弥富駅自由通路及び橋上駅舎化事業につきましては、事業内容、総事業費、スケジュール等を広報「やとみ」令和3年3月号にて掲載をさせていただきました。また、広報「やとみ」7月号では、自由通路整備事業だけではなく、本事業を含む弥富駅周辺のまちづくりについても掲載をさせていただきました。

なお、市の負担額につきましては、市の想定額として試算をしておりますが、国の交付事業としての採択がされておられませんので、記載を控えさせていただきました。

○議長（大原 功君） 横井議員。

○7番（横井克典君） 部長の答弁では、3月号で事業費やスケジュールの内容の記載をされたということでございますが、3月号を見落とした市民も少なからずおられます。

また、3月下旬の市と鉄道事業者との覚書締結後に初めて、事業の詳細が市民に明らかになったわけで、やはり事業費やスケジュールのような重要な事項は7月号にも掲載すべき

ではなかったでしょうか。

次に、6月30日に開催された名古屋都市計画道路の変更に関する説明会の参加者の発言や意見について、8月30日付で市ホームページに市の回答要旨が公表されました。市はその意見回答要旨の中で、市民の意見としては第2次総合計画策定時に市民アンケートを実施しております。また、都市計画マスタープランやまち・ひと・しごと創生総合戦略などの各種計画策定時にも市民アンケートを実施しており、駅や市役所周辺の整備、公共交通機関の便利さなどを求める御意見が多数寄せられており、事業スケジュールを変更する予定はございませんと記載されております。

しかし、私の認識では、総合計画のアンケートの目的は、あくまでも弥富市の新たな10年間の総合的・計画的なまちづくりの指針を定める必要があるために実施されたものです。総合計画や都市計画マスタープラン等のアンケートは、対象者に図面や市の財政状況などの具体的な資料を示して自由通路事業の市民ニーズやその賛否について質問しているものではありません。市が言われる駅や市役所周辺の整備や公共交通機関の便利さは、総合計画を策定するためのアンケート調査の中で、今後弥富市が取り組むことの重要度を尋ねるために市が掲げた50個の施策の一つの選択肢にしかすぎません。

つまり、市が求める駅や市役所周辺の整備や公共交通機関の便利さイコール、自由通路事業を進めてほしいではありません。このことは、総論と個別論を同じレベル、同じ土俵で議論しているかのようなものです。市はアンケート調査の駅や市役所周辺の整備と公共交通機関の便利さといった総論的な回答を市民の意見として捉え、またエビデンス、根拠として自由通路事業を推進していかれるのには、私はいささか疑問を感じております。

今後も計画どおりに事業を進めていかれるのでしょうか、市の見解を伺います。

○議長（大原 功君） 建設部長。

○建設部長（伊藤重行君） これまで市民の皆様からいただいております意見といたしましては、第2次総合計画、都市計画マスタープラン、まち・ひと・しごと創生総合戦略などの各種計画策定時に実施いたしましたアンケートでは、駅や市役所周辺の整備、公共交通機関の便利さなどを求める声が多数寄せられているほか、自由記載の欄には、JR・名鉄弥富駅自由通路及び橋上駅舎化事業を含む駅前整備やまちの活性化を望む声が多く寄せられております。

また、市といたしましても、持続可能な都市計画の観点から、積年の課題となっております鉄道により分断された南北地区の連携強化、東西踏切を通行する歩行者、自転車の安全確保、さらには高齢者の方や障がいをお持ちの方の利便性向上のため、バリアフリーに配慮した交通結節点の整備を図るよう、当事業を第2次弥富市総合計画の主要施策に位置づけ、自由通路整備を進めております。

○議長（大原 功君） 横井議員。

○7番（横井克典君） ただいまの部長の御答弁では、アンケートの自由意見欄に自由通路の駅前整備等の意見が寄せられておるといふようなことですが、市がこの自由意見欄の意見をもってこの事業遂行のための根拠とすることは、私はちょっと市の説得力が少々弱いのではないかと感じております。

次に、令和2年11月に市民1,000人を対象にJR・名鉄弥富駅利用整備事業に関するアンケートが実施されております。年明けの1月にアンケートを回答した市民の方から、結果はどうなったのか、いつ公表されるのかの問合せをいただきました。

私は、6月議会の行財政委員会でアンケート結果の公表について市に要望させていただきました。市の回答は、市ホームページでは公表し、広報「やとみ」での公表は検討いたしますとのことでしたが、いつ市ホームページにアンケート結果を公表されるのでしょうか。また、広報「やとみ」での公表の検討はどうなったのでしょうか、この2点について伺います。

○議長（大原 功君） 建設部長。

○建設部長（伊藤重行君） 令和2年11月に実施いたしましたJR・名鉄弥富駅の利用整備事業に関するアンケート調査の結果につきましては、8月25日にホームページに掲載をさせていただきました。

また、広報「やとみ」の掲載につきましては、調査項目が非常に多く、紙面の都合上、掲載することができませんでしたので、ホームページのみの公表とさせていただきました。

○議長（大原 功君） 横井議員。

○7番（横井克典君） 部長に再度お尋ねします。市がアンケートの分析結果を委託業者から、昨年度の事業ですので3月末に納品されたとして、今年8月25日に市ホームページに公表するまで約5か月を要しております。なぜこれだけの時間がかかったのでしょうか、遅れたのでしょうか。

また、広報「やとみ」への掲載は、アンケート結果にボリュームがあるため掲載できないとのことですが、内容を要約したり、一月ではなく数か月にわたって掲載するなど工夫をすれば、市民に十分伝えられる内容かと思えます。この2点について、再度お尋ねします。

○議長（大原 功君） 伊藤建設部長。

○建設部長（伊藤重行君） アンケートの結果がホームページでの公表が8月25日になったと、これにつきましては、特にこれといった理由はなく、事務上の中でこのようなタイミングになってしまったということですが、その遅れましたことについては、おわび申し上げます。

また、アンケート調査を広報にということは、先ほど言いましたように、かなり膨大な内容になりますので、これについてはうちの中で、またどのような形で公表するのかというのは詰めていきたいと思えます。

○議長（大原 功君） 横井議員。

○7番（横井克典君） ホームページのほうで公表されるといっても、なかなか市民の方の多くは、市のホームページを本来見る環境にありませんので、可能な限り早急に広報のほうで事業をお知らせいただき、市民の理解を得ていただきたいと思えます。

次の質問に移ります。

このアンケートの間7で、仮定として、あなたの世帯に世帯人員分の負担を求めた場合の毎月の世帯1人当たりの負担金を尋ねておられます。回答で一番多かったのが、負担は毎月1人当たりゼロ円で、アンケート回答者数503件中268件でありました。全体の約53%に上ります。また、負担をゼロ円とした理由の中で一番多かった回答が、そもそも本事業の必要性がないからが84件、2番目に多かったのが、本事業は実施したほうがよいと思うが、税金で行うことは反対だからが83件、3番目に多かったのが、本事業に興味・関心がないからが45件でした。

この質問は、費用便益分析のためのもので、市民の自由通路事業の意向や賛否を取るものではありません。しかし、そもそも本事業の必要性がないからとか、本事業は実施したほうがよいと思うが、税金で行うことは反対だからなどの回答が全回答数の半数を超えています。市は、これら半数を超える市民の意見、声を聞き入れるべきではないでしょうか。このアンケート結果から、自由通路整備事業は市民の多くに理解が得られていないのではないかと考えますが、市の認識を伺います。

○議長（大原 功君） 建設部長。

○建設部長（伊藤重行君） 市民の皆様には、自由通路整備につきまして広報「やとみ」、ホームページ等でお知らせをしております。また、市内6地区で開催いたしました区長、区長補助員の皆様の意見交換会では、事業内容を説明していただき、様々な御意見、御質問をいただき、御回答させていただくとともに、この事業の必要性を御説明させていただきました。

また、議員御指摘の令和2年11月に実施いたしましたアンケートは、この事業の賛否を問うものではなく、この事業の費用便益の算出を主な目的として行ったものでございますが、このアンケート結果において、自由通路整備事業に対して前向きではない意見が多数あることは把握しております。しかし、本市といたしましては、本事業はこれまでも御説明させていただいておりますとおり、東西踏切の安全確保、鉄道で分断されている南北地区の連携強化、そして今後の駅周辺地区のまちづくりにおきましても推進していかねばならない大変重要な事業であると認識しております。



○議長（大原 功君） 横井議員。

○7番（横井克典君） 部長の御答弁で、市は自由通路事業に前向きでない意見も多数あることを認識されているということでございます。そうであるのであれば、この事業に前向きでない市民に理解を求めることが市の役割であり、この自由通路事業を進めるプロセスの原点、スタートラインではないかと考えます。

次の質問に移ります。市が公表している自由通路事業の資料などは、行政の主導感が否めません。本当にどれだけの市民が望んでおられるのでしょうか。そういった疑問を払拭されるためにも、自由通路の市民ニーズを客観的に把握する必要があると考えます。今後、市民アンケート調査を実施されるお考えはあるのでしょうか、市の考えを伺います。

○議長（大原 功君） 伊藤建設部長。

○建設部長（伊藤重行君） この事業につきましては、市民ニーズだけで進めている事業ではなく、先ほど御答弁申し上げたとおり、積年の課題であります南北地区の分断、東西踏切の安全確保、駅周辺地区のバリアフリー化に向けて行うものでございます。したがって、今後、市民ニーズを把握するためのアンケート調査を実施する予定はございません。

○議長（大原 功君） 横井議員。

○7番（横井克典君） 先ほどの部長の答弁を踏まえて、もう一度質問させていただきますが、市民ニーズよりも事業の重要性、必要性ということを訴えられておるんですけれども、やはり使うのは市民ですし、便益を享受されるのも市民であります。やはりその辺りは市民の方の理解、合意形成、そういったものがやはり行政サービスを展開していく上では市役所の役割として必要なものかと思いますが、再度部長の見解を伺いたいと思います。

○議長（大原 功君） 建設部長。

○建設部長（伊藤重行君） この事業に対する市民ニーズということと、市民への御理解ということでございますが、市といたしましては、本事業についてはやはり進めなくてはならない事業ということ強く認識しております。市民の皆さんの御理解は当然のことでございますが、市といたしましては、現状のスケジュールにのっとり進めさせていただきたいと考えております。

○議長（大原 功君） 横井議員。

○7番（横井克典君） 役所としてはスケジュールどおり進めていくのが責務であるかと思いますが、やはりその辺りは市民のニーズ、市民の要望等を十分勘案していただきたいと考えております。

次に進みます。

昨年12月議会の私の一般質問で、市は自由通路を完成した場合に1日の通行者数は約6,000人であり、その約6,000人には鉄道利用者数も含んでいるとの答弁でした。行財政委員

会では、自由通路のみを利用する人数を質問させていただきましたが、明確な御答弁はいただけませんでした。

この事業は元来、ＪＲ・名鉄両駅の整備が目的ではなく、駅の南北の分断を解消するための自由通路整備が主な目的です。市は、自由通路の整備主体として自由通路のみを通行する人数を把握してはなりません。また、駅の利用者と自由通路のみの通行者数の想定を積み上げなくして、全体の6,000人という数字は把握できないことは理の当然かと考えます。

昨年の12月議会で、市は最新の乗降客数をＪＲ弥富駅は約2,900人、名鉄弥富駅は約4,000人と答弁されました。これを足すと6,900人になります。鉄道利用者を含んだ自由通路の通行者数6,000人を大きく上回ります。市が約6,000人と見込まれた根拠についてお尋ねします。

○議長（大原 功君） 建設部長。

○建設部長（伊藤重行君） 自由通路の想定交通量は、都市計画現況調査や駅利用者アンケートを参考にして、ＪＲ利用者は約2,900人、名鉄利用者は約4,000人、そのうち駅南側からの利用者とＪＲと名鉄の乗換えのため自由通路を利用する者2,800人、それ以外の利用者は300人、合わせて1日6,000人の通行量と想定いたしております。

○議長（大原 功君） 横井議員。

○7番（横井克典君） 部長の答弁を踏まえて、再度、今度は市長にちょっとお尋ねします。

部長の答弁で、自由通路のみを利用する人数は、先ほどの御答弁のように300人ということが分かりました。なぜ、さきの6月議会で市は自由通路のみを通行する人数について調査しないと答弁されたのでしょうか。また、自由通路のみを利用する人が1日300人で、事業費約46億円をかけて行うには費用対効果が高いとは思われません。そのために市民などから住民訴訟等で損害賠償請求があった場合には、市長として責任を負う覚悟はお持ちでしょうか。この2点について市長にお尋ねいたします。

○議長（大原 功君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 自由通路を通行していただきます市民の皆様は300人ということで数字を出させていただいております。駅の利用者も弥富市民はおります。また、自由通路利用市民がいるわけですが、この自由通路を造って、またＪＲから近鉄の間のまちづくりをしまして、一体的に市としては考えております。利便性を向上させることで、また次代を担う子供たちのためにも、しっかりとした弥富市の顔をつくってまいりたいと思います。そのために、議員の皆様とともにこの事業を推進してまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（大原 功君） 横井議員。

○7番（横井克典君） 先ほどの答弁で1つ、もし市民のほうから、そういう損害賠償的な話

があった場合は、それを受けて立つというような覚悟でこの事業を進めておられるかの確認をさせていただきます。

○議長（大原 功君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） そのようなケースは、仮の話でございますものですから、仮の質問に対しては、答弁を差し控えさせていただきます。

○議長（大原 功君） 横井議員。

○7番（横井克典君） いずれにしても、こういった46億をかけて行う事業であれば、300人と、自由通路のみを渡る人間が300人ということは、覚書締結前後から公表していただくのが市民の方の理解を得られる一つの要素になりますので、分かってみえる数字があれば、積極的に市から市民の方に周知していただければよろしいかと思っておりますので、今後早急にいろいろ資料がありましたら情報提供をお願いしたいと思っております。

事務局資料1をお願いいたします。

次に、市は、この自由通路整備することにより、東西2か所の踏切の交通渋滞の軽減や歩行者錯綜の改善を図ることができると説明されています。具体的にどのような軽減や改善が図られるのかについて、明確に数値化、見える化して議会や市民に公表し、説明するべきではないかと考えますが、市の考えを伺います。

○議長（大原 功君） 伊藤建設部長。

○建設部長（伊藤重行君） J R・名鉄弥富駅自由通路整備事業と併せまして、弥富駅北口駅前広場を整備することにより、駅北側の地区からのアクセスが改善され、東西踏切の通行量は減少すると考えておりますが、交通渋滞の軽減や歩行者錯綜の改善についての数値化については考えておりません。J R・名鉄弥富駅の東西踏切の交通調査を実施しておりますので、事業完了後には事業後の調査をし、費用効果を検証する予定にしております。

○議長（大原 功君） 横井議員。

○7番（横井克典君） 部長からは前向きな御答弁はいただけませんでした。

素人なりに考えますと、例えば駅周辺、徒歩圏内、大体2.2キロから2.5キロぐらいが徒歩圏内ですので、そういった方にアンケート調査を送って、自由通路のみの通行等を確認するのも一つかなとは思っておりますので、そういったことも再度検討していただきまして、市民の理解を得ていただくよう要望だけさせていただきます。

続いて、8番、9番の質問につきましては、割愛をさせていただきたいと思っております。

続いて、10番目の質問に入ります。

今年4月に国土交通省は、改正踏切道改良促進法に基づき、改良すべき踏切道を新たに全国で93か所を指定いたしました。いわゆる危険踏切です。市内では3か所の踏切が指定され、この3か所のうち2か所は自由通路の西側、もう1か所は自由通路の東側です。特に西側2

か所の狭小な踏切道の拡幅について、市はこれまでどのような安全対策を講じてこられたのでしょうか。安全対策を阻む要因はどのようなことだったのでしょうか。また、今後どのような対策を行っていかれるのでしょうか。

もう一つは、踏切道の拡幅ができるめどは立っているのでしょうか、市の見解を伺います。

○議長（大原 功君） 建設部長。

○建設部長（伊藤重行君） J R・名鉄弥富駅西側におけるこれまで市が行ってきた安全対策につきましては、平成21年度から通勤・通学時間帯に踏切誘導員を配置しております。また平成23年度には、J Rと名鉄の間の用地買収し、滞留場所を確保するなどの安全対策を実施しております。

今後につきましては、先ほども御答弁させていただいておりますとおり、自由通路を整備し、東西踏切の人や自転車、自動車の交通量を減らすことで安全性を確保し、弥富駅周辺のまちづくりの中で駅周辺のバリアフリー化を図りながら、最終的には踏切道の歩道拡幅につなげてまいりたいと考えております。

○議長（大原 功君） 横井議員。

○7番（横井克典君） 部長の答弁の内容について、再度、今度は市長にお尋ねします。

部長の答弁では、踏切道の拡幅について、一部を行われたというようなお話でございます。西側ですね。ですけれども、いまだ自動車の待避所を設けたとは言いつつも、やはり北側、南側の部分がまだ狭小な状況が続いており、非常に危険な状況でございます。まずは踏切内の拡幅、今だとくびれておりますので、踏切内の拡幅だけでも早急に取り組むべきかと考えますが、市長のお考えを伺います。

○議長（大原 功君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） これまでJ R・名鉄駅西側踏切につきましては、市側はJ R・名鉄側といろいろ協議を重ねてまいりました。その結果におきまして、なかなか現実味を帯びてこなかったわけでございます。

また、北側、南側の住宅地もございます。ここの踏切道だけ拡幅いたしましても、やはりそこに交通、通行が集中してしまうということで、なかなかそこだけの拡幅というのも難しいのではないかと思います。

小さなまちづくりをしまして、より利便性の高い踏切道の改築がベストと考えるものですから、決してこのことはやらないと言っているわけではございません。順次進めてまいりたいと思っておりますが、ただただ、今現在では少しハードルが高い事業となっておりますをお伝え申し上げておきます。

○議長（大原 功君） 横井議員。

○7番（横井克典君） 市長の答弁で、なかなかハードルが高いというようなお話ですけれど

も、この問題自体は、安藤市長がなられてからではなく、もっと前からこの課題はありました。その中で課題解決として車の滞留場所を設けられたというようなことですが、そこから、いろいろと用地交渉等難しい部分があるかと思ったんですけど、やはり少しずつでも、10年、20年かけてやってこれば、もうちょっと今の交通渋滞、その前後の住宅、商店街の道路も広げられたのかなというふうには感じておりますので、市におかれましては引き続き積極的に踏切道ないし前後の道路の拡幅をお願いしたいと思います。要望です。

次に、市は、名古屋都市計画道路に8・7・783号弥富駅自由通路を新規事業として都市計画決定するため、弥富市都市計画審議会に意見を聴取されます。都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会の組織及び運営の基準を定める政令では、市町村都市計画審議会に組織する委員は、学識経験のある者及び市町村の議会の議員につき、市町村長が任命する者と規定されています。学識者として、津島市では大学の教授など専門家3名、長久手市は4名、岡崎市は4名、一宮市も3名を委員として任命しています。しかし、弥富市は学識者、専門家を任命しておりません。弥富市総合計画審議会委員では、学識者が3名、大学の先生が任命されましたが、なぜ都市計画審議会には都市計画の専門家、学者を任命されていないのでしょうか、市の見解を伺います。

○議長（大原 功君） 建設部長。

○建設部長（伊藤重行君） 都市計画審議会の委員の委嘱につきましては、弥富市都市計画審議会条例の中で、都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会の組織及び運営の基準を定める政令第3条第1項及び第2項の規定により、市長が任命することとなっております。

任命する委員は、学識経験のある者及び市町村の議会の議員、関係行政機関もしくは都道府県の職員、または当該市町村の住民の中から任命できることとなっております。

学識経験のある者として、弥富市商工会長、元愛知県職員2名、防災ボランティアコーディネーター代表、あいち海部農業協同組合役員代表の5名を任命しており、都市計画の専門家、学者の方は任命しておりませんが、本市の都市計画に関わる様々な方面からの知識を備えた委員として任命しております。以上です。

○議長（大原 功君） 横井議員。

○7番（横井克典君） 部長の質問について、再度市長から御答弁いただきたいと思います。

部長の答弁では、市の審議会には、学識者に元愛知県職員や商工会長などを入れておられるとのことですが、しかし、その元愛知県職員の方が在籍してみえたその愛知県庁に設置されておる都市計画審議会におきましても、審議会委員に大学教授など専門家、学者を構成員の半分以上、複数人登用されております。やはり高度化、専門化する都市計画に関する事項を調査・審議するには、やはり、都市計画の専門家、学者の知識が必要不可欠ではないでしょうか。今後、弥富市も専門家、学者を入れるべきではないかと考えますが、市長の

考えをお伺いします。

○議長（大原 功君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 都市計画審議会委員の委嘱につきましては、議員が先ほど述べられたとおり、他市町では大学教授など専門家を任命しているところもあるようでございます。他市町の状況をいろいろと研究をいたしまして、本市といたしましても、必要であれば私から任命をさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（大原 功君） 横井議員。

○7番（横井克典君） ありがとうございます。

次の12番目の質問は、ちょっと割愛をさせていただきます。

13番目の質問に移ります。市の事業スケジュールでは、あと半年後に議会において工事協定の締結の議決が控えております。6月議会の行財政委員会におきましては、5名の委員から自由通路整備事業の基本的事項について幾つかの質問が出されました。

例を挙げさせていただきますと、なぜ名鉄は橋上駅舎ではなく、地上駅なのか。また、計画されている名鉄駅の変更を求めることはできるのか。さらには、自転車を押しての歩行はどうしてもできないのかなど、議会においても名古屋都市計画道路の変更に関する説明会に出た内容と同趣旨の質問が出ました。

また、6月議会の弥富駅自由通路の都市計画変更の中止を求める請願の委員会の新採決でも、市の説明は不十分として退席者が出るほどです。私は、市が感じておられるほど市民の多くがこの自由通路整備事業に理解をされていないのではないかと、私の地元の活動を通じて強く感じております。その点について、市長の認識をお聞かせください。

○議長（大原 功君） 市長。

○市長（安藤正明君） JR・名鉄弥富駅自由通路及び橋上駅舎化事業につきましては、これまで市民の代表でもある議員の皆様にも説明するとともに、広報「やとみ」、ホームページ等でお知らせをしてまいりました。また、7月から8月にかけて、市内6地区の区長、区長補助員の皆様との意見交換の中で時間をいただきまして、この事業の必要性、内容等を説明し、様々な質問、意見、提案等に回答させていただいたことにより、市民の皆様の理解をより深めていただいたものと考えております。

○議長（大原 功君） 横井議員。

○7番（横井克典君） 先ほどの市長の御答弁で再度お尋ねします。

7月と8月に開催されました区長、区長補助員との意見交換会の中で、理解をより深められたとの先ほどの御答弁でありますけれども、私が参加された方からお聞きした話によりますと、市内多くの会場で自由通路事業の推進について慎重論が多く出たというようなことを伺っております。いずれにしましても、弥富市には市民との合意形成をしっかりと図っていた

だきたいと考えております。今後、コロナ禍ではありますが、市民を対象とした説明会を開催されるお考えは、市長、おありでしょうか、お尋ねします。

○議長（大原 功君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） このJR・名鉄弥富駅自由通路整備及び橋上駅舎化事業につきましては、残念ながら昨年から続くコロナ禍ということがありまして、一般市民の皆様との意見交換の場をなかなか設けることができていない状況であります。そのような中で7月から8月にかけて区長、区長補助員の皆様との意見交換会ということで限定して開催をさせていただきました。また、議員の皆様にもこれまで議会の場でもいろいろな御意見をいただき、また意見交換をしているわけがございますものですから、今のところは特別、市民の皆様との意見交換の場を考えてはおりません。

○議長（大原 功君） 横井議員。

○7番（横井克典君） 昨今、オンラインでの会議とかというのがありますので、そういったオープン的な会議も設けていただきまして、市民のほうは情報が不足しておってガスがたまっているような状態でもあると思いますので、オンラインでの意見交換会が可能であれば、そういった方法も検討いただきたいと思います。

次に、この自由通路整備事業では、これまでJRと名鉄の弥富駅は一体であったものが、駅構内のエレベーターの設置の問題等で駅を分けることになっております。この時代、駅を統合することはあっても、46億円の多額な経費をかけて今一体となっている駅を分離することは、私はどう考えても利便性に逆行しているのではないかと考えます。逆に、新駅舎が完成し、利用者から後々不便であるとの声が上がっても、次の建て替えまでにはやはり40年、50年使い続けなくてはなりません。後々後悔しないためにも、時間と経費が余分にかかるかもしれませんが、市は鉄道事業者の都合ではなく、市民の利便性を最優先に考え、JR弥富駅と名鉄弥富駅を橋上駅舎として一体的に整備するべきであると考えますが、市長の考えをお伺いします。

○議長（大原 功君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） これまでの鉄道事業者との協議の中でJR弥富駅と同様に名鉄駅舎の橋上駅舎化についても検討いたしましたが、鉄道を運行させながらJRと名鉄の橋上駅舎を一体的に整備する工事を行う場合、現在の計画に比べ工期の面はもちろんのこと、工事費の面でも増大することが想定されます。また、名鉄駅舎を橋上駅舎とした場合、それに伴う昇降施設の設置が必要となり、現在の名鉄用地内では施工できないことも分かっており、名鉄駅舎を地平駅で整備することとしております。現在の計画においても、あらゆる動線がバリアフリー化され、移動の円滑化が図られることから、現計画どおり事業を進めてまいります。

○議長（大原 功君） 横井議員。

○7番（横井克典君） 先ほどの市長の御答弁では、見直しは考えられないというようなことですけれども、やはり駅を分離することによって本当に市民の利便性は向上するのです。エレベーターが設置されるとはいえ、高齢者や障がい者の方、利用者の移動距離が増えるなど、やはりこの駅はバリアフリーを目指す弥富駅としては何か逆行しているんじゃないかというように感じますので、できないではなくてやれる方向を再検討する。そういった市民のために一汗かくようなアイデアを出していただくよう要望させていただきます。

資料2を事務局お願いします。

最後の質問です。私は、数か月前に弥富駅周辺、中六地区を中心にお住まいの十数名の方から今回の自由通路整備事業についてお話を伺う機会がありました。意見が多かったのは、自由通路の整備より先に、弥富駅の南側の細い路地があります。この写真にあるように路地のある地区の区画整理を優先にやってほしいというような御意見でした。緊急時に救急車や消防車が入ってくることができず、地震などの災害においても安全が確保されていないので、住んでいてとても不安であるとお話をされました。

また、都市計画マスタープランの市民アンケート結果の中でも、土地・建物の現状について、市街地、集落内で建物の老朽化や密集化が進んでおり、倒壊、延焼拡大など災害発生時の影響が懸念されるという内容のアンケート結果が出ております。

やはり、まちづくりは市が市民ニーズを積極的に取り入れ、10年、20年の中・長期的な視点を持って、市民と共に弥富駅周辺のまちの全体像を描き、骨格となる幹線道路の整備から始めることがまちづくりの基本ではないでしょうか。点ではなく面でのまちづくりが必要です。この自由通路整備事業が多くの市民に理解され、市民に望まれるものとするためには、市長は来年3月の工事協定の締結を当面延期し、弥富駅周辺のまちづくり、いわゆる駅周辺の再開発と、この自由通路整備事業の在り方を一体的にプランニングし直すことが賢明ではないかと考えます。あくまでも事業の中止、反対ではなく、私はにぎわいと魅力あふれる弥富駅周辺のまちづくりを実現するためにも、ここは市が勇気を持って一度立ち止まり、当面事業を延期するべきではないかと考えます。

そこで、市長の考えをお伺いいたします。

○議長（大原 功君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） JR・名鉄弥富駅周辺のまちづくりにつきましては、昭和の時代から長い時間をかけて様々な整備手法が検討されてまいりました。その中でも、本市の積年の課題となっている鉄道による南北地区の分断、東西踏切の安全確保、駅周辺のバリアフリー化に向け、整備効果の発現が早い自由通路整備事業を選択し、平成26年度から鉄道事業者との協議を重ね、本年3月の覚書の締結に至りました。

これまで長い年月をかけた鉄道事業者2社との協議が調い、今年度策定した中期財政計画



においても必要経費を盛り込んだ上で、適切に財政運営を行ってまいります。駅周辺まちづくりにつきましては、議員言われるとおりでございます。この自由通路整備と併せましてJR・近鉄の間のまちづくり、またその西側の踏切の南側のまちづくりにつきましても、併せて考えてまいりたいと思っておりますし、また県道の木曾岬弥富停車場線ですか、ちょっと名前が定かではございませんが、そちらのほうが途中まで来ております。その道をJRの駅まで持ってくる大きな改善策となっておりますものですから、これは県事業になるわけでございますけど、県当局ともしっかりと連携を図りながら、この事業を進めてまいりたいと思います。未来の弥富市のために、事業を進めてまいりたいと考えておりますので、どうぞ御理解賜りたいと思います。

○議長（大原 功君） 横井議員。

○7番（横井克典君） 私なりに、僭越とは思いますが、これまでの市の自由通路整備事業の進め方の感想、総括の発言をさせていただきたいと思っております。

どちらかといえば、市民の情報不足を放置して、市民の賢明な判断を惑わしているような状態ではないかというふうに感じております。今年3月の覚書の締結後から、私は多くの市民から自由通路事業についての感想や意見を頂戴しました。多くの方から、市の自由通路整備の進め方に幾つかの疑問があるというようなお話を承っております。私は、市と市民との間に、この自由通路事業の進め方の考え方に大きく乖離があるのではないかと感じております。市長におかれましては、市長とは利害関係のない市民の意見にも広く積極的に耳を傾けていただきたいと思っております。そうすると、私が地域で活動しているときに聞かれる意見も入ってこようかと思っております。こういったことから、私は自由通路事業を当面延期し、その間、市民に丁寧に説明し、かつ理解を求め、合意形成を図っていかれるべきと考えております。

また、先ほど申しましたように、弥富駅周辺のまちづくり、いわゆる駅周辺の再開発と自由通路整備事業を一体としたプラン、計画の再構築を図るべきではないかとも考えます。そうすることで、多くの市民の賛同が得られ、この事業に対して多くの賛同が得られ、市民の後押しを受けながら、この自由通路整備事業を進めていくことが本来ではないでしょうか。拙速に急ぐ必要はありません。来年3月の弥富市と鉄道事業者との工事協定締結まで、まだまだ半年あります。ここは再度庁内で熟議を重ねていただき、当面延期していただくことを強く要望して、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（大原 功君） 暫時休憩し、再開は午前11時40分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時29分 休憩

午前11時40分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大原 功君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、加藤明由議員。

○5番（加藤明由君） 5番 加藤明由でございます。

11億円の無駄な市道263号線についてお伺いいたします。下の割跨線橋のテーマでございます。

少々、過激なテーマをつけさせていただきましたが、6月議会一般質問で、踏切道改良促進法について、この中で質問をさせていただきました。ケーブルテレビ、ユーチューブを視聴された市民の多くから反響をいただきました。特に、今回のテーマである下の割跨線橋について疑問を抱かれる市民が多数ありました。圧倒的に多かったのが、跨線橋の存在でございました。多くの地元住民であるはずのJR関西線北側の居住者である弥生学区、白鳥学区の住民ですら、そんな道路あったのか。また、通行したことのある住民でも必要性を感じないし、無駄そのものであると、こういうお話をいただきました。

費用対効果から見れば、無駄な公共事業の典型的な事例である。11億円投資して新店舗を開店させ、想定したほどのお客が来なかったら、民間会社なら当然新店舗開発責任者の責任問題になるであろうと。地元から要望すれば、地元の要望は全てかなえていただけるのかと辛口の評価ばかりでございました。

前回は、朝7時から90分間交通量調査を実施し、280台ほどの通過を確認いたしました。大半が1号線の信号待ち渋滞を避けるための迂回路状況であることが判明いたしました。今回は、昼間の交通量調査を実施し、午前11時から60分間で通行した自動車は21台、歩道橋を通過したのは僅か1名でありました。

市内には、ほかにも交通量と比較して立派過ぎる道路と思われる中山地内の輪中の郷の南側を通る4車線道路、東でつながる道路は軽自動車でも擦れ違えないほど狭隘な状況であります。この状況が既に何十年も状況が変わらない状態であります。どのような理由でこの道路が造られたのか。この道路を通るたびに思うところであります。

ここで、まずは市長にお伺いいたします。来年の11月には任期満了による市長選挙が行われます。市長の金銭感覚、財政に対する考え方、市政に対する考え方、これに関連して、まずは市長に市道263号線の現状をどう思われるのか。無駄と思われるのか、そうでないと思われるのか。費用対効果をどのように考えてみえるのかお伺いいたします。

○議長（大原 功君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） この市道鯛浦263号線につきましては、朝はかなりの利用者がいるということでございます。また、時間帯によっては少ないというような報告ではございましたが、時間帯によって多くの方が利用していただける道路であれば、必要であると考えておりますし、またこの道路を造るための事業費につきましては、適正であると思っております。

以上でございます。

○議長（大原 功君） 加藤明由議員。

○5番（加藤明由君） 質問の内容は、費用対効果から考えたらどのように思われるのか。現状、今の御発言ですと無駄ではないとの考え方と受け取れました。となると、この程度の利用状況が想像されても、どんどんこういった道路は造っていただけると、こういうふうに受け止められるわけなんです。

確かに、この道路を見られた方は、わざわざ見に行かれた方もございました。不信感がいっぱいであるそうです。地元の要望ならば、無駄でも巨額の費用を投じて造るのかと。こういった、私は無駄とは言いませんけど、仮に消防署のはしご車、ほとんどの消防さんが新車で買ってから20年ぐらい使って、ほとんど訓練とか展示なんかで使って、ほとんど実動状況がないわけですね。でも、ああいうものは使わなかったからよかったなあということなんですよね。使わなかったからよかったんです。使わないほうがいいんです。ところが、こういった道路はそういうことにはいかない。

確かに、山間部に行きますと何千メートルもあるようなトンネルが、二、三千メートルあるようなトンネルを通過しますと、後続車も1台も来ない、対向車も1台も来ない、こんなトンネル最近あちこちでいっぱい見ます。ところがこういうものを造った理由を尋ねてみますと、防災道路、結局のところは大雨なんか降って孤立するといけないから迂回路、バイパスということで、そういう理由を持って造ってみえるということですから、これもある程度理解できますけど、この263号線に関しては、全くそういったことが当てはまらないわけでありまして。どうも聞いてみますと、状況から見ると、あの155号線を造るときの地元に対する見返りであったと、こういうふうに思えるわけです。これは2010年頃の話ですから、安藤市長はまだ県議にもなってみえないときですが、仮にこういう計画が出た場合、市長が当時県会議員であったとしたら、どのような対応をされたかお伺いします。

○議長（大原 功君） 加藤明由議員、通告以外の質問でありますので注意します、厳重に。

市長は答えることない。通告に載っておりません。注意してください。

○5番（加藤明由君） 通告というのは、事細かく全部通告しなきゃいかんのですか。

○議長（大原 功君） それは、申合せどおりに通告となっております。議運にもちゃんとかかっております。それで、あなたが全協で了解もしております。以上です。

○5番（加藤明由君） いいですか。それじゃあ、答えはいただきません。結構です。

こうなってくると、どこまでやっていいのかさっぱり分かりませんが、一応書面にして出した分につきましては、昼間の通行量は極めて低い。先ほど言ったとおり、昼間1時間で21台、歩行者は僅か1名。こんなことは実際できませんけど、この1名のためにタクシーを呼んで、タクシーでどこかから通っていただいたほうがはるかに安い。これぐらい通らない道

路を造ってしまった。

前回は申し上げましたが、11億もかけてこの状態を延々放るということは全くもったいないですから、何かその対応策を考えられませんか。

○議長（大原 功君） 建設部長。

○建設部長（伊藤重行君） 御答弁申し上げます。

この鯛浦263号線、言うなれば下の割跨線橋の対応策という御質問でございますが、先ほど加藤議員もおっしゃられましたとおり、この道路は国道155号の建設時に、地域住民の要望によりまして生活道路として建設されたものであります。

現在においては、何か対応策を講じて、この道路を有効利用という具体的な計画がございませんが、今後、弥富名古屋線の開通、または駅周辺整備の交通環境の変化に伴いまして、この周辺地域の交通ネットワークの見直し等が生じたときには、議員の御指摘のとおり、この鯛浦263号線の有効な活用策も検討することが必要となってくると考えております。以上でございます。

○議長（大原 功君） 加藤明由議員。

○5番（加藤明由君） 1つちょっと飛ばしまして、この道路も現状でも幾らか道路照明もありますので、年間に相当な維持費がかかると思うんです。2010年にできてから塗装は一回も行われていないみたいですから、これを仮に塗装を1回やりますと、恐らく何百万もかなり上のほうかな、下手するならもう一桁が上がるのかなあと思うわけですけど、この道路自体に、おおよそどれぐらいの維持費がかかるか。

○議長（大原 功君） 伊藤建設部長。

○建設部長（伊藤重行君） 年間の維持管理費といたしましては、道路照明灯14基の維持管理費がかかっております。令和3年3月に、この照明をLED照明に変更いたしましたので、令和3年度の見込みでお答えいたしますと、14基分の年間電気料は約4万円、14基分のLED照明のリース料が年間約17万5,000円ほどかかる見込みでございます。

また、その他の経費といたしまして5年に1度、橋梁点検費といたしまして過去の実績等から考えますと約600万円ほど必要となっております。以上でございます。

○議長（大原 功君） 加藤明由議員。

○5番（加藤明由君） 年間600万かかるんですか、管理費というか、点検維持費。ちょっともう一回お伺いします。

○議長（大原 功君） 伊藤建設部長。

○建設部長（伊藤重行君） 失礼いたしました。600万というのは、5年に1回の点検費用、5年に1回600万ほどかかるということでございます。

○議長（大原 功君） 加藤明由議員。

○5番（加藤明由君） 年間120万ぐらいですね。もろもろ電気代とか、LEDのリース代とか、いろいろかかると。普通の道路よりは随分その維持費がかかるんだなと、こういうふうな思うわけですね。普通の下と違いましてJRの上を通っておるという関係から、いろいろな落下物があってもいかなですから、そういったものにお金がかかる。確かにこれは分かります。これは了解させていただきました。

それで、この道路に続く近鉄線の地下道がございますね。これについても、ちょっと昼間に行っても非常に不安が伴うような道路であって、ここも見た感じあまり通行者がいないように思われます。この道路、ちょっと久々に見に行ってみたら、中は落書きだらけですね。中には、公衆トイレの中に書いてあるような、ちょっと卑わいな内容のものもいっぱい書かれてあって、壁面のその落書きが、当然これは脚立か何かを持ってきて延々と時間をかけて描けないだろうなというような高さに落書きがあるわけです。こんなことをやっておってよく発覚しないなと思うんですけど、この地下道を造られた経緯というものを伺いしたいと思います。

○議長（大原 功君） 伊藤建設部長。

○建設部長（伊藤重行君） この地下道につきましては、国道155号の建設の際に、地元より国道155号に併設される側道につきまして近鉄線に新たに踏切を設け、平面交差で側道を建設してほしいという要望があったものの、新たな踏切設置は鉄道事業者との協議で断念せざるを得なくなりまして、結果、自転車、歩行者が通行できる地下道が建設されたものでございます。

○議長（大原 功君） 加藤明由議員。

○5番（加藤明由君） 近くの踏切も廃止されておりませんし、たしかあの地下道に両側に歩行者、自転車、バイクぐらいしか通れない踏切が2か所ありますけど、これは2か所とも廃止されておりませんので、何らかの理由があって造られたことは分かりますけど、新たに踏切を造るということは私も現状を聞いておってまず不可能だろうと思ったから、多分そういう意味で地下道になったと。ところがこれもあまり利用されておりませんし、もうちょっとそのせっかくお金かけて造ってしまったんだったら、もう少し通りやすい環境をつくってあげていただきたいな。ちょっとあれでは特に夜なんかも不安で通れないと思うんですね。こちらのほうはお願いとさせていただきます。

次に、公共用物管理について、条例について伺います。

弥富市の管理下にある財産の維持管理に係る問題点は改善されたのかと、こういう質問があります。

○議長（大原 功君） 加藤明由議員、今質問の途中ですけれども、12時になりましたので、ちょっと1時まで休憩させていただきます。いいですか。

○5番（加藤明由君） はい。分かりました。了解です。

○議長（大原 功君） じゃあ、ここで暫時休憩いたします。再開は午後1時といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時57分 休憩

午後1時00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大原 功君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

引き続き加藤明由議員、お願いします。

○5番（加藤明由君） それでは、続きまして公共用物管理条例についてをお伺いいたします。

弥富市の管理下にある財産の維持管理に係る問題点は改善されたのか。

この問題については、数年前に問題が起きました。今後、こういう問題が起きた場合にどのように対処するのか、過去の教訓を踏まえた改善策はできておるのか、お伺いいたします。

○議長（大原 功君） 伊藤建設部長。

○建設部長（伊藤重行君） 不法占用物に対しての対応といたしましては、弥富市公共用物管理条例や各種法令に基づき各課が適正に管理をしております。

また、過去の教訓を踏まえました改善策といたしましては、佐藤仁志議員の質問でも回答をさせていただきましたが、本市が管理する公共施設等への不法占用に対する対応といたしまして、物件調査調書等を作成し、人事異動があっても引継ぎされるように対応いたします。

○議長（大原 功君） 加藤明由議員。

○5番（加藤明由君） そのように、この行政財産というのは、条例により各担当課において管理されております。学校は教育課、道路は土木課、水路は下水道課、公園は都市整備課、ごみ集積場所は環境課、白鳥コミ、南部コミは生涯学習課と、このようになっておるわけですが、以前、三、四年前になると思いますけど、佐古木地内で用水路が改良してから数年で底が、下の面、底面ですね。ここのコンクリートがぼろぼろの状態になっていることが発覚した。年末の大掃除のときだったと思います。これはどのように対処されたのか、もう随分になるわけですが、これも同じく公共用物管理条例の水路だと思うんですが、一向に改善されていないように思いますけど、その後どういうふうにされたのかお伺いします。

○議長（大原 功君） 建設部長。

○建設部長（伊藤重行君） 令和元年12月に佐古木の市街地排水路のコンクリートが溶け出し、表面の地があらわになっているとの報告を受けまして、海部県民センター環境保全課におきましてH p の水質検査を実施していただきました。結果といたしましては、基準値を超えるような異常は見られませんでした。したがって、本市といたしましても市街地排水路のコンクリートの侵食の原因を特定するまでには至っておりません。

また、令和2年10月に現地を確認いたしました。特にコンクリートの侵食が進んでいるような状況は確認できませんでした。

今年度につきましても、秋以降の渇水期において現地確認及び水質調査を実施する予定でございます。

○議長（大原 功君） 加藤明由議員。

○5番（加藤明由君） この問題につきましては、そもそもその用水路が改良された、改良された原因というのは、近隣の工場の排水で傷んだから改良された。そうしたら、また数年たつたらまた同じようなことが起こった。

それで、この原因は私がずうっとここはもう見ておるわけですけど、原因者はもうほとんど特定されておると思っております。その排水路から、その排水が出てくるパイプから上流はもう何ともない。下流だけがそのような状況になっておる。ですから、またそういった原因を発生させるようなものを出すような業種は、そこ1件しかあり得ないわけですよ。

確かに今はそういう問題のある水が出てこないとしても、現実にもう破壊されたわけです。破壊されてコンクリートがぼろぼろ状態になっておる。見たところ、酸系の薬品を大量に流したのではないかと、こういうことが十分想定されます。

ですから、確かに思えば、その年は年末の大掃除のときですね。通常ですと、もう亀が軽トラックの荷台にいっぱいになるぐらい出てくるんです。ところが、確かにこの年はいなかったなあ。ですから、多分、かなり酸系の強いものが大量に一時的に流された。ですから、ほぼ特定されておると思うんですけど、これを放っておけば時効とかそういうのが完成して、結果的に公金で補修をしなければならぬことになるんですけど、こういったことをもう少しきばきというか。ですから、これはどうしてもいかなかったら、別に捜査機関へお願いして原因特定されればいいと思うんですけど、どうですか、その辺は。

○議長（大原 功君） 伊藤建設部長。

○建設部長（伊藤重行君） その件につきましては、先ほども申しましたように、また今年度渇水期、今の時期は水位が高くて水路は確認できませんので、渇水期におきまして現地確認を行いまして、昨年度の資料と見比べて侵食が大きく進んでいるようであれば、また水質検査等を実施していきたいと思っております。

○議長（大原 功君） 加藤明由議員。

○5番（加藤明由君） そういうことをやっておるうちに時効が来て、結果的にまた税金で補修をしなければならぬ時期が来ると思います。

ですから、先ほども申し上げましたように、既に起きたことを、原因者を特定することぐらい、極めて簡単なことだと思うんです。ですから、そのように原因者の特定をされることが一番優先すると思うんですけど、どうですか。

○議長（大原 功君） 建設部長。

○建設部長（伊藤重行君） 確かに、加藤議員がおっしゃるとおり、原因者が確実に特定できればというお話ですが、今のところ、昨年度の10月に検査したところも前回の状況からも侵食があまりなかったという報告を受けておりますので、また今年度確認してからの判断をさせていただきたいと思います。

○議長（大原 功君） 加藤明由議員。

○5番（加藤明由君） これ以上、今年こそはきちんとお願いがしたい。それで、もうどうしても駄目だったら直すべきものは修繕をお願いしたいと。この件については、これまでにいたします。

次について、この条例について伺いたします。

第2条に、定義として水路とあります。水路とは、これは何ですか。

○議長（大原 功君） 建設部長。

○建設部長（伊藤重行君） 弥富市公共用物管理条例の第2条第1項第2号の水路とは、河川法の適用、または準用を受けない水系のうち、市長が指定したもの以外の水路及び溝渠でございます。溝渠というのは、給排水のために土を掘ったような溝も含むということでございます。

○議長（大原 功君） 加藤明由議員。

○5番（加藤明由君） そうすると、一般に市内にたくさんある水路ですね。これは、公共用物管理条例における水路と考えてもよろしいということですね。

それと、あと堤塘ですね。ちょっとこれは難しい、堤防の「堤」。堤塘とは、これは何なんでしょうか。

○議長（大原 功君） 伊藤建設部長。

○建設部長（伊藤重行君） 水路等の公共用物となると思います。

また、堤塘というものは河川、または水路を伴わない堤防ということになっております。

○議長（大原 功君） 加藤明由議員。

○5番（加藤明由君） 何かちょっと素人には非常に分かりにくい説明だったんですけど、そうすると、一般にある水路はこの堤塘には当たらないということよろしいですか。

○議長（大原 功君） 伊藤建設部長。

○建設部長（伊藤重行君） 水路と堤塘は区別されるものだと考えております。

○議長（大原 功君） 加藤明由議員。

○5番（加藤明由君） はい、分かりました。

それでは、ずうっとあるわけですけど、当然ですけど、これは7条に使用料、使用者は使用料を納入しなければならない。この使用料の中に、区別してありますけど、堤塘敷ですね。



先ほど出た堤塘敷を借りると1平方メートル当たり1年につき180円で、その他の目的に使用する場合は、これは固定資産税評価額ですね。これに1,000分の64ですから、6.4%を掛けたものと、こうなるわけですね。

これで実際に料金を徴収したことってあるんですか。

○議長（大原 功君） 建設部長。

○建設部長（伊藤重行君） 申し訳ありません。その件については現在把握しておりませんので、また後日お調べて御報告させていただきます。

○議長（大原 功君） 加藤明由議員。

○5番（加藤明由君） 前回、ちょっと一般質問でこれはやったと思うんですけど、民法の704条で、これで算定した金額で5%で請求された事例があるんですが、この5%というのは別にこの703条、4条に書いていないんですけど、これは何で5%なのかお知らせください。

○議長（大原 功君） 建設部長。

○建設部長（伊藤重行君） 議員のおっしゃっている質問の前提が現在行っております訴訟に対するものであると思われますので、その辺については回答を控えさせていただきたいと思えます。

○議長（大原 功君） 加藤明由議員。

○5番（加藤明由君） いや、そうじゃなくて、もう既に終わった件の私は話だと思って出したんですけど、そういう疑いがかかるんでしたらいいです、はい。結構です。

これもまた多分同じようなことを言われるか分かりませんが、第19条過料。詐欺、その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料に処する。これは、前回市長の答弁で、これを取ったことはありませんという答弁をいただきました。この解釈でちょっとお伺いします。

以前はない。確かに、これは多分ないと思います。ないから取らないのか、取ったことが単にないんだよということか、どちらなんですかね、これは。

○議長（大原 功君） 伊藤建設部長。

○建設部長（伊藤重行君） 恐らくですが、ないから取っていないというその事例といたしまして、この19条に該当しないから取っていないという回答だったと記憶しております。

○議長（大原 功君） 加藤明由議員。

○5番（加藤明由君） 今まで取ったことがないから取らないとなってくると、これはもう永久に何事が起きても取らないことになっちゃいますので、そうではないと思いますよね。これはそういう事態が発生すれば、当然取ることを考えていただけないか。

それでは、次の質問に参ります。

県道弥富名古屋線の開通後の対応はということでお伺いします。

又八地内の県道弥富名古屋線の来年度、令和4年度の開通が確約されておると思っております。開通後の交通の流れがどのようになるのか、現状の交通の流れ方がどのように変化するのか、交通量の予測をどのように描いているのかお聞きいたします。

○議長（大原 功君） 伊藤建設部長。

○建設部長（伊藤重行君） 愛知県に確認いたしましたところ、設計交通量といたしましては平成17年の道路交通センサスに基づく令和12年交通量推計結果でありまして、1日当たり5,600台を用いているとのことをございました。

○議長（大原 功君） 加藤明由議員。

○5番（加藤明由君） 今の数字の5,600台、この道路を、新しく開通した道路を通るということでよろしいですか。

○議長（大原 功君） 伊藤建設部長。

○建設部長（伊藤重行君） はい、そのとおりに推計しておるということをございます。

○議長（大原 功君） 加藤明由議員。

○5番（加藤明由君） となりますと、この5,600台が県道愛西子宝線でしたかね。ここへ出てくるとこの5,600台がそこで止まっておるわけじゃありませんので、津島のほうを向いていくか、飛島のほうを向いていくか、これだけの5,600台が、車が増えるということになるんですかね。

それで、仮にこういう予測をされたとして、現状で接続される道路が別にすいておるわけじゃないんですけど、今後の交通安全対策をどのようにお考えかお聞きいたします。

○議長（大原 功君） 伊藤建設部長。

○建設部長（伊藤重行君） 愛知県に確認しましたところ、主な対策としては次の3つの項目があるとのことをございました。

1点目といたしましては、車道と歩道の上に歩車道境界ブロックを設置する。2点目といたしましては、交差点の巻き込み部にガードパイプを設置する。3点目といたしましては、交差点部に道路照明を設置する。愛知県からは、このような回答をいただいております。

また、本市としても、今後必要と思われる安全対策がございましたら積極的に要望してまいりたいと考えております。

○議長（大原 功君） 加藤明由議員。

○5番（加藤明由君） 多分、今のこの5,600という数字をお聞きしましたけど、多分、行き先がないですからこれだけ増えるとは思われないんですけど、いずれにしても先手を打って安全対策をやっていただければこれは大変ありがたいことだと思います。

それで、この弥富名古屋線開通後に、当然、特に中学校のほうの通学路の見直しが出ると

思うんですけど、こちらのほうの予定というのをお聞かせください。

○議長（大原 功君） 柴田教育部長。

○教育部長（柴田寿文君） 通学路の見直しについては、工事が進捗し、現地確認ができるようになった時期に、道路の線形や構造等を考慮し、学校内の生徒指導部会で検討することとしております。

○議長（大原 功君） 加藤明由議員。

○5番（加藤明由君） 現状でも、今の佐古木から白鳥小学校のほうへ県道沿いにかかなりの人数の子が朝、歩道を歩いていくわけです。その歩道が僅か2メートルほどしかありませんので、ここを2列に並んで歩かれますと、ほとんどほかの方がかなり遠慮をしなくちゃ歩けない。特に、自転車なんかはみんな車道を走るわけですね。車道を走るのが本当らしいんですけど、それにしてもかなり危険度の高い道路であるということです。ですから、この際に何とかその通学路の安全対策を今以上にお考えをいただきたいと思うんですが、どうですか。

○議長（大原 功君） 柴田教育部長。

○教育部長（柴田寿文君） 議員がおっしゃるように、最近では千葉県でも痛ましい事故が起こっております。そのようなことがないように、やはりまずはどのような形になるか、そういったものも見極めながら、そういう通学路、安全を、子供の安全を第一に考えて通学路の選定といいますか、そういったものを決めてまいりたいと思っております。

○議長（大原 功君） 加藤明由議員。

○5番（加藤明由君） はい、ありがとうございました。

多分、幾ら少子化になっても佐古木地区はどんどん建て売り住宅ができていますので、なかなか少子化で数が減るといことはあまり考えられませんので、今以上にその交通安全対策にしっかりと取り組んでいただきたいことを要望しまして、終わります。ありがとうございました。

○議長（大原 功君） 暫時休憩いたします。再開は午後1時30分といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時19分 休憩

午後1時30分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大原 功君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 8番 江崎貴大でございます。

通告に従いまして、一般質問をいたします。

1点目として、都市間連携について伺います。

昨年の一般質問で、国際交流について質問しました。その際に、市長より国内の他都市との交流について前向きな答弁がなされておりましたので、このたびは国内交流について質問をしたいと思っております。

都市間連携、交流と申しましても、様々な形態があると思います。災害時の連携、観光面における連携、また産業を生かした交流も全国にはあります。

まず初めに、弥富市の都市間連携の考え方についてお伺いします。

○議長（大原 功君） 横山総務部長。

○総務部長（横山和久君） 地場産業、防災、文化・教育、団体交流など、本市の特性や資源を生かし、幅広い分野で国内の自治体との交流活動をすることにより、地域の活性化や市民生活の向上に役立て、連携自治体とのお互いの強みを生かすことができる持続的な地域社会の発展や地域への課題の対応に活用するために、都市間連携を促進してまいりたいと考えております。

○議長（大原 功君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 都市間連携を促進していきたいとの答弁でありました。

弥富市の環境や社会情勢、災害に対する意識の向上により、災害時に関する連携が多くなってきているかと思いますが、現在の都市間連携はどのようなものになっているのでしょうか、お伺いします。

○議長（大原 功君） 総務部長。

○総務部長（横山和久君） 現在の都市間連携の状況ですが、木曾川の上・下流の団体間における交流として、令和元年に長野県木祖村との間で双方のイベント時にそれぞれが特産品ブースを出展するなどの交流を行っております。残念ながら、令和2年、3年につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大により中止としております。

また、平成29年に本市と富山県南砺市との全国民生委員児童委員連合会の活動を通じて交流が生まれ、交流研修会などが行われました。その際、弥富市からは江戸錦、桜錦などの金魚、南砺市からは巴松の苗木と五箇山和紙のタペストリーを互いに送り、交流を深めております。巴松は、本庁舎石碑の横に植えられております。

また、本市は金魚のまちですので、金魚の生産地として深く関わりのある奈良県大和郡山市、熊本県長洲町と、平成10年、平成28年に本市において金魚サミットを開催し、その後につきましても相互に市のPRや情報交換を行っております。

防災関係での連携といたしまして、平成23年3月11日の東日本大震災において、地形などが似ております千葉県浦安市が液状化の被害などを受けたことで被災地に学ぶことなど交流を行い、平成24年に当該市と災害時における相互応援に関する協定を締結。また、被災地への職員派遣をきっかけに、平成29年に宮城県東松島市と災害時における相互応援に関する協

定を締結し、台風、地震の際には相互の情報収集や状況確認をしております。

現状では、以上でございます。

○議長（大原 功君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 印象の強いものの一つが、今御答弁いただきました千葉県浦安市との災害時における相互応援に関する協定書の締結です。市内においても、森津地区や海老江地区で浦安の舞の伝統芸能を継承しており、なじみのある地域であります。

この浦安市との相互応援協定の経緯をお伺いいたします。

○議長（大原 功君） 横山総務部長。

○総務部長（横山和久君） 浦安市は、昔からある元町と、昭和39年以降に埋め立てられた中町、新町の3つの地区で構成されています。東日本大震災が発生した際の浦安市の地震の揺れは震度5強で、市内の85%が液状化となり、その被害のほとんどが埋立地である中町と新町地区でした。

本市は海拔ゼロメートル地帯が大きく広がり、埋立地も多く、全域が平坦な地形で、大型地震の際は液状化が懸念される地域であります。このように、浦安市とは共通点が大変多いことから、双方の市が交流を深めながら互いに協力して安全・安心なまちづくりを目指すことを目的に、弥富市から協定締結の提案をさせていただきました。これにより、平成24年9月27日付で、浦安市・弥富市災害時における相互応援に関する協定書の締結に至りました。

○議長（大原 功君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 震災当時、私も浦安市によく通っておりました。

液状化とは、道路、地面をこんなにもゆがめてしまうんだと、液状化ですっかり変わってしまったまちに驚愕したことを覚えております。

数年前には大規模防災訓練に先方からお越しいただいたり、職員間の連携を図っていたことかと存じます。浦安市との連携の現状はどのようになっているのでしょうか。

○議長（大原 功君） 総務部長。

○総務部長（横山和久君） 浦安市と本市は、平成24年に先ほど答弁しましたとおり、浦安市・弥富市災害時における相互応援に関する協定書を締結しました。

この協定は、いずれかの市の地域において大規模な災害が発生し、被災した市では十分に応急措置を実施することができない場合には相互に応援を行うものです。このため、協定締結後は双方の市が互いの地域の気象予報や災害情報等を適宜入手し、台風接近時の大雨、暴風、高潮など警報の発令があった場合や震度4以上の地震が発生した場合には、速やかに被災状況の有無を確認するため、随時連絡を取り合っております。

幸いにも、協定締結後、応援要請はございません。

○議長（大原 功君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 我々からしたら、過去から学ぶ貴重な経験をしたのが浦安市だと思います。

災害時の相互応援に関する協定書の枠組みではそのような内容の取組となりますが、せっかくのつながりがありますので、教えていただけるものは教えていただき、防災や政策、まちづくりの参考にさせていただけたらと思っています。

個人的には、中学校の修学旅行で平時には浦安市に行くことが多いと思うので、その際に某テーマパークの防災訓練を体験させてもらうことができたらいいなとかいう空想を抱くのですが、受け入れてもらうのが困難だと思いますので、この辺りで次の質問に移らせていただきます。

国内の交流でもう一つ印象にあるもので、平成28年に開催された弥富金魚サミットがあります。

全国有数の金魚産地である奈良県大和郡山市や熊本県長洲町より、首長をはじめ、関係者の方々にお越しいたいただき、意見交換をなされていました。金魚サミット開催の経緯をお伺いします。

○議長（大原 功君） 浅野商工観光課長。

○商工観光課長（浅野克教君） 御答弁いたします。

金魚サミット開催の経緯につきましては、今から約25年前、まちおこしの事業の一環として平成8年、9年、10年の3か年にわたり、連続で大和郡山市、長洲町、当時の弥富町の順で開催されました。

当時の弥富町では、平成10年10月10日に開催後、大和郡山市が予算の都合により連続での開催には至りませんでした。時を経て、平成26年に大和郡山市で第4回目を、その後、平成28年に弥富市が市政10周年記念事業として第5回目を、平成30年に長洲町で第6回目を開催して以降は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、現在のところ第7回目は開催しておりません。以上です。

○議長（大原 功君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） その金魚サミットの中では、金魚振興に向けて連携・協力していくことが確認されていたことと存じます。

金魚サミットでの交流のその後や今後についてお伺いいたします。

○議長（大原 功君） 伊藤市民生活部長。

○市民生活部長（伊藤仁史君） 各市町にとって2回目となる平成26年度以降の金魚業界を取り巻く環境は大きく変化を見せ始め、今ではよく耳にするアクアリウムという名称が定着し始めたのもこの頃でありました。さらに、熱帯魚やメダカや金魚などの飼育という観賞への興味や意識が高まり、マスコミにも大きく取り上げられるようになったのもこの頃でありま

す。

その一方、年々生産者の減少という課題に直面し、直近では新型コロナウイルス感染症の影響でお祭りなどのイベントの中止が相次ぎ、苦境に立たされている状況があります。

昨年は、金魚の産地同士、生産者に対し、支援策について情報共有を図っております。さらに、昨年実施した金魚拡散大作戦では、大和郡山のふるさとガイドボランティアの方が現地視察に訪れるなど、交流にも取り組んでいます。

今後につきましては、コロナ禍における支援策、ウイズコロナとしての金魚振興策、終息後の新たな課題に対する取組といったフェーズにおいて、これまで同様、情報の共有・交換を図っていく必要性を感じております。

○議長（大原 功君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 何もないところから都市間連携をつくり上げていくことは、困難なことだと思います。国際交流の質問の際にも申しましたが、きっかけをつかみに行くような働きかけをしなければならないと思います。

例えば、国内には銀河連邦という自治体交流組織がございます。北は北海道から南は鹿児島まで、7つの自治体が宇宙航空研究開発機構JAXAの研究所が置かれているという共通項を基に集った交流組織です。意見交換やパネルディスカッションの開催から始まり、子供の交流、災害時協力対策の構築まで発展していっています。

金魚を生かした交流は、先輩方の御尽力により連綿と続いてきております。先ほどの浦安市との相互応援協定の後押しになったかどうか分かりませんが、浦安市も金魚との関わりの深い場所でもあるそうです。金魚での連携を災害時の協力体制に結びつけられないのかということも含めて、都市間連携の今後について市長に伺います。

○議長（大原 功君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 金魚サミット以来、交流のある奈良県大和郡山市、熊本県長洲町については、本市から見ると、現在、協定を締結しております浦安市、東松島市とは逆の西日本エリアであり、双方それぞれが離れた場所に位置するため、本市に大規模災害が発生した場合も同時に被災する可能性が低く、災害時における相互応援をすることは大変適していると考えられます。

今後、現在の両市町との金魚交流をきっかけに、災害時における相互応援に関する協定が実現できるよう当該市町に相談し、併せて本市が交流を続けております自治体におきましても検討してまいります。

やはり議員が言われますように、何もないところから都市間連携をつくり上げることは難しいと考えられますので、現在、本市と関係性がある分野の都市間連携を進めながら、本市の特性や資源を生かし、幅広い分野で国内の自治体との交流活動をし、都市間連携をつなげ

てまいりたいと考えます。以上でございます。

○議長（大原 功君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 新しく刷新される観光協会のほうにも大きな役割を担っていただき、国内交流も盛り上げていただきたいと思います。

続きまして2点目、自転車の交通安全について質問をいたします。

先日、弥富市内でも自転車に絡む大きな事故がございました。

まずは、自転車事故の現状をお伺いいたします。

○議長（大原 功君） 伊藤市民生活部長。

○市民生活部長（伊藤仁史君） 過去3年間の自転車が絡む負傷者数を蟹江警察署に確認しましたところ、2018年が42名、2019年が39名、2020年が44名となっております。

○議長（大原 功君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） なかなか減っていかないのが現状だと思います。

今回の事故は被害者側が自転車の運転者ではございましたが、自転車側が加害者側になる事故もあります。多額の賠償金を支払わなければならないケースも現にあるようです。自転車保険の加入状況はどのようになっているのでしょうか。

○議長（大原 功君） 伊藤市民生活部長。

○市民生活部長（伊藤仁史君） 愛知県内の18歳以上の男女1,442名から回答をいただきました愛知県県政世論調査2019によりますと、36.7%となっております。

また、本市の学校教育課による調査では、市内の中学生の加入率は86%となっております。

○議長（大原 功君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 市内では全体のものは分かりませんが、愛知県では36.7%とのことでした。

愛知県では、自転車に係る交通事故を防止するため、自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例を2021年3月に制定し、2021年10月から自転車損害賠償責任保険等への加入が義務づけられることを規定されました。周知方法とその助成の考えをお伺いいたします。

○議長（大原 功君） 伊藤市民生活部長。

○市民生活部長（伊藤仁史君） 周知方法としましては、10月号広報と市のホームページへの掲載をさせていただき、愛知県が作成したチラシを小・中学校へは教育委員会を通じて配布し、市内の高校へはチラシを持参し、周知を図る予定であります。

また、保険に対する助成につきましては、愛知県下では実施している市町村は若干ございますが、現在のところ市としましては行う考えはございません。

誰しものが加害者・被害者になる可能性はありますので、被害者救済の確保と加害者の経済的負担の軽減の観点から、各御家庭での保険の加入につきまして御理解をお願いいたします。



○議長（大原 功君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） これまでも、平成30年に佐藤高清議員が質問するなど、様々な議員が自転車保険について、また助成に対する検討をするようにお話しされていると承知しております。

今回、加入義務化となりますので、自転車保険の加入率向上に向け取り組んでいただきたいと思います。

また、今年度から新たに自転車乗車用ヘルメット購入費を補助する制度が始まりました。予算の際にも説明されたとおりかと思えます。市民が自らの命を守る行動への一助となればと思えます。

ヘルメット着用率の現状はどのようになっているのかお伺いいたします。

○議長（大原 功君） 市民生活部長。

○市民生活部長（伊藤仁史君） 愛知県県政世論調査2019によりますと、65歳以上が8.7%、全国調査であります自転車ヘルメット委員会の調査によりますと、小学生は61.3%、中高生が18.8%の着用率となっております。

○議長（大原 功君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） ヘルメット購入補助金の執行状況は、少し前の資料ですが、6月末での集計結果ですと、弥富市での申請件数は4件で2.5%、県では4,937件で9.7%となっております。夏休みを経てもっと申請件数が増えていると思いますが、ヘルメット着用の推奨はまだ課題が多いと感じております。

昨年から、コロナにおいて市民、事業者の方々には大変な御苦勞が強いられていると存じます。そこに対する支援策がそれぞれ用意されており、国や県ではオンラインでの申請も行われていました。

このヘルメットの助成制度の申請に関わらず、オンライン申請への考えや動きについてお伺いいたします。

○議長（大原 功君） 横山総務部長。

○総務部長（横山和久君） 本市では、現在、住民票の写しの交付の請求をはじめ、32の手続について電子申請・届出ができます。しかし、添付書類が必要な手続や対面で聞き取りをする必要がある手続など、まだオンラインで申請していただける環境を構築できていない手続が数多く存在しています。

新型コロナウイルス感染症対策としてオンライン申請は有効であると考えますので、可能な手続から順にオンライン化を進めてまいります。

○議長（大原 功君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 6月定例会でも述べさせていただきましたが、デジタル化は今後ますます

ます進んでいきます。

感染症対策の観点のみならず、利便性の向上を図る上でもオンライン申請を進めていただきますようお願い申し上げます、私の一般質問を終わります。

○議長（大原 功君） 暫時休憩し、再開は午後2時といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時51分 休憩

午後2時00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大原 功君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、堀岡議員。

○4番（堀岡敏喜君） 4番 堀岡でございます。

それでは、通告に従い、質問をいたします。

今回は、コロナ禍における防災・減災について伺ってまいります。

先月8月には、停滞する前線の影響により西日本を中心に各地で大雨による甚大な被害が発生をしております。

8月18日時点での消防庁の災害対策本部の発表によりますと、死者・行方不明者は全国で10人に上り、13人が重軽傷を負いました。家屋の半壊や浸水などの被害も4,326棟に達しております。緊急安全確保、または避難指示の発令は、約122万世帯、264万人に上っております。被害に遭われた方々には心よりお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い生活再建を祈っております。

今回、特に脅威なのは雨量の多さであります。

数十年に一度の大雨となるおそれが大きいときに発表をされる大雨特別警報は、佐賀、長崎、福岡、広島の出されております。このうち、長崎県雲仙岳や佐賀県嬉野市では総雨量が1,000ミリを超えたほか、72時間雨量などが観測史上最多となる地点も相次いでおります。1週間で半年分の降水量を記録したところもございます。

出水期にある日本列島は、今後も秋にかけて記録的な大雨に見舞われるおそれがあります。命を守るための備えを怠らないようにしなければなりません。まずは、地域の危険度をハザードマップ等で確認するとともに、最寄りの避難場所や、そこに至る経路などを調べておくことが重要であります。

大雨が予想される場合、自治体が避難指示を出す目安とする各種警報などの防災情報をテレビやネットなどで確認をし、早めの避難を心がけておくべきと考えます。

自治体に求められるのは、的確な情報発信であります。この点、地域に応じた気象災害予測などを行う気象防災アドバイザーの活用なども進めていくべきと考えます。

9月は防災月間であります。

日本各地で毎年のように発生する自然災害、また本格的な台風シーズンを迎えるに当たり、コロナ禍における防災・減災について市民と共有すべく、以下伺ってまいります。

最初の質問ですが、昨日の一般質問の市側の答弁とちょっと重なるんですけども、近年の大規模な災害において、避難情報が分かりにくく、避難が遅れたことによる被災等の事例を踏まえ、災害時における円滑かつ迅速な避難の確保、災害対策の実施体制の強化を目的に、災害対策基本法等の一部改正をする法律が本年5月に施行されております。市民との共有、確認のために主な内容を伺います。

○議長（大原 功君） 横山総務部長。

○総務部長（横山和久君） 本年5月20日に災害対策基本法の一部が改正されました。

避難情報の警戒レベルは、従来と同様に5つに分かれております。この5つの警戒レベルの中で自治体が発令する警戒レベルは、レベル3の高齢者等避難、レベル4の避難指示、レベル5の緊急安全確保です。この中の最も大きな変更点は、警戒レベル4の避難指示です。

法改正前の警戒レベル4の中には避難勧告と避難指示の2種類がありましたが、法改正後は避難勧告が廃止され、避難指示に統一されました。このように避難指示に統一されたことにより、避難の勧告と指示の紛らわしさがなくなったため、大変分かりやすくなりました。市民の皆様は警戒レベル5の緊急安全確保の発令を待たずに、必ず警戒レベル4の避難指示までに危険な場所から全員避難しなくてはなりません。

以上、5つの警戒レベルの詳細内容につきましては、広報7月号と9月号、また市のホームページに掲載しております。

○議長（大原 功君） 堀岡議員。

○4番（堀岡敏喜君） 今、部長のほうから答弁の中で、一番大きな変更点といいますと、勧告と指示が一つになって指示となったと。それで、警戒レベル3の段階では、要は高齢者避難、準備避難ですね。

あとは、一番肝腎なのは、弥富市でいうところの肝腎なところは、いつそれを発令するのか。市民はそれを待って避難する人もいらっしゃいます。ですから、これは以前から、特に雨等の場合はなかなか緊急で外へ逃げられない方もいらっしゃるの、なるだけ早い段階で市民にお伝えする。以下の質問は、その市民が判断する内容について、もう一度きちっと確認をしてまいりたいと思います。

防災・減災を目的とするその対象は、本来であれば地震や津波、台風、風水害といった主に自然災害に対してであります。今回は喫緊の問題として、台風、風水害に偏った内容で伺ってまいります。

最近では気象予測の精度も上がり、何時頃にどのくらいの雨が降るのか、ある程度の範囲

ではありますが、予測がつきます。しかし、気象報道などの専門用語の認識が不十分であれば、予測を見誤ることもあります。例えば、総雨量という言葉で、東海地方の総雨量は150ミリから200ミリの場合、予測としての総雨量の時間の範囲は降り始めから降り終わりまでとなり、その時間の範囲が短ければとてつもない雨量となってしまいます。

自然の力では一滴の水も海に流れ出ない弥富市において、排水機的能力を超える雨が降れば浸水・冠水の危険度が増します。また、雨は弥富だけで降るわけではなく、市内を流れる河川の上流、中流域での雨量も関係をしてしまし、8月14日に発表された洪水警報のように潮の干満にも関係をしてまいります。

これまでも何度か一般質問でお聞きをしておりますが、確認のために再度お聞きします。

弥富市民が警戒すべき気象情報、予想雨量について伺います。

○議長（大原 功君） 横山総務部長。

○総務部長（横山和久君） 市民の皆様には、気象庁が発表する気象情報で、台風が東海地方に接近することが確実になったとき、または大雨、暴風、洪水、高潮などの警報が1つ以上、尾張西部・愛知県西部地方、または全域で発表された場合は特に警戒が必要です。

しかし、最近では異常気象に伴う大雨で、日本各地で災害が発生しています。このため、台風でなくても日頃から気象情報には注視しておくことが大変重要であります。

特に、普通の雨でも長時間にわたり降り続けると、市内で内水氾濫が発生して地域一帯が冠水する恐れがあります。

市内の基幹的な排水機場は、農地や農業用施設、公共施設等に湛水被害が発生しないように、国が定めた排水基準に基づき、20年に1回の確率で発生する3日連続雨量336ミリを計画基準降雨としてポンプの排水能力が決定されております。この計画基準降雨を超えると冠水・浸水が発生する危険性があると考えておりますが、地域の農地や宅地の面積割合や、排水路の整備状況によっても異なりますので、本市として警戒する降水量の目安は1時間当たり40ミリ、そして1日当たり150ミリを超えると大変危険であると考えております。

また、本市で降る雨の量が少ない場合でも河川の上流部で大量の雨が降れば下流部にある本市が氾濫するおそれがありますので、河川の氾濫警戒情報も把握することが重要であります。

○議長（大原 功君） 堀岡議員。

○4番（堀岡敏喜君） そうですね。1時間雨量で40ミリで総雨量で150ミリが降れば、これは相当な雨ですよ。もう本当にバケツをひっくり返すような雨が1時間続くともうアウトみたいな感じだと思うんですが、あとは、今、部長のほうからも重ねてありましたけれども、川のね。これは弥富市のホームページでも河川の水位というのがリンクを貼られていますよね。中部地方整備局かな、木曾川、また日光川とかの。この辺りの、特にそういう気象の予

報が出ていて市民が警戒すべきときというのは、あそこに貼りっ放しですけど、それこそ災害ツイッターを使って前面に出して市民の皆さんが見られるようにしてあげることが大事かなど。後でまたこれは言いますけどね。

それでは、続けて質問を続けます。

ここで注意をしなければならないのは、今、数字等が出ましたけれども、数字や統計はあくまでも目安であり、予測はあくまでも予測であるということであります。

例えば、津波を伴う海溝型地震が発生した場合、津波到達は何時間後という情報があったとしてもそれには何の保証もないわけで、直ちに最適な避難行動を取らなければなりません。防災用語で言うところのアンカリングというやつですね。予測や想定にとらわれることなく、最悪を想定して最善を尽くすことを市民の皆様と共有をしたいと思います。

さて、それでも目安となる気象予測などの情報が精度の高いものであればあるほど、打つべき手段がより明確になってまいります。

冒頭に申し上げました気象防災アドバイザーの登用について考えたいと思います。

この気象防災アドバイザーは、気象台OB・OG等に国土交通省から委嘱をした者であり、平常時は防災気象情報の読み解き方法等について、自治体職員や住民、学校等で継続的に解説をするとともに、災害発生が見込まれる際には地方公共団体の災害対策本部等に駐在をし、幹部職員を含む防災業務を担う職員に対して地域の特性を踏まえた気象解説を実施するなど、気象台とは異なり、地方公共団体側のスタッフとして防災業務を直接支援いたします。

自然災害が激甚・頻発化をする中、気象専門家の役割はますます重要になっていることから、国は、本年、さらに人材の増員と養成に力を入れております。

地域に応じた気象災害予測や的確な情報発信を行うために、気象防災アドバイザーの活用を進めるべきと考えますが、市の見解を伺います。

○議長（大原 功君） 総務部長。

○総務部長（横山和久君） 気象防災アドバイザーは、市町村が防災対策として、気象庁のみならず民間の気象事業者や気象予報士に対し積極的に協力を求めるもので、主な業務としましては、平常時は地域防災計画や防災マニュアル等の作成、防災訓練の協力、職員を対象とした気象解説や防災気象情報に関する講習会、また地域住民等を対象とした防災教育活動などがあります。

逆に、大雨などが顕著な気象時は、大雨が見込まれる以前の段階から気象状況の監視、また気象状況の変化や気象台が発表する各種気象情報について地域に特化した解説等を実施し、首長の避難指示等の判断の根拠となる材料の提供を行うものと理解しております。

しかし、本市は平成26年度より防災対策強化のために自衛隊のOBを防災専門員として常勤で雇用し、現在に至ります。

この職員は、防災知識はもちろんですが、気象に関する知識にもたけており、名古屋气象台とも適宜連絡を取って詳細情報を入手しながら、気象防災アドバイザーの役割を担っております。このため、本市は気象防災アドバイザーとして新たに委託や雇用等は考えておりません。

○議長（大原 功君） 堀岡議員。

○4番（堀岡敏喜君） 自衛隊のOBの方が私の地元の防災会でも講演等で大変お世話になっております。

でも、もう26年から長きにわたり入っていらっしゃいますので、あとそのOBの方が例えば何かアドバイスをするとき、かなり皆さん仲よくなっていると思いますので、言葉にしても遠慮があったりしてはいけませんので、やっぱりその気象防災アドバイザーという役割、立場というか、そのOBとしての、アドバイザーとしての立場を明確にさせていただいて、より一層いい発信をしていただくよう、今後またよろしく願いをいたします。

続けて質問いたします。

コロナ禍ではありますが、台風の接近や集中豪雨が予測をされ、命の危険を回避する行動、いわゆる避難行動を起こさなければならないとき、感染へのリスクの懸念から避難行動をちゅうちょすることがあってはなりません。また、事前の情報を得て、雨風が強くない安全なうちに避難行動を行うことが重要です。

市は、近隣自治体と共に広域避難プロジェクト等にも参加をし、伊勢湾台風を教訓に減災に努めようとしております。確認ですが、市民の安全のために市が提唱する避難の在り方について伺います。

○議長（大原 功君） 総務部長。

○総務部長（横山和久君） 市が提唱する避難の在り方ですが、避難とは災難を避けることが目的であるため、避難方法は決して一つではありません。

例えば、大型地震による浸水被害は河川堤防が地盤沈下したことによる浸水、また津波到達による浸水が考えられます。この場合、発災から浸水までの時間が短時間であるため、一時的に命を守るために指定された緊急時避難場所へ逃げるか、または頑丈な建物の2階以上や近隣の高い建物へ垂直避難し、その後、救助を待つ避難方法がよいです。

しかし、台風などの大雨洪水による浸水被害は、気象予報などにより事前に災害発生の可能性を予測することができます。この場合の避難先は、指定された避難所や緊急時避難場所だけではなく、災害の危険のない親戚や友人・知人の家、また車中やホテルなど、広域的な観点で自分に合った安全な場所を事前に決めておき、避難することが大変重要です。つまり、本市は海拔ゼロメートル地帯であり、大規模な水害に見舞われると場所によっては2週間以上にわたり水が引かないことが予想されます。このため、自宅へ戻ることはおろか、逃げた

先の避難所自体が生活できない状態になる可能性も否定できません。そういった意味でも、市民の皆様には災害の危険のない場所へ逃げる広域的な避難行動を取っていただきたいと考えております。

○議長（大原 功君） 堀岡議員。

○4番（堀岡敏喜君） まさにそのとおりでありまして、とっさの、例えば地震による堤防の決壊であるとか、すぐそこに危険が迫っているというのであれば、部長のおっしゃるように、一時避難所、避難場所。垂直避難ですね、お水が来た場合。そういう命の危険を回避しなければならぬけれども、予測される場合、あとはもうここは本当に市長の度胸一つで、要は空振りを恐れず市民の安全を守るという意味で、しっかりその指示、また警戒レベル3の発令をちゅうちょなくやっていただきたい。

また、市民においてはふだんから、今部長もおっしゃいましたけれども、頼れる知人等の、生活を発災後から続けられないとかんわけですから、復興は復興として自治体の役目でもありますけれども、生活を続けていかないといかんことから、各自でできればその生活を続けていける環境をつくっておくということも非常に大事。それができない人は、もう遠慮なく避難所に来ていただく。そういう自分の、何かあったときにこう行動するんだということをあらかじめ決めておくのが各個人でございます。その考え方を今後、後の質問ではその啓発をどうしていくのかということにつながってまいります。

じゃあ、続けて質問をいたします。

事前の段階ではライフラインも生きており、テレビやネットなどから情報を得ることは容易であります。しかし、発災時、発災後にライフラインが途絶えてしまった場合、その手では限定をされてしまいます。

これも確認のために質問いたしますが、市民が防災情報を得るために、その手段について現状を伺います。

○議長（大原 功君） 横山総務部長。

○総務部長（横山和久君） 防災情報を得るための手段としては、テレビ、ラジオ、エリアメールはもちろんのこと、市が発信する防災行政無線、市ホームページ、広報車両による避難広報があります。

また、事前登録が必要となりますが、携帯電話やパソコン等を利用した弥富市安全・防災メールや防災情報ツイッター、ヤフー防災速報アプリなどを利用していただき、防災情報を入手することができます。

なお、令和2年9月1日より弥富市安全・防災メールの受信ができない方を対象に、自動で固定電話の音声、またはファクスで防災情報が受信できるよう契約締結し、現在運用しております。参考までに、登録件数は8月末現在でメール受信登録が4,988件、電話受信登録

が653件、ファクス受信登録が31件です。

また、ライフラインが途絶えた場合でも、防災行政無線は非常用バッテリーにより72時間程度稼働しますので、市民の皆様は防災情報を入手することができます。

○議長（大原 功君） 堀岡議員。

○4番（堀岡敏喜君） 同報無線も72時間、約3日間ですね。4日後からは、そのときライフラインが復旧していなければ、得る情報としてはもう本当に手持ちのネットしかないわけですよ。ですから、ふだんからどうやって、そうなった場合にどうするのかということ各自は考えておかなければならないということですね。

それで、前もこれは何回も質問のときに言っているんですけど、市の災害ツイッターってありますよね。あれの使い方がいま僕は本当に納得がいなくて、せっかくあるのになかなかその利用をされていない。その都度、質問の中での違う答弁としては、緊急時のツイッターなんだということをおっしゃるんですけど、ツイッターという特性からしてフォロー数が伸びていなければ絶対広まらないんですよ、正直なところ。

以前に、その避難勧告、今はもうないですけど、自主避難のための避難所開設なんか、このときになったら災害ツイッターを発送するんですけど、何せフォロー数が少ないから広がらないんですよ。どれだけの人が見ているのかなということ。

今、その市のツイッターでさえ、どうでしょう、もう二千、三千ぐらいおるのかな、フォロー数が。要はリプライ、リツイート、そんな形で広がっていくんですけど、本来、その災害情報、今回も7月号と9月号に、僕も9月号の広報を確認させてもらいまして、ちょうど今回の質問である災害対策基本法の改正の記事が載っておりました。

それで、ちゃんと見た人やったら分かるんですけど、もう本当に防災というのは生活と密着している部分ですよ。ある意味、その災害時に生き残るか生き残れへんかというのは、発災時に今まで自分が蓄えてきた知識とか想定とかいうものが十分であれば、やっぱり生き残る可能性も高いわけですよ。だから、本当やったら災害ツイッターでやるべきことというのは、1月、冬場でしたら、例えば火の元を使うことが多いから、空気が乾燥したら火の元に気をつけましょうとか、火事が起きたらこうする、ああするとか、書くことはいっぱいあるわけですよ。春先になったらまた雪が降ることもありますよね。それで、6月になったら梅雨どきになりますから、最近は本当に集中豪雨、ゲリラ豪雨ということも多いですから、そういうことも多い。だから、出す情報はたくさんあります。

ないときは後でまた言いますが、備蓄の仕方であるとか、どうしても市が完全にその市民の分を全員備蓄するということは不可能ですから、各自でできる範囲でやっぺいこう。生活の中でそれを生かせる方法もありますよね。流せる情報はたくさんあると思うんですけど、せっかく媒体があるわけですから、その有効な活用の仕方を今後は考えて、これは要望し



ておきますので、ぜひお願いいたします。

今回のコロナ禍におきましては、市民生活に大きな影響が出ております。

地方自治の最前線であり、互助・共助の担い手である自治会やコミュニティーにも活動に制限がかかり、機能不全に陥っております。

人との接触に制限がある中、さらには3密を回避するため、集会も開けません。コロナ禍で自治会活動の制約がかかる中ではありますが、工夫を凝らし、特筆すべき自主防災会などの活動があれば、御紹介できるような活動があれば御紹介をいただきたいと思います。

○議長（大原 功君） 横山総務部長。

○総務部長（横山和久君） 本市が把握している限りでは、例年より参加人数を制限した形で防災訓練を実施した自主防災会は少数ありましたが、工夫を凝らし、特筆した活動をされた自主防災会はございません。

こうした中、本市は令和2年度末に避難所運営についてのDVDを作成し、今年度4月に各自主防災会に配布させていただきました。自主防災会には地域の集会等で視聴していただくよう依頼しましたが、コロナ禍により各自主防災会もなかなか人を集められないという御意見が複数ありましたので、この避難所運営のDVDをユーチューブ版に編集し直し、広く多数の方が視聴できるよう対応をいたしました。

また、この避難所運営のユーチューブ版は、今後は市の広報やホームページ等において市民の皆様に視聴していただくよう啓発してまいります。

○議長（大原 功君） 堀岡議員。

○4番（堀岡敏喜君） それはいいことだと思います。

それで、なかなか本当に自治会の制限がかかっている中での、今のこの感染災害ですよ、ある意味。本当は、本来であれば防災というカテゴリーで言えば、この感染症も入っちゃうんですよ。だから、本来であればそういったことに対する対応をする自治会、自主防災会ということも今後は考えていかなきゃならないという課題を今与えられているのではないかなと思います。そういう一助になれば、そのユーチューブなり、その動画DVDとかでやっていただければいいかなと思います。

また、これはちょっと全く余談ですけども、ユーチューブをせっかく出すのであれば、今、一番ユーチューブを見ているのは子供さんです。子供さんが多いんですよ。ですので、別に面白おかしくしろとは言いませんけれども、分かりやすい言葉で。きんちゃん防災でもいいじゃないですか。市のツイッターも、フォロー数が伸びたのはきんちゃんのつぶやきからですよ、若手職員がやっていた。だから、きんちゃん家の防災でもいいですよ、これは仮称ですけどね。そういった形で本当に老若男女、また特に子供さん自身にインフルエンサーになってもらって、釜石の奇跡でもそうですけど、実質、大人を引っ張ったのは中高生で

あつたり、小・中学生だつたりします。ですので、その危険を知るといふのは、防災は、その災害といふのはもう本当に赤ちゃんからおじいちゃんまで、みんな容赦なく襲うわけですよ。皆さんがそれぞれ自身、自分の命を守らないといかんわけなんで、情報としてはね。一番よくないのは、誰かに委ねる、誰かに依存をする、これが一番危険なことです。後にも言いますけれども、そういうことをしっかり啓発できる動画配信なり、また期待をしたいと思ひます。

コロナ禍であっても、自然は容赦なく、日本各地で災害が発生をしております。

防災の基本は、先ほども言ひましたけれども、言わずと知れた自助であります。自分の命は自分で守るといふ意識と行動への啓発は、事前防災における公助の一つであると思ひます。出してもらつていいですか。

今画面に出ています、これは志木市。埼玉県でしたかね、志木市。上のほうに、コロナ禍の防災・減災とあります。これ、載っていることは市の広報の画像と似ていますけれども、これは三、四枚の一応冊子になっています。これは基本的な雨の場合、風水害の場合、地震の場合、津波の場合、考えなければならない一つの問題提起としてまとめられている冊子です。

これに近いものは、市のホームページにももちろん載っています。みそは、コロナ禍の防災・減災。コロナ禍と書いているだけで、皆さん見ます。大事なことで、今、ホームページでもコロナ禍特設のページがございます。それで、前回の質問の中では、相談支援のことも早速載せていただひています。コロナに関連するのやったらどうしてもやっぱり載せておくべきだと思ひます。これにつながるように。

それで、詳しいことを知りたい場合は、それこそリンク先で皆さんが勝手に調べていかれますから、最初はやっぱり意識をするといふことが大事だと思ひますので。これはあくまでも、これと同じものをつくれと言っているんじゃないですよ。これも一つの志木市さん、これ以外にもいろいろあります。自治体はたくさんやっつていらっしやいます、コロナ禍の防災といふことでいろいろと発信もされています。コロナ禍だから特別なんですよ、ある意味。先ほども言ひました自主防災会等、自治会等で、皆さん年に1回コミュニティーなり、自治会で防災訓練等があつて、全員が出ているわけじゃないですけれども、意識する機会といふのは必ずあつたわけですけれども、なかなかないわけですよ。なかなかない中で、今、非常事態の中でやっぱりその自助啓発するといふのは、これは公助の役割だろうと。

私、ふだんであれば、自主防災会の啓発こそ、また自助の啓発こそ公助の役割であると、あとは防災インフラのものであるとかね、そういったものの拡充も自治体の仕事であると思ひますけど、地域住民の自主自立を阻むような、依存を高めるようなそのものといふのはかえつてよくない、逆によくない。だけれども、今は非常時なので、流す情報としてはこう

いった志木市さんの一つの例を取っても流されるといいです。コロナ禍というと、やっぱり皆さん見ますよ。ぜひ、またそれはそれで考えてください。

弥富市でも、先ほども部長の答弁からもありましたけれども、広報等で特集を組んでいただいております。しっかりと冊子として残せることが重要です。今後は、コロナの影響もあって在宅避難の方も多いと予想されますから、ローリングストックですね、その備蓄なんかを生活の中で生かしていくローリングストックなどの備蓄方法も加えてもよいのではないのでしょうか。

また、日頃からの御近隣への声かけや挨拶を通した安否確認の仕方等も掲載をすれば、要支援者への対応にもつながります。今後、アフターコロナへの自治会や自主防災会の活動の一助にもなります。

こういった冊子の配布を一例に、コロナ禍における防災・減災について、自助啓発とともに市民と共有をするためにあらゆる手段を用いて情報発信をすべきと考えますが、市の見解を伺います。

○議長（大原 功君） 総務部長。

○総務部長（横山和久君） 御指摘のとおり、現在コロナ禍で思うように対面での啓発活動が行えない状況であります。

こうした中、本市は今年度も防災関連の啓発として市のホームページの掲載はもちろんのこと、紙面では7月から9月にかけて広報や回覧を利用した啓発を実施しております。

また、そのほかには、防災行政無線を悪天候などにより聞き逃した場合に、直近で放送した音声内容を固定電話や携帯電話で確認できる専用ダイヤルを記載したシールを作成し、このシールを各御家庭の自宅の壁に貼って活用していただくために全戸配付させていただきました。今後しばらくは対面での啓発活動が行えない状況が続くと思われまますので、先ほど御指摘のありました各種防災啓発については、今後も引き続き市のホームページや広報等を活用し啓発してまいります。

なお、防災関連の冊子の作成については、今後配布予定のハザードマップの紙面の中に盛り込んでいきたいと考えておりますので、新たに別で冊子を作成することは考えておりません。

○議長（大原 功君） 堀岡議員。

○4番（堀岡敏喜君） 新たに別に作る必要もありませんよね。今回、今度刷新をされるハザードマップに盛り込んでいただけるということですね。

そのハザードマップですけども、いつ頃市民に届くものなんですか。

○議長（大原 功君） 横山総務部長。

○総務部長（横山和久君） 直近で配付します洪水ハザードマップ、こちらにつきましては、

9月中旬に全戸配付をする予定でございます。

○議長（大原 功君） 堀岡議員。

○4番（堀岡敏喜君） ぜひその中に折り込めるのであれば折り込んでいただく、折り込んでいただけるということなので、しっかり市民に伝わるように、せっかくそのハザードマップ、いつもでしたら意識がないからそのままごみになるか、新聞と一緒に積まれていっちゃうわけですよ。そうならんように、コロナ禍の防災・減災はみんなで考えましょと、自治会の中では皆さんにお伝えすることができないから、ぜひ一読くださいと赤字でぴゅっと入れるぐらいだけでも全然違うと思いますよ。その辺は市長がまたユーチューブで発信してくれると思いますから心配はしていませんけれども。

それでは、最後に今回はそのコロナ禍における防災・減災、本当に風水害という本当に狭い範囲ですけれども、喫緊の問題がありましたのでそれに偏った質問をしましたけれども、市長のほうから総括と市民に対するメッセージ等がありましたらお願いします。

○議長（大原 功君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 最近、異常気象によります災害が日本各地で発生しており、本市におきましてもいつ災害が発生しても不思議ではないと考えております。過去の伊勢湾台風の教訓を生かし、犠牲者ゼロを実現するため、やはり早めの避難行動が重要であると思います。

こうしたことから、自治体が発令する避難情報は大変重要であるため、本市は各関係機関から正確な情報収集に努め、空振りを恐れずちゅうちょなく避難指示等を発令することを基本とし、災害対策に努めてまいります。

また、本市の避難方法の在り方ですが、今後発生し得る高潮や洪水・氾濫による大規模水害からの犠牲者ゼロの実現に向け、今後も引き続き木曾三川下流部広域避難プロジェクトにおいて関係機関と協議、連携しながら進めていきたいと考えております。

また、木曾川下流河川事務所に対しましては、木曾川左岸堤の高潮対策部会におきまして、一部未整備でございます。これは1号線の取付け部ということで御承知だと思いますが、1号線の上流部に土のう、黒いトン袋が今設置をされております。これは正式に高潮対策として並べていただきました。あと、下流部につきましては、交通安全上からなかなか土のうを積んでいただくことは難しいということでございますが、災害時には1号線も通行止めにしなればなりません。また、この土のうをきちんと1号線、またその南側の区域にも積まなければなりません。そういったことはなかなか市ではできることではありませんものですから、木曾川下流河川事務所、また国交省に対しましてきちんとしたルール決めをしてまいりたいと思っているところでございます。

また、日光川に関しましては、日光川といいますのは、9市2町1村が依存をしております。全長が41キロ、295平方キロという大変大きな面積を抱えている川でございます。そこ

には15の支流がございまして、弥富市におきましては善太川、宝川といったのが支流に当たってまいります。

日光川は、先ほども議員のお話がありましたが、1週間で半年分の降水量も記録するというような、大変今大きな災害が、豪雨が発生するのが頻繁に起こるようになってまいりました。そういった中で、日光川自体をこの豪雨のときに守るためには計画排水ということが行われます。これは、15の支流に対しましてそれぞれ依存している排水機を計画的に止める、また運転をするというようなことが指示が出るわけでございます。こういった指示によりまして、排水機を止めなければならない、よって弥富市が浸水するということになってまいります。日光川を守るために排水機を止めるということでございますものですから、その支流がどうしても浸水して、市内が浸水する被害が想定されるわけでございます。

この日光川の下流にも排水機が2機場ございまして、それぞれの設置基準というのが3日間雨量の336ミリというのが設置の基準、これはどこの排水機でも一緒でございますが、そういった基準そもそもを見直していかなければならないと私は思っております。

それで、現在でございますが、この日光川の河口部にもう一機場排水機を設置して、3日間雨量336ミリではなくて、それ以上の排水を担える排水機の設置を国・県へこの地域一丸となって要望しているところでございます。そういったことを進めまして、この地域の安全、弥富のみならず地域の安全を確保してまいりたいと思っております。

これまで、ハード面、またソフト面についてお答えをさせていただきました。そのような中で、災害発生のおそれがある場合の個々の避難行動につきましては、まず自分の命は自分で守るという自助の意識が基本であります。この自助の意識を一人一人が向上させることによりまして、自主防災会や自治会などのコミュニティー活動を通じて共助の意識も高まってまいります。この自助と共助の意識が向上することにより命が助かる避難行動につながると思っております。

しかし、現在、コロナ禍によります地域活動ができない状況であります。このため、公助の立場である本市が今まで以上に力を入れて、ホームページや広報等を活用し、防災等の啓発に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（大原 功君） 堀岡議員。

○4番（堀岡敏喜君） 今、市長のほうから防災インフラ、ハード面ですね。今日言うて明日できるというものではないですけども、少しでも弥富市の被害が少ないように、それは自治体として進めていっていただきたいと。

また、今市長のほうからありましたけど、共助という部分で自主防災会というのがありますが、それがなかなか活動、機能しづらい部分があります。それで、今のコロナ禍ではそれを担うのは公助の一部であると、今市長のほうからも発言がございました。

なかなかコロナだから仕方がない、コロナだからできないというものじゃなくて、コロナ禍だからできる、コロナ禍で何ができるのか、いろんなチャレンジといいますか、いろんな方法を創出するような、逆にそれができたのかと、そういう方法があるよね。市民の皆さんと共有できるようなそういう場を、オンラインでも何でも結構ですし、また共有する場というのは別に集まってやるだけじゃなくていろいろ方法がございますので、このコロナ禍というのは全くネガティブな場とするんじゃないくて、新たなウイズコロナですよ。コロナの中でも弥富市は、また弥富市内の自治会はこうやって活動したよと後で言えるように。今その現状ですので、何とかコロナ禍を乗り切って、災害があったとしても、今、市長がおっしゃった被害者ゼロを目指して、そのためには各自の心構えといいますかね、9月が防災月間ですから、それを自分で考える一つのきっかけとなるような情報発信を市にお願いをして、私の質問を終わります。

○議長（大原 功君） 通告がありました一般質問は全て終了いたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしましたので、本日の会議はこれにて散会をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時41分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 大原 功

同 議員 横井 克典

同 議員 江崎 貴大

令和3年9月7日
午前10時00分開議
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（16名）

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 板倉克典 | 2番 | 那須英二 |
| 3番 | 小久保照枝 | 4番 | 堀岡敏喜 |
| 5番 | 加藤明由 | 6番 | 佐藤仁志 |
| 7番 | 横井克典 | 8番 | 江崎貴大 |
| 9番 | 加藤克之 | 10番 | 高橋八重典 |
| 11番 | 鈴木みどり | 12番 | 早川公二 |
| 13番 | 平野広行 | 14番 | 三浦義光 |
| 15番 | 佐藤高 清 | 16番 | 大原 功 |

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

| | | | |
|----|------|-----|-------|
| 9番 | 加藤克之 | 10番 | 高橋八重典 |
|----|------|-----|-------|

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（36名）

| | | | |
|--------------------|--------|----------------------|-------|
| 市 長 | 安藤正明 | 副 市 長 | 村瀬美樹 |
| 教 育 長 | 奥山 巧 | 総 務 部 長 | 横山和久 |
| 市民生活部長 | 伊藤仁史 | 健康福祉部長兼
福祉事務所長 | 山下正巳 |
| 建設部長 | 伊藤重行 | 教 育 部 長 | 柴田寿文 |
| 総務部次長兼
企画政策課長 | 伊藤淳人 | 健康福祉部次長兼
保険年金課長 | 服部利恵 |
| 建設部次長兼
土木課長 | 小笠原己喜雄 | 会 計 管 理 者 | 伊藤えい子 |
| 教育部次長兼
歴史民俗資料館長 | 伊藤隆彦 | 監 査 委 員 長
事 務 局 長 | 佐藤雅人 |
| 総 務 課 長 | 鈴木博貴 | 財 政 課 長 | 立石隆信 |
| 人事秘書課長 | 山森隆彦 | 防 災 課 長 | 太田高士 |
| 税 務 課 長 | 横江兼光 | 収 納 課 長 | 細野英樹 |
| 市民課長兼
鍋田支所長 | 伊藤篤由 | 環 境 課 長 | 田口邦郎 |
| 市民協働課長 | 藤井清和 | 商工観光課長 | 浅野克教 |
| 十四山支所長 | 山田 淳 | 健康推進課長 | 山守美代子 |

| | | | |
|------------------------------|------|---|------|
| 福祉課長 | 梅田英明 | 介護高齢課長兼
総合福祉
センター所長兼
十四山総合福祉
センター所長 | 安井幹雄 |
| 児童課長 | 飯田宏基 | 農政課長 | 上田忠次 |
| 都市整備課長 | 三輪秀樹 | 下水道課長 | 水谷繁樹 |
| 会計課長 | 服部朋夫 | 学校教育課長 | 渡邊一弘 |
| 生涯学習課長兼
十四山スポーツ
センター館長 | 中野修 | 図書館長 | 岩田繁樹 |

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

| | | | |
|--------|------|----|------|
| 議会事務局長 | 佐野智雄 | 書記 | 佐藤文彦 |
| 書記 | 鷺尾里恵 | | |

6. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第30号 弥富市個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第3 議案第31号 弥富市市民ホール条例等の一部改正について
- 日程第4 議案第32号 令和2年度弥富市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 日程第5 議案第33号 令和3年度弥富市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第6 議案第34号 令和3年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第7 議案第35号 令和3年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議案第36号 令和3年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議案第37号 令和3年度弥富市下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第10 認定第1号 令和2年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 認定第2号 令和2年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 認定第3号 令和2年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 認定第4号 令和2年度弥富市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 認定第5号 令和2年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 認定第6号 令和2年度弥富市下水道事業会計決算認定について
- （追加日程）
- 日程第16 議案第38号 令和3年度弥富市一般会計補正予算（第7号）


~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開議

○議長（大原 功君） ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大原 功君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第88条の規定により、加藤克之議員と高橋八重典議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第30号 弥富市個人情報保護条例の一部改正について

日程第3 議案第31号 弥富市市民ホール条例等の一部改正について

日程第4 議案第32号 令和2年度弥富市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

日程第5 議案第33号 令和3年度弥富市一般会計補正予算（第6号）

日程第6 議案第34号 令和3年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

日程第7 議案第35号 令和3年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第8 議案第36号 令和3年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第9 議案第37号 令和3年度弥富市下水道事業会計補正予算（第1号）

日程第10 認定第1号 令和2年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について

日程第11 認定第2号 令和2年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

日程第12 認定第3号 令和2年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第13 認定第4号 令和2年度弥富市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第14 認定第5号 令和2年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第15 認定第6号 令和2年度弥富市下水道事業会計決算認定について

○議長（大原 功君） この際、日程第2、議案第30号から日程第15、認定第6号まで、以上14件を一括議題といたします。

本案14件は既に提案されておりますので、これより質疑に入ります。

通告に従い、発言の許可をいたします。

まず、平野議員。

○13番（平野広行君） 13番 平野広行。

通告に従いまして、認定第1号令和2年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について質問いたします。

令和2年度は、コロナ禍におきまして、かつて経験したことのない市政運営が行われました。その中で減収が予想されたわけですが、市税収は約85億2,300万円とおおむね確保できました。一方で、社会保障関係費への一般会計からの繰り出しは約8億8,000万円と5.7%増加しており、また財政構造の弾力性を判断する経常収支比率は、昨年度からは1.6ポイント改善はされておりますが、90.2%と依然高い水準であり、財政の硬直化が心配されております。しかしながら、災害時に必要とされる財政調整基金については、1億円積み増すことができ、安藤市長が最低目標とする10億円を上回る12億3,000万円の残高となりました。

また、財政の健全化判断比率においても、前年度に比べ実質公債費比率は0.4ポイント改善し5.7%、将来負担比率においても、数値は高いんですが、2ポイント改善し、94.8%となっております。

令和2年度の市政運営の決算審査結果について、監査委員から総括的な所見が述べられておりますが、これらの所見について市長の見解を伺います。

○議長（大原 功君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の対応に奔走した1年であったと実感をしております。そうした中で、本市の令和2年度における一般会計や特別会計の歳入歳出決算などを慎重に審査して分析された監査委員より、コロナ禍で大変な1年であったが、適切な市政運営ができたと思料するといった御意見をいただいております。

また、市税収入におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響が懸念されたところでありましたが、おおむね確保できたことや、実質単年度収支が7年ぶりに黒字となり、財政調整基金を取り崩すことなく決算を迎えることができました。

しかしながら、愛知県下では現在新型コロナウイルス感染症が過去最多を記録する中、愛知県全域に緊急事態宣言が発出をされております。今後も市民の皆様の生命と健康を守ることを最優先に、持続可能な行財政運営を目指して各種施策を推進してまいります。

○議長（大原 功君） 平野議員。

○13番（平野広行君） 安藤市長としては、コロナ禍においても適正な市政運営ができたところ、こう考えてみえると理解しておきます。

次に、財政状況を分析する際には、財政収支、財政構造、将来への財政負担の3つの切り口から点検することが一般的であります。そして、財政収支を見るための代表的な指標として実質収支比率があり、自治体の財政規模に対する収支の割合を示します。一般的には3%から5%が適正な範囲と言われております。本市の場合、前年度は5.2%でしたが、平成25年度から令和元年度までの7年間を見ますと、4.4%から5.8%の範囲で推移しており、平均値が5.07%であり、これによって適正な市政運営が行われていたものと思われま

しかしながら、令和2年度決算においては、平均値より約1ポイント高い6.1%という数

値が示されました。この点について、どのように考えてみえるのか伺います。

○議長（大原 功君） 立石財政課長。

○財政課長（立石隆信君） 実質収支比率が増加しておりますのは、普通交付税、臨時財政対策債の増加、純繰越金の増加や減収補填債の借入れ、土地開発基金の一部処分等により約1億2,000万円実質収支が増加したことによるものであります。したがって、令和2年度決算における財政状況は、おおむね堅調であったと考えております。

○議長（大原 功君） 平野議員。

○13番（平野広行君） 実質収支が増加したことによって、実質収支比率は平均値に比べて約1ポイント増え、6.1%であったけど、財政運営は適正であったと理解しておきます。

それでは3点目ですが、平成27年度以降、新庁舎の建設、小・中学校へのエアコンの設置、国のGIGAスクール構想に基づく通信設備の整備、タブレット購入の前倒しの要請、そして合併推進債の期限を見据えた新火葬場の建設等によって、令和元年度まで実質単年度収支は赤字が続きましたが、令和2年度決算においては約2億2,700万円の黒字を計上し、財政調整基金も1億円を積み増すことができました。26年より6年間連続して実質単年度収支の赤字が続いた中で、7年ぶりに黒字化ができた要因、これをどのように捉えてみえるのか伺います。

○議長（大原 功君） 立石財政課長。

○財政課長（立石隆信君） 大型事業であります新庁舎建設事業が完了したことや、普通交付税臨時財政対策債の増加、土地開発基金の一部処分による一般財源の増加が主な要因であります。

○議長（大原 功君） 平野議員。

○13番（平野広行君） 今言われたように、大型事業の完了及び交付税の増加によるものであると理解しておきます。

令和2年度の市政運営、財政運営は適切に行われたと理解し、私の議案質疑を終わります。

○議長（大原 功君） 次に、那須英二議員。

○2番（那須英二君） 2番 那須英二。

通告に従いまして、質問させていただきます。

私のほうからは2点、議案第31号と第33号についてでございます。

まず、議案第31号弥富市市民ホール条例等の一部改正についてでございます。

ほとんどの施設が公共施設の利用料ということで、値上がり、一部下がるところもありますけれども、全体的には値上がりの傾向がほとんどだということでございます。

今現在、コロナ禍の中で、この公共施設、利用できる日数も減っておりますが、利用者自体も減っています。通常の状態を検証することが難しい中で、市の説明によると受益者負担、

公平性という中で値上げ等をするんだということを言っていました、やはりそれはちょっと根拠としてはどうなのかと思いますが、その辺りについていかがですか。

○議長（大原 功君） 横山総務部長。

○総務部長（横山和久君） 公民館やグラウンドなど、公共施設の多くは利用者に使用料を納めていただいておりますが、この使用料は利用者がその施設を利用することによって受ける利益、またはサービスの対価として負担していただく受益者負担です。このように、使用料イコール受益者負担の趣旨から公共施設というのは、利用者が納める使用料収入によって運営、維持管理を行うのが本来あるべき形であると考えております。

しかしながら、実際には使用料による収入のみで施設運営に必要な費用を全て得ることは難しく、その不足分は公費で賄っているということになりますので、実態として施設を利用しない方も間接的に費用を負担しているということになり、利用する方と利用しない方との間に不公平感が生じていると言えます。このような状況を改善し、受益者負担の原則に基づく使用料設定を行うため、原価による使用料の算定のルールを定め、公共施設の使用料の適正化と透明化を図り、市民負担の公平性を確保するために、原価計算による使用料の算定方法により、平成29年度から令和元年度までの決算額を基に、施設種別ごとの平均単位原価を算定いたしまして、面積、受益者負担割合及び時間数を乗じて新使用料を算定しております。

○議長（大原 功君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 受益者負担ということで、計算としては29年度から令和元年ということなので、コロナの状況は入っていないということでしょうけれども、ただ、現状本当にコロナの中でこうした会館が使われず、使いにくい状態になっていますので、その中でやっぱり今なぜこの議案が出てくるのかが疑問だと思います。

また、受益者負担という観点であれば、武道場や児童館等、今朝見ても利用率としてはほかの会館とさほど変わらない使用率というか、伸び率というんですかね、増減率だと思いますので、そういう中でなぜこの武道場や児童館だけが値下がっているんでしょうか。

○議長（大原 功君） 総務部長。

○総務部長（横山和久君） 原価計算による使用料の算定方法により、平成29年度から令和元年度までの人件費、物件費、維持補修費などの決算額を基に、福祉施設、生涯学習施設、文化施設、スポーツ施設などの施設種別ごとの平均単位原価を算定し、面積、受益者負担割合及び時間数を乗じて、新使用料を算定したことにより、減額となっております。

○議長（大原 功君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 様々な維持管理費等が、コストが安いのかなというふうに見ることができるとは思いますが、やはり今コロナ禍の中で、ほとんどが値上げとなる改定を今この議案としてはするという上で上程されているわけですが、やはり今、状況としては通常の状態

というのが分かりにくいというふうになっていると思うんです。そういう中で、この改定を今ここでするんじゃないなくて、もう少しコロナが落ち着いてから改定を考えたらどうかなあとと思うんですが、今現状この改定を急ぐ必要があるのかどうかお答えください。

○議長（大原 功君） 総務部長。

○総務部長（横山和久君） 平成28年3月に策定しました公共施設の使用料適正化に関する方針に基づきまして、平成28年9月議会で御審議をいただき、使用料の改定を行いました。その方針で定める5年が経過しましたので、再度この時期に改定をするものでございます。

○議長（大原 功君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 今、当初の計画のとおり5年というスパンの中で改定するという事です。ただ、本当に今コロナの状況の中で、やっぱりここで値上げするんじゃないなくて、少しコロナが落ち着いて、通常の状態になるまで値上げするものに関しては見直していただきたいというふうに思っています。

また、受益者負担というのであれば、自由通路はどうなるんだと。例えば、昨日ですと、利用が自由通路のみの方は300名、往復ですと150名ですよね。そういう中で、1人3,000万円という受益者負担になるわけですよ。そういう中で、受益者負担、受益者負担という求め方自体がやっぱり考え直していく必要があると思うんです。

そして、にぎわいアップということで市のほうが進めていると思うんです。であれば、こうした公共施設を利用しやすい状況の下で、もっと利用しやすくする中で、有効活用していくことでにぎわいアップをしていくことこそが必要だと思うんです。そういう意味も含めて、今回の値上げについて見合わせたらどうかと思うんですが、いかがですか。

○議長（大原 功君） 横山総務部長。

○総務部長（横山和久君） 公共施設の使用料の見直しは、第4次行政改革大綱の推進項目の一つとして掲げられている本市の重要課題の一つであります。この行革大綱において、使用料の見直しを行い、受益と負担の適正化を図るとされており、これに基づき、使用料の適正化を図るための見直しを行うものでございます。したがって、コロナ禍ではありますが、市民の皆様にとって負担が公平なものとなるように統一的な算定方法を整備し、透明性と適正化を確保するために行うものであり、使用料を引き上げることを目的としているものではないかと考えております。

また、この使用料の変更による市民の皆様の負担が現行の使用料を大幅に上回らないように、激変緩和措置として、基準によって算定した使用料の額が現行の使用料の20%を超える増減となる場合は20%とすることとしておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○議長（大原 功君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 激変緩和ということであるならば、今後もまた5年スパン等で値上が

っていくということが予想されるわけですが、やはり先ほど言ったように、もっとにぎわいを創出したいという考えの下であれば、この改定は今後考えていただいて、できる限り市民が利用しやすい状況をつくっていただきたいと、市長にもしっかりとお願いしております。

続きまして、議案第33号令和3年度弥富市一般会計補正予算（第6号）についてでございます。

9ページのほうにありますけれども、今回臨時財政対策債が普通交付税にかなりの額置き換わっていると、臨時財政対策債の1億円ほどが減りまして、逆に普通交付税が1億5,000万円となっていますが、この変更理由は何でしょうか。

○議長（大原 功君） 横山総務部長。

○総務部長（横山和久君） 臨時財政対策債の比率は国が自治体ごとに決めるため、全国一律ではなく、財政力指数が高いところほど臨時財政対策債の比率が高く設定されますので、令和3年度予算は財源不足額の約85%が臨時財政対策債に振り分けられると見込み、残りの約15%を普通交付税として見込んでおりましたが、令和3年度の普通交付税の算定により、臨時財政対策債に振り分けられる金額が予算編成時の見込みより少なく決定されたためでございます。

○議長（大原 功君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 普通交付税の算定の方法が変わったと、中身としてはどのように変わったかというのはいまいまだ市のほうとしても分からないというところだと思います。これはこれで交付税、現金として入ってくるものですから、それはよいことかなあとと思いますが、やはり見込みとしてもう少し最初から、当初から計算できなかったのかというふうに思うところでございます。

もう一点、2点目につきましては、そのまま9ページですね、下の段のほうにあります介護施設整備費等の補助金、これ1億5,000万円ほどついておりますけれども、この事業説明をお願いします。

○議長（大原 功君） 安井介護高齢課長。

○介護高齢課長兼総合福祉センター所長兼十四山総合福祉センター所長（安井幹雄君） 介護施設等整備事業補助金1億5,425万1,000円につきましては、弥富市第8期介護保険事業計画高齢者福祉計画に掲げました特定施設入所者生活介護において、本計画期間中に市内での事業所整備を見込んでおります29床の小規模介護付ホームの整備に係るものでございます。

本年6月に県補助金の内示の通知が本市に届いたことにより、県補助分を市から事業者に補助するために予算計上するものでございます。

この補助金の内訳としましては、施設を整備する費用に充てる地域密着型サービス等整備助成事業分として1億2,992万円、開設時に必要な初度経費に充てる介護施設等の施設開設

準備経費等支援事業分として2,433万1,000円で、これらは愛知県介護施設等整備事業費補助金交付要綱に基づき算出された金額であり、市から事業者へ移行する補助金の全額が県補助金を充てるものでございます。

○議長（大原 功君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 新しい介護付老人ホームができるということで、利用しやすくなるかなあと思います。

あと、その一方で、やっぱり介護保険についてはかなり負担が大きいものですから、その辺のバランスを今後考えていっていただければと思いますので、議案質疑としては終了させていただきます。

○議長（大原 功君） 他に質疑の方はございませんか。

[挙手する者なし]

○議長（大原 功君） 以上で質疑を終わります。

本案14件はお手元に配付した議案付託表のとおり所管の委員会に付託いたします。

本日、安藤市長から議案第38号が提出されました。

お諮りいたします。

これを直ちに日程に追加し、議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第38号は本日の日程に追加し、議題とすることに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第16 議案第38号 令和3年度弥富市一般会計補正予算（第7号）

○議長（大原 功君） この際、日程第16、議案第38号を議題といたします。

安藤市長に提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（安藤正明君） 本日追加提案し、御審議いただきます議案は、予算関係議案1件でございます。その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第38号令和3年度弥富市一般会計補正予算（第7号）につきましては、新型コロナウイルス感染症に関する支援金を支給するための関連予算を計上するものであります。

以上が提案する議案の概要でございますが、議案の詳細につきましては総務部長から説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大原 功君） 議案の説明を総務部長に求めます。

横山総務部長。

○総務部長（横山和久君） 議案第38号令和3年度弥富市一般会計補正予算（第7号）につき

ましては、歳入歳出それぞれ260万円を増額し、歳入歳出予算の総額を167億6,567万円とするものであります。

歳入予算の内訳といたしましては、民生費国庫補助金210万円、財政調整基金繰入金50万円であります。

歳出予算の内容といたしましては、民生費におきまして、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金210万円、感染症対策休業協力支援金を総合福祉センターと十四山総合福祉センター内の事業者分、合わせまして50万円を計上するものであります。以上でございます。

○議長（大原 功君） これより、議案第38号の質疑に入ります。

質疑の方ございませんか。

[挙手する者なし]

○議長（大原 功君） 質疑なしと認めます。

以上をもって質疑を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時24分 休憩

午前10時26分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大原 功君） 会議を再開いたします。

本案は、お手元に配付した議案付託表のとおり所管の委員会に付託いたします。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしましたので、本日の会議はこれにて散会をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時27分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 大原 功

同 議員 加藤 克之



同 議員 高 橋 八重典



令和3年9月22日  
午後2時00分開議  
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（16名）

|     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番  | 板倉克典  | 2番  | 那須英二  |
| 3番  | 小久保照枝 | 4番  | 堀岡敏喜  |
| 5番  | 加藤明由  | 6番  | 佐藤仁志  |
| 7番  | 横井克典  | 8番  | 江崎貴大  |
| 9番  | 加藤克之  | 10番 | 高橋八重典 |
| 11番 | 鈴木みどり | 12番 | 早川公二  |
| 13番 | 平野広行  | 14番 | 三浦義光  |
| 15番 | 佐藤高 清 | 16番 | 大原 功  |

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

|     |       |     |      |
|-----|-------|-----|------|
| 11番 | 鈴木みどり | 12番 | 早川公二 |
|-----|-------|-----|------|

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（36名）

|                    |        |                      |       |
|--------------------|--------|----------------------|-------|
| 市 長                | 安藤正明   | 副 市 長                | 村瀬美樹  |
| 教 育 長              | 奥山 巧   | 総 務 部 長              | 横山和久  |
| 市民生活部長             | 伊藤仁史   | 健康福祉部長兼<br>福祉事務所長    | 山下正巳  |
| 建設部長               | 伊藤重行   | 教 育 部 長              | 柴田寿文  |
| 総務部次長兼<br>企画政策課長   | 伊藤淳人   | 健康福祉部次長兼<br>保険年金課長   | 服部利恵  |
| 建設部次長兼<br>土木課長     | 小笠原己喜雄 | 会 計 管 理 者            | 伊藤えい子 |
| 教育部次長兼<br>歴史民俗資料館長 | 伊藤隆彦   | 監 査 委 員 長<br>事 務 局 長 | 佐藤雅人  |
| 総 務 課 長            | 鈴木博貴   | 財 政 課 長              | 立石隆信  |
| 人事秘書課長             | 山森隆彦   | 防 災 課 長              | 太田高士  |
| 税 務 課 長            | 横江兼光   | 収 納 課 長              | 細野英樹  |
| 市民課長兼<br>鍋田支所長     | 伊藤篤由   | 環 境 課 長              | 田口邦郎  |
| 市民協働課長             | 藤井清和   | 商工観光課長               | 浅野克教  |
| 十四山支所長             | 山田 淳   | 健康推進課長               | 山守美代子 |

|                              |      |                                                 |      |
|------------------------------|------|-------------------------------------------------|------|
| 福祉課長                         | 梅田英明 | 介護高齢課長兼<br>総合福祉<br>センター所長兼<br>十四山総合福祉<br>センター所長 | 安井幹雄 |
| 児童課長                         | 飯田宏基 | 農政課長                                            | 上田忠次 |
| 都市整備課長                       | 三輪秀樹 | 下水道課長                                           | 水谷繁樹 |
| 会計課長                         | 服部朋夫 | 学校教育課長                                          | 渡邊一弘 |
| 生涯学習課長兼<br>十四山スポーツ<br>センター館長 | 中野修  | 図書館長                                            | 岩田繁樹 |

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

|        |      |    |      |
|--------|------|----|------|
| 議会議務局長 | 佐野智雄 | 書記 | 佐藤文彦 |
| 書記     | 鷺尾里恵 |    |      |

6. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第30号 弥富市個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第3 議案第31号 弥富市市民ホール条例等の一部改正について
- 日程第4 議案第32号 令和2年度弥富市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 日程第5 議案第33号 令和3年度弥富市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第6 議案第34号 令和3年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第7 議案第35号 令和3年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議案第36号 令和3年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議案第37号 令和3年度弥富市下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第38号 令和3年度弥富市一般会計補正予算（第7号）
- 日程第11 認定第1号 令和2年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 認定第2号 令和2年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 認定第3号 令和2年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 認定第4号 令和2年度弥富市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 認定第5号 令和2年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第16 認定第6号 令和2年度弥富市下水道事業会計決算認定について
- 日程第17 請願第4号 弥富市残土条例の制定を求める請願書  
(追加日程)
- 日程第18 発議第4号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める

意見書の提出について

- 日程第19 発議第5号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書の提出について
- 日程第20 発議第6号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出について
- 日程第21 発議第7号 特定外来生物の侵入防止のため輸入品に対する検疫強化の法律改正を求める意見書の提出について
- 日程第22 閉会中の継続審査について

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 2 時 00 分 開議

○議長（大原 功君） ただいまより、継続議会の会議を開きます。

なお、傍聴者の皆さん方におかれましては、会議中は静粛をお願いいたします。よろしく
お願いをいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（大原 功君） 日程第 1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第 88 条の規定により、鈴木みどり議員と早川公二議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 2 議案第 30 号 弥富市個人情報保護条例の一部改正について

日程第 3 議案第 31 号 弥富市市民ホール条例等の一部改正について

日程第 4 議案第 32 号 令和 2 年度弥富市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

日程第 5 議案第 33 号 令和 3 年度弥富市一般会計補正予算（第 6 号）

日程第 6 議案第 34 号 令和 3 年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 7 議案第 35 号 令和 3 年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 8 議案第 36 号 令和 3 年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 9 議案第 37 号 令和 3 年度弥富市下水道事業会計補正予算（第 1 号）

日程第 10 議案第 38 号 令和 3 年度弥富市一般会計補正予算（第 7 号）

日程第 11 認定第 1 号 令和 2 年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について

日程第 12 認定第 2 号 令和 2 年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 13 認定第 3 号 令和 2 年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 14 認定第 4 号 令和 2 年度弥富市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 15 認定第 5 号 令和 2 年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 16 認定第 6 号 令和 2 年度弥富市下水道事業会計決算認定について

○議長（大原 功君） この際、日程第 2、議案第 30 号から日程第 16、認定第 6 号まで、以上
15 件を一括議題といたします。

本案 15 件に関して、審査の経過と結果の報告を委員長に求めます。

三浦行財政委員長。

○行財政委員長（三浦義光君） それでは、議案決算認定について委員長報告をさせていただ

きます。

行財政委員会に付託されました案件は、議案第30号弥富市個人情報保護条例の一部改正についてをはじめ15件です。

本委員会は、去る9月10日、13日に委員全員の出席により開催し、審査を行いました。その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、10日は総務部・建設部の所管する付託事項の審査をいたしました。

まず、議案第30号弥富市個人情報保護条例の一部改正についてから議案第32号令和2年度弥富市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてまで、以上3件を一括審査いたしました。

委員から通告にて、使用料の改定の周期は、社会情勢や財政状況等に対応した適正な使用料とするために、原則として5年ごとに見直すとされており、今回の改正に至ったと理解するが、原価の中で何が一番変わったのかとの質問に、市側より、平成28年3月に策定した公共施設の使用料適正化に関する方針に基づいた計算方法により原価を算定しています。その原価の中では、維持補修のための工事費が老朽化などにより増加していますとの答弁がありました。

続けて、コロナ禍において公共施設の利用が減少し、使用料の歳入も減少しているが、これらのことと関係してくるのかとの質問に、市側より、今回の算定は、平成29年度から令和元年度までの人件費、物件費、維持補修費などの決算額を基にした算定となりますので、コロナ禍での公共施設利用の減少や使用料の減少は関係しておりませんとの答弁がありました。

続いて、議案第33号令和3年度弥富市一般会計補正予算（第6号）及び議案第37号令和3年度弥富市下水道事業会計補正予算（第1号）の2件を一括審査いたしました。

最初に市側より説明があり、委員から通告にて、普通交付税が増額補正されている。増額になった要因は何か。また、臨時財政対策債が減額補正となっているが関連はあるのかとの質問に、市側より、主な要因として、令和3年度の普通交付税の算定により、臨時財政対策債に振り分けられる金額が予算編成時の見込みより少なく決定されたためです。その他の増額の要因は、高齢者保健福祉費が介護サービス受給者の増加などにより、基準財政需要額が増えたためですとの答弁がありました。

次に、総務部所管の決算審査を行いました。

認定第1号令和2年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について及び認定第2号令和2年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定についての2件を一括審査いたしました。

委員から通告にて、義務的経費の扶助費が減少した要因はどの質問に、市側より、歳出性質別決算の状況につきましては、地方財政状況調査に基づいて計上しており、全国統一基準として当市の保育所運営経費の一部は扶助費として整理することとされております。令和元

年度は臨時職員の賃金を含めて扶助費に加算して計上しておりましたが、令和2年度より開始された会計年度任用職員制度により、この賃金が人件費に整理されましたので、加算後の扶助費が減少していますとの答弁がありました。

次に、建設部所管の決算審査を行いました。

認定第1号令和2年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について及び認定第6号令和2年度弥富市下水道事業会計決算認定についての2件を一括審査いたしました。

委員から通告にて、道路のくぼみや穴が増えてきているように思うが、点検はどのようにされているかとの質問に、市側より、職員のパトロールや市民の通報によりくぼみや穴の発生を把握し、発見された場合は速やかに修繕するように努めますとの答弁がありました。

13日は所管を入れ替え、市民生活部・健康福祉部・教育部の所管する付託事項の審査に入り、まず議案第33号令和3年度弥富市一般会計補正予算（第6号）から、議案第38号令和3年度弥富市一般会計補正予算（第7号）まで、以上5件を一括審査いたしました。

最初に市側より説明があり、委員より、結婚新生活支援補助金が開始1か月で満額となったが、その後も問合せが多数あるということだが、補正予算が追加されたときにその方々への周知はできるのかとの質問に、市側より、問合せをいただいている方には、補正予算を検討しており、決まりましたら広報やホームページで周知させていただきますと伝えていまして答弁がありました。

次に、市民生活部所管の決算審査を行いました。

認定第1号令和2年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定についてを審査いたしました。

委員から通告にて、弥富市地域公共交通計画の見直しを行ったとあるが、運行日数は増えているが、利用状況を見ると前年度に比べ利用者が減っている。どのように見直したのか、改善は生かされているのかとの質問に、市側より、事業評価の過程で、課題や問題として上がった案件に対して、基本方針に沿って新たに目標を設定し、その目標達成に向けて実施する事業等を行っていくために計画を見直しました。具体的には、南部ルートは乗車時間が長く運行便数が少ないという課題があり、地域特性や利用特性に応じた改善として、通勤・通学需要に特化した市中心部への急行便の社会実験運行を今年度9月1日から実施していますとの答弁がありました。

次に、健康福祉部所管の決算認定を行いました。

認定第1号令和2年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定についてから、認定第5号令和2年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてまで、以上4件を一括審査いたしました。

委員から通告にて、昨年10月に海部南部権利擁護センターが開設された。認知症や知的障がい者などの財産管理等の支援や障がいのある方、その家族の相談実績は、また相談実績を

上げるための今後の対応はとの質問に、市側より、令和2年度の相談実績として、センターが開所した令和3年1月から3月までの弥富市の相談件数は31件で、蟹江町と飛島村を合わせた3市町村では44件でした。今後の対応としては、市広報紙への紹介記事の掲載や市民向け勉強会などにより周知を図りますとの答弁がありました。

次に、教育部所管の決算審査を行いました。

認定第1号令和2年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定についてを審査いたしました。

委員から通告にて、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、被爆地広島への訪問は中止された。その代替として、各学校で工夫して平和教育が実施された。被爆地訪問と各学校での学習との教育効果について、市教委はどのような分析をしているのかとの質問に、市側より、生徒を現地に派遣させることができず、広島の音や匂いなどを五感で感じる事が少なかったことは残念でしたが、被爆体験伝承講話や被爆ピアノの演奏を通して平和のメッセージを受け取り、子供たちの心を大きく刺激したようでした。本年度は現地に生徒を派遣し、五感を働かせた体験学習をしますとの答弁がありました。

以上のような付託された議案に対する質疑を経て、討論に入り、議案第30号弥富市個人情報保護条例の一部改正については、デジタル庁への準備というふうにも捉えることができ、デジタル庁に関しては一元化管理という中で、市町村自治の中で独自性が失われるおそれがある。準備に関しての変更については承服しかねる。

議案第31号弥富市市民ホール条例等の一部改正については、受益者負担を求めての改正になるが、受益者負担ばかりではなく、利用しやすくなる方向で考えてほしい。また、現在コロナ禍で値上げをする必要はない。

認定第1号令和2年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定については、18歳までの医療費無償化や土曜日午後の保育に関しては未実施である。その一方では、JR名鉄弥富駅の事業は着々と進んでいる。そういう中での税金を使う部分に関して疑義がある。

認定第3号令和2年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、均等割の値上がりがあった。今後、子供の均等割は、未就学児については国のほうから半分ということで軽減措置はありますが、その上乘せについても考えないということである。

認定第4号令和2年度弥富市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について及び認定第5号令和2年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、制度そのもの自体に承服しかねるものがある。

認定第6号令和2年度弥富市下水道事業会計決算認定については、今後の対応として、合併浄化槽を対応していくことで改善は見られるものの、この決算状況からして怪しい状況になっている。今後大胆な見直しを検討する必要があるとの反対討論があり、採決の結果、議案第30号及び議案第31号は賛成多数で原案を了承、議案第32号から議案第38号までの7件に

については、全員賛成で原案を了承、認定第1号は賛成多数で原案を了承、認定第2号は全員賛成で原案を了承、認定第3号から認定第6号までの4件については、賛成多数で原案を了承したことを御報告し、行財政委員会の報告を終わります。

○議長（大原 功君） これより質疑に入ります。

質疑の方ございませんか。

[挙手する者なし]

○議長（大原 功君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

那須英二議員。

○2番（那須英二君） 2番 那須英二。

議案第30号、議案第31号、認定第1号、認定第3号、4号、5号、6号の決算認定について、反対の立場で討論させていただきます。

まず、議案第30号弥富市個人情報保護条例の一部改正については、この条例の変更は総務大臣から内閣総理大臣への変更として、詳しい説明はなく議案として上がってきました。しかし、他市の議案の説明によれば、情報ネットワークシステムの所管がデジタル庁へ変更されたことに伴っての変更ということが明らかになりました。弥富市の議案の出し方に、故意なのか事故なのかは分かりませんが、説明不足という点では疑問を感じます。

また、デジタル庁は情報ネットワークの一元管理を目的にしたもので、個人情報の管理・運用が疑問視されています。もう一つは、一元化により、自治体独自の政策などの独自の補助や支援など、カスタマイズしにくいという点も問題で、既にそのシステムが導入されている自治体では、カスタマイズできないという理由で、その自治体における問題点に対応できていないという事例が報告されています。簡単に言えば、自治体の独自性が失われ、究極、議会も審議も要らないものとなり、議会制民主主義の根底をも覆すことが危惧されます。そのような中でこの議案に賛同することはできません。

議案第31号弥富市民ホール条例等の一部改正については、この条例は様々な公共施設の貸館利用料が8割方値上げされるものとなっています。受益者負担で試算し、利用料を算出した結果、そのようになるということでございました。しかし、一方では、今問題のJR・名鉄弥富駅の自由通路は、市の試算からすれば約150人のために税金投資約45億円プラス維持管理費、1人当たり3,000万円以上の税金投資となるという事業でございます。確かに道路ということですが、一部の人がしか利用しないという点では、市の言う受益者負担を求めるのでしょうか。もちろんそのようなことはしないと思いますが、都合よく受益者負担という言葉を使っているのではないのでしょうか。市の活性化、にぎわいを求めるなら、もっと利用し

やすい施設にし、積極的な活用を図るべきです。ましてやコロナ禍で値上げするべきではなく、改めるべきだと考えます。

認定第1号については、保育無償化に伴って交付税が大幅に増額され、7年ぶりの黒字となったといえます。しかし、コロナ禍で黒字になるということは、逆に言えば、市独自のコロナ対策、支援がそれだけでできていないということが言えます。もっと弥富市としても、国や県の援助が十分でない支援を補強したり、弥富市ならではの独自の支援を行うべきであったかと思えます。

また、保育無償化によって交付税が増額されたにもかかわらず、不妊治療の補助の拡充、ロタウイルスワクチンの無償化以外は子育て支援拡充に使われていないということも問題です。子供のために増額された交付税を見込んで、お金がないからと足踏みしていたJR・名鉄弥富駅の自由通路事業を進めているところも納得できません。

公共施設再配置計画の中では、36年間で332億円も不足するといっていて、現在解体中の市民プールをはじめ、様々な公共施設が解体・廃止・統合を行って、維持管理を減らしていくのに、大幅な維持管理が発生する自由通路を整備する点でも、この予算を執行した決算を認めるわけにはいきません。その方向を大きく変更し、税金は市民のため、困っている人たちのため、利便性より安全性を重視した使い方に変えるべきだと思います。

3号認定は、国民健康保険税についてですが、国保の加入者は高齢者や低所得者の割合が過去最高となり、その負担は限界にきています。全国知事会、市町村会も国に対して1兆円を投入し、負担を減らすことを求めています。しかしながら、国の方針に従い、市の法定外繰入金を減らし、逆に加入者の負担はどんどん重くなっている一方、社会保険とは違い、均等割によって家族が増えれば増えるほど負担が重くなる仕組みになっています。改定では、資産割が下がる一方で、この均等割が大きく上がっております。これは少子化対策にも逆行しており、認めるわけにはいきません。今こそ県と市町村が力を合わせ、国の制度の改善、そして拡充を求めるときだと思います。

第4号認定については、後期高齢者医療の特別会計ですが、この制度そのものを矛盾に感じています。高齢者は年金がどんどん減る一方で、重い負担となっており、到底賛同できるものではありません。

第5号認定は、介護保険の特別会計です。前回の改定の保険料でも16%と県内トップの値上げとなり、さらに今回も500円ほどの値上げとなっています。第1号被保険者の負担割合が本来25.3%なのに対して、それ以上の負担となっています。現在の介護保険等の特別会計の繰越金と基金は、この過重な負担によるものであり、改善を求めます。

また、第6号の下水道事業は、料金収入では全然賄えず、約6億円も一般会計から拠出しても、将来の維持管理に充てる減価償却費の積立てができないものとなっています。このま

まこの事業を続ければ、さらにその負担は大きくなり、さらには事業が拡大されるごとに負担の増大が想定されます。現在の方針では、ようやく市街化調整区域における事業計画を見直し、合併浄化槽で対応するという改善方針を打ち出しましたが、それだけではこの会計はもちません。もっと大胆に、大幅に事業の見直しをしていく必要があると考えます。

以上の理由等々により、これらの決算認定につきましては反対とさせていただきます。

○議長（大原 功君） 次に、佐藤仁志議員。

○6番（佐藤仁志君） 6番 佐藤仁志。

認定第1号令和2年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で討論します。

令和2年度は職員の努力により予算が執行できました。しかし、今後は財政の悪化要因が増加することに留意し、対策を急いでほしい。そのための行政職員への激励の立場で賛成討論をします。

地方公共団体は非常に厳しい状況にあります。予算がない、人がない、そういう中でも皆さんけなげに頑張っていると思います。それでも市の職員の皆さんには改善を望みたい点があります。それは議会議員に対してという狭い視野でなく、広く市民の皆さんに対して自分たちの成果をより分かりやすく理解されるように発信してほしいということです。

例えば、主要施策成果報告書がありますが、ただ単に事業内容を並べただけになっていないでしょうか。あらゆる場面で弥富市の主人公である市民の皆さんに、自分たち行政が何を財源に何を工夫し、どうやって成果を出したということを伝える姿勢を持ってほしいと思います。

さて、令和2年度の決算は無事に済みましたが、今後は厳しいと思います。公共下水道の新設工事を集中的に整備するため、また農業集落排水においては大規模修繕のための費用が必要になってきています。全国的な問題ではありますが、福祉関係の予算の比重については言うまでもありません。自由に使える予算が確実に減っていきます。

最大の懸案は、どうしても避けられない事業、公共施設が老朽化することに伴い、必要な大規模修繕費の戦略的な計画が立てられていないことです。総合社会教育センター、十四山スポーツセンター、2つある福祉センター、いこいの里など、設備の更新が目前に迫ってきています。このまま修繕するか、施設の見直しをするか、検討も迫られてきています。

この先5年間の中期財政計画はいいと思います。その後の5年、さらにその後の5年、10年、20年と人口減少、高齢化にどう対処するかです。今何をしておくべきなのか、そして今何をしてはならないのか。これは4年に1回の選挙で替わる議員や市長よりも継続性のある行政職員が専門家として責任を持って考えておくべき課題です。そういう行政組織、特に幹部会が経営会議をしてきたかという、残念ながら成果が見えてきていません。

右肩上がりの成長期には、もっとももっとととにかく頑張れば何とかかなりました。これからの少子高齢化社会では、高齢者の実感を持っていえば、去年できたことが今年にはできないという現実はどう折り合っていくかということです。予算編成が硬直化して実質的に予算が目減りしていく中で、やらなければならないことを絞り込む必要があります。行政、民間、市民がすべきこと、協働して行うべきことを精査しながら、費用対効果を厳選していくのが人口減少社会における壮大な撤退戦です。

行政職員の立場では、決算は前年度の自分たちの事業を自分の部や課だけでなく、市役所全体の事業体系の中で自分の部門の現状と課題を改めて見直すいい機会です。来年度の予算要求、予算編成に向けて、よりより事業をするためには、どういう課題に対して何を優先的にどういう手法で解決するのか、同僚と、あるいは上司や部下と話し合い、あるいは関係する市民とも話し合っただけで次の予算要求につなげていく重要な基礎資料が決算です。令和2年度は無事に済みました。職員の努力への感謝とともに、将来のために職員の組織的・戦略的奮起を求めて、賛成討論とします。

○議長（大原 功君） 他に討論の方はございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（大原 功君） 討論のないことを確認いたしましたので、討論を終結し、これより採決に入ります。

議案第30号は、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 功君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案どおり可決決定をいたしました。

次に、議案第31号は、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 功君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案どおり可決決定をいたしました。

次に、議案第32号から議案第38号まで、以上7件は原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第32号から議案第38号まで、以上7件は原案どおり可決決定をいたしました。

次に、認定第1号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 功君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案どおり可決決定をいたしました。

次に、認定第2号は、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 異議なしと認めます。

よって、認定第2号は、原案どおり可決決定をいたしました。

次に、認定第3号は、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 功君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案どおり可決決定をいたしました。

次に、認定第4号は、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 功君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案どおり可決決定をいたしました。

次に、認定第5号は、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 功君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案どおり可決決定をいたしました。

次に、認定第6号は、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 功君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案どおり可決決定をいたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第17 請願第4号 弥富市残土条例の制定を求める請願書

○議長（大原 功君） この際、日程第17、請願第4号を議題といたします。

請願第4号に関する審査の経過と結果の報告を委員長に求めます。

三浦行財政委員長。

○行財政委員長（三浦義光君） それでは、請願に対する委員長報告をさせていただきます。

行財政委員会に付託されました案件は、請願第4号弥富市残土条例の制定を求める請願書です。

本委員会は、去る9月13日に委員全員の出席により開催し、審査を行いました。その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

最初に紹介議員より趣旨説明があり、委員より、愛知県においても同様の条例等をつくり、同様の問題意識を持ち取り組んでいるが、この県の動向は御存じでしょうかとの質問に、紹

介議員より、私としては承知している。ただし、現状は今年度、条例制定の調査に踏み切るという段階で、まだ何も具体的には決まっていない。同様のものかも分かっていない。被害に遭われた方が市民にいる。未然に防ぐということで、弥富市として問題の解決に当たるといふ姿勢を見せたほうがよいと思っていると答弁があり、続けて委員より、県が細かく調査をして、県内というより、より大きな範囲で対応することができると思う。愛知県知事より愛知県環境審議会に対して、愛知県における土砂等の埋立て等に関する制限の在り方について意見を求めている。このような県の動向を見極める、また県に協力して県条例の後押しをするなどではいけないのですかとの質問に、紹介議員より、県がどのタイミングで条例制定されるのか分からないが、歩幅を合わせて一緒に研究して、その解決に当たるとは請願者も望んでいると思うとの答弁があり、続けて委員より、請願者が求めている条例の内容、あるいは参考にしてしている市町村はありますかとの質問に、紹介議員より、みよし市の例がある。みよし市は、未然に防止するという対応を中心に行っている。特徴的なのは、事業者に関しての管理義務、報告義務等を設けている。罰則規定等も事業者に対して重きを置いたものとなっているので、参考にして進めてほしい。高さの制限等も条項に盛り込んでいただきたいとの答弁がありました。

また、委員より、今回の請願はいきなり条例を制定してくださいということであるが、請願者の方は、弥富市に対して残土条例に関する調査研究をしてくださいという要望の請願は考えられたかとの質問に、紹介議員より、この条例を制定してくださいということは、今すぐということではなく、今後、弥富市が調査研究をした上で、県条例の動向も見ながら不足した部分を補完してほしい。県任せではなく、弥富市独自で考えてほしいという願いであるとの答弁がありました。

以上のような付託された請願に対する質疑を経て、討論に入り、条例の制定を急いでいないということ、議員提案での制定をしてほしいということ、未然に防ぐのを目的としていることが分かった。請願者の思いは理解できるが、この請願によっても、それだけで肝腎な未然に防ぐという目的を達することはできません。県の条例に足りないところがあれば、この弥富という地形の中でどうすれば未然に防ぐことができるのか、議員提案などをしてその内容について議論することが大切であるとの反対討論があり、愛知県の条例もようやく進み出したと思うが、まだ具体的には何も決まっていない状況である。残土の問題や悪質な業者を排除するという姿勢を弥富市独自で示して、再びこのようなことが起こらないように未然に防ぐ、抑止の観点からも条例を検討していくことが必要である。例えば、特別委員会等を設置して、今後、調査研究をして、再び起こさないという強い姿勢を見せ、条例を制定すべく進めるとの賛成討論がありました。

採決の結果、賛成少数により不採択と決定されましたことを御報告し、行財政委員会の報

告を終わります。

○議長（大原 功君） これより質疑に入ります。

質疑の方ございませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 質疑のないことを確認いたしましたので、これより討論に入ります。

討論の通告がありましたので、順次発言を許します。

まず、板倉克典議員。

○1番（板倉克典君） 1番 板倉克典。

請願第4号弥富市残土条例の制定を求める請願書について、賛成の立場で討論させていただきます。

1990年頃から、国内の各地で残土の問題が度々問題になってきました。国レベルでは法的なレベルには至っておらず、幾つかの都道府県では残土条例をつくって残土処分を許可制にしています。愛知県では、県全体で統一的な規制がされていない状況で、条例制定には至っておりません。弥富市内でも、土地所有者の意向を無視して、高さ約10メートルの建設残土が投棄された問題が起きています。市に残土の規制をする条例がないままでは、今後も市内に残土の山ができてしまうことも考えられます。

今回、市民の方から許可制の残土条例を制定し、崩落による事故を防ぐこと、林地の保全や人命を守ることを願われ、そこに私は賛同し、請願書紹介議員とさせていただきました。

残土の無秩序な堆積は周辺住民に不安を与えますし、市民の生活に大きな影響を及ぼします。行政にとって、その防止は重要な課題であると考えます。

先日、愛知県でも条例を検討しているという報道がありましたが、愛知県環境審議会での意見招集があったという段階であり、まだ先が分かりません。愛知県では、今年7月末の時点で54ある市町村のうち、17の自治体が土砂埋立て等の規制に関する条例を制定しています。住民の生活環境を保全する、また生活の安全確保を目的とする条例、申請があった場合、十分審査し、土砂等の埋立て等を認めていく許可制にするという条例は、今弥富市に必要だと考えます。議員の皆さんには、残土の盛土、埋立てをする行為は許可制とする内容の条例制定を求めるこの請願を採択されますようお願いし、私の討論を終わります。

○議長（大原 功君） 次に、那須英二議員。

○2番（那須英二君） 2番 那須英二。

請願第4号弥富市残土条例の制定を求める請願書について、賛成の立場で討論させていただきます。

この請願は、悪質業者によって弥富市内の土地が高い盛土、山にならないように、またその人工地盤によって、熱海市のような土砂災害にならないように規制をかけ、そのような被



害が起こらないように未然に防止する、牽制する条例をつくってほしいとの願いであります。

この請願は、悪質業者によって金魚池跡地にリニアの残土を無償で畑の高さまで入れさせてほしいという下で、地権者は、農地に使える土で、道路面以下30センチで田んぼの高さまでという約束をしたけれども、全然話の違う10メートルもの山となっているという、詐欺のような被害を受けた方から出ています。

そうした中で、熱海市の土石流が人工地盤の下で起こったニュースを受け、うちの山が迷惑をかけたらどうしよう、私のような被害者を出してはいけないと思い、勇気を持って請願を出されております。

全国的にも、悪徳業者によってそのような事例が後を絶ちません。具体的に取り締まる法整備がなされていない、建設残土の処理を規制する法律が存在しないという不備があり、現在どこでも起こり得る状況になっています。

国土交通省は、各自治体で条例をつくっている例を挙げ、牽制・抑止につながっていると報告しています。また、愛知県では、熱海の土石流の事件を受け、調査・研究に踏み切り、条例制定を目指して動き出しました。しかし、具体的にはまだ何も決まっていません。

そのような時期にこの請願が出されているわけですが、私としてはこれを機に弥富市独自で条例制定に向けて調査・研究をし、条例を制定すべきだと考えます。県がどのような条例を考えているかも調査し、県ではカバーできない部分も含めて検討し、弥富市ならではの条例を考えていく必要があるのではないのでしょうか。特に、このような被害が市民にあった当該自治体として、市と行政がこの事件に真剣に向き合い、二度とこのような被害を弥富市内から出さないという強い姿勢が必要だと思います。

弥富市には、まだまだ金魚池、あるいは金魚池跡地がたくさん残っています。そういう中で、このような事例は他人事ではなく、再び弥富市で起こり得る可能性があります。それを未然に防ぐ、そのために早急に弥富市独自で条例を制定することを望みます。少なくとも、盛土、残土の特別委員会の設置を求めています。

各議員におきましても、市民の財産を守る観点から、良心に従って判断を行っていただきたいと思い、賛成討論とさせていただきます。

○議長（大原 功君） 他に討論の方はございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（大原 功君） 討論のないことを確認いたしましたので、これで討論を終結して、これより採決に入ります。

請願第4号の趣旨に賛成の方の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 功君） 起立少数と認めます。よって、本請願は不採択と決定いたしました。

早川議員から発議第4号から発議第7号まで4件の議案が提出されました。

お諮りいたします。

これを直ちに日程に追加し、議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、発議第4号から発議第7号まで、以上4件を本日の日程に追加し、議題とすることに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第18 発議第4号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について

日程第19 発議第5号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書の提出について

日程第20 発議第6号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出について

日程第21 発議第7号 特定外来生物の侵入防止のため輸入品に対する検疫強化の法律改正を求める意見書の提出について

○議長（大原 功君） この際、日程第18、発議第4号から日程第21、発議第7号まで、以上4件を一括議題といたします。

本案は議員提案ですので、提出者である早川議員に提案理由の説明を求めます。

早川議員。

○12番（早川公二君） 12番 早川公二。

それでは、発議第4号から発議第7号までの4案の意見書の提出につきまして、提案理由を申し上げます。

発議第4号コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書は、社会保障関係経費や公共施設の老朽化対策費など、将来に向け増嵩する財政需要に見合う財源を求め、地方税制の充実確保をするため、令和4年度地方税制改正をされるよう国に対し強く要望するものであります。

発議第5号定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書は、令和4年度の政府予算編成に当たり、定数改善計画の早期策定・実施と、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率の2分の1への復元に向けて十分な教育予算を確保されるよう、国に対し強く要望するものであります。

発議第6号国の私学助成の拡充に関する意見書は、父母負担の公私格差を是正するために就学支援金を一層拡充するとともに、私立学校振興助成法に基づく国庫補助金を堅持し、私立高校以下の国庫補助金と、それに伴う地方交付税交付金を充実し、私立学校振興助成法に

基づく国庫補助制度を堅持し、私立高校以下の経常費補助の一層の拡充を図られるよう、国に対し強く要望するものであります。

発議第7号特定外来生物の侵入防止のため輸入品に対する検疫強化の法律改正を求める意見書は、特定外来生物の中でも人的被害が懸念される種の侵入・定着を防ぎ国民の安心安全を確保するため、特段の措置を講じられるよう、国に対し強く要望するものであります。

以上、この意見書4件につきましては、それぞれ関係機関に提出することを提案するものであります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（大原 功君） これより質疑に入ります。

質疑の方ございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（大原 功君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論の方ございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（大原 功君） 討論のないことを確認いたしましたので、討論を終結し、これより採決に入ります。

発議第4号から発議第7号まで、以上4件は、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、発議第4号から発議第7号まで、以上4件は原案どおり可決決定をいたしましたので、地方自治法第99条の規定により、関係機関に意見書を提出しておきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第22 閉会中の継続審査について

○議長（大原 功君） 日程第22、閉会中の継続審査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第111条の規定により、閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りいたします。

議会運営委員長の申出どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長の申出どおり決しました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

これもちまして、令和3年第3回弥富市議会定例会を閉会いたします。ご苦労さんでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時53分 閉会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 大 原 功

同 議員 鈴 木 みどり

同 議員 早 川 公 二